

生駒市の環境

《令和2年度版》

生駒市



はじめに

この生駒市の環境《令和2年度版》は、令和元(2019)年度における市の環境状況、環境関連計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書である。

本市の環境施策に係る計画（第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画）の令和元(2019)年度の進捗状況を以下に示す。

項目	基準年	基準値	目標数値		2019年度実績値	達成率
			令和元年度	令和5年度		
温室効果ガス排出量削減率	平成18(2006)年度	—	16.3%	21.5%	(※1) 20.3%	94.3%
緑地面積の割合	平成29(2017)年度	47.85%	47.87%	47.90%	47.87%	40.0%
遊休農地活用事業で利用されている農地面積	平成29(2017)年度	49,689㎡	53,285㎡	57,285㎡	50,406㎡	9.4%
下水道普及率	平成29(2017)年度	69.8%	71.4%	73.5%	71.4%	43.2%
再資源化率	平成29(2017)年度	23.0%	24.9%	28.8%	22.1%	-15.5%
家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	平成29(2017)年度	437g	426g	405g	439g	-6.3%
再エネによる発電容量合計	平成29(2017)年度	25,245kW	28,545kW	35,145kW	27,135kW	19.1%
1人あたりCO ₂ 排出量	平成29(2017)年度	2.25t-CO ₂	2.33t-CO ₂	2.16t-CO ₂	(※1) 2.16t-CO ₂	100.0%
資源循環コミュニティステーションの設置	令和2年(2020)度	—	—	2ヶ所	—	—

(※1) 直近の値が平成30(2018)年度の数値となっている。

(※) 文章中で(*)のある用語は、87ページ以降の資料編に用語の解説を記載している。

目次

第1章 総説

1 生駒市の概要	1
(1) 生駒市の位置	1
(2) 土地利用	2
(3) 人口	2
(4) 気象	3
(5) エネルギー等使用	3
2 環境行政の概要	5
(1) 環境行政の組織体制	5
(2) 生駒市環境基本条例	5
(3) 生駒市環境基本計画	6
(4) 環境モデル都市アクションプラン	7
(5) SDGs 未来都市計画	8
(6) 生駒市エネルギービジョン	8
(7) ごみ半減プラン（生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）	9

第2章 生駒市の環境施策

1 環境目標の進捗状況	10
(1) 温室効果ガス排出量削減率	10
(2) 緑地面積の割合	10
(3) 遊休農地活用事業で利用されている農地面積	10
(4) 下水道普及率	11
(5) 再資源化率	11
(6) 家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	11
(7) 再エネによる発電容量合計	11
(8) 1人あたりCO ₂ 排出量	12
(9) 資源循環コミュニティステーションの設置	12
2 環境施策の取組	13
(1) 創エネルギー・省エネルギーの推進	13
(2) 環境まちづくりの主な取組	16
(3) 廃棄物対策	22
(4) 公共交通対策	28
(5) 生活排水対策	31
(6) 自然環境・生物多様性	34
(7) 環境美化の推進	37
(8) 環境教育・環境啓発	39

(9) 生駒市環境マネジメントシステムの運用	42
------------------------	----

第3章 生駒市の環境の状況

1 大気汚染・悪臭	43
(1) 大気汚染に係る環境基準	43
(2) 大気質調査	43
(3) 光化学スモッグ	52
(4) 酸性雨	52
(5) 悪臭に係る規制	54
2 水質汚濁	55
(1) 水質汚濁に係る環境基準	55
(2) 河川の水質	58
(3) 地下水及び河川の水銀調査	65
3 騒音・振動	67
(1) 騒音等	68
(2) 特定工場等・特定建設作業	77
(3) その他の騒音規制	80
4 苦情受理件数	82
5 有害化学物質等対策	83
(1) 有害大気汚染物質	83
(2) ダイオキシン類	83
(3) アスベスト	85
(4) 土壌汚染対策	85

第4章 資料編

1 用語の解説	87
2 令和元年度測定データ	95
(1) 大気質	95
(2) 河川水質	97
(3) 生駒市清掃センター	106
(4) エコパーク21	108
3 施設概要	111
(1) 生駒市清掃センター	111
(2) エコパーク21	112
(3) 火葬場	113
4 生駒市環境基本条例	114
5 環境行政の沿革	120

第1章 総説

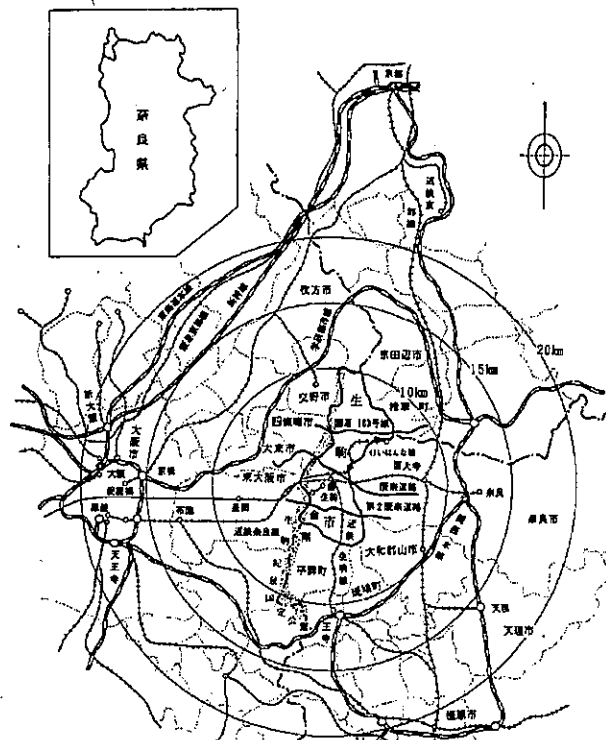
1 生駒市の概要

(1) 生駒市の位置

生駒市は、奈良県の北西端に位置しており、市域は東西 8.0km、南北 15.0km と南北に細長い形状となっている。面積は 53.15km² と奈良県の総面積の 1.4% を占めている。

市域は、西に生駒山(標高 642m)を中心とした生駒山地、東に矢田・西の京丘陵が南北に併走し、北に富雄川、南に竜田川が南流し、それぞれ富雄谷、生駒谷を形成している。市境は、北に枚方市、東に京田辺市・精華町・奈良市・大和郡山市、南に斑鳩町・平群町、西に交野市・四條畷市・大東市・東大田市に接している。また、大阪市中心部から約 20km、奈良市中心部から約 13km と近接した距離に位置している。

図表1 生駒市の位置図



図表 2 生駒市の地勢

面積	広 ぼ う			海 抜	
	周囲	東西	南北	最高	最低
53.15km ²	60km	8.0km	15.0km	642m	77m

図表 3 市役所の位置

所在地	東経	北緯	海拔
生駒市東新町 8-38	135度42分	34度41分	136.44m

図表 4 市域の変遷

	年 月 日	総面積 (km ²)
生駒郡北生駒村	明治 30 年 4 月 1 日	13.91
生駒町制施行	大正 10 年 2 月 11 日	13.91
南生駒村編入合併	昭和 30 年 3 月 10 日	27.15
北倭村編入合併	昭和 32 年 3 月 31 日	52.58
生駒市制施行	昭和 46 年 11 月 1 日	52.58
国土地理院改訂値	令和 元年 7 月 1 日	53.15

(2) 土地利用

生駒市は、市域全体が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は総面積の約4割を占めている。用途地域区分では住居系用途が最も高い割合となっており、特に第一種低層住居専用地域の割合が高く、全体の半分以上を占めている。一方、商業系用途（近隣商業地域、商業地域）及び工業系用途（準工業地域）の占める割合は低くなっている。

図表 5 都市計画用途地域

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
都 市 計 画 区 域		5,318.0	100.0
市 街 化 区 域		2,140.3	40.2
市 街 化 調 整 区 域		3,177.7	59.8
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	1,238.2	57.9
	第二種低層住居専用地域	5.7	0.3
	第一種中高層住居専用地域	112.9	5.3
	第二種中高層住居専用地域	5.3	0.2
	第一種住居地域	460.6	21.5
	第二種住居地域	12.6	0.6
	準住居地域	15.9	0.7
	近隣商業地域	90.0	4.2
	商業地域	39.5	1.8
	準工業地域	159.6	7.5
合 計		2,140.3	100.0

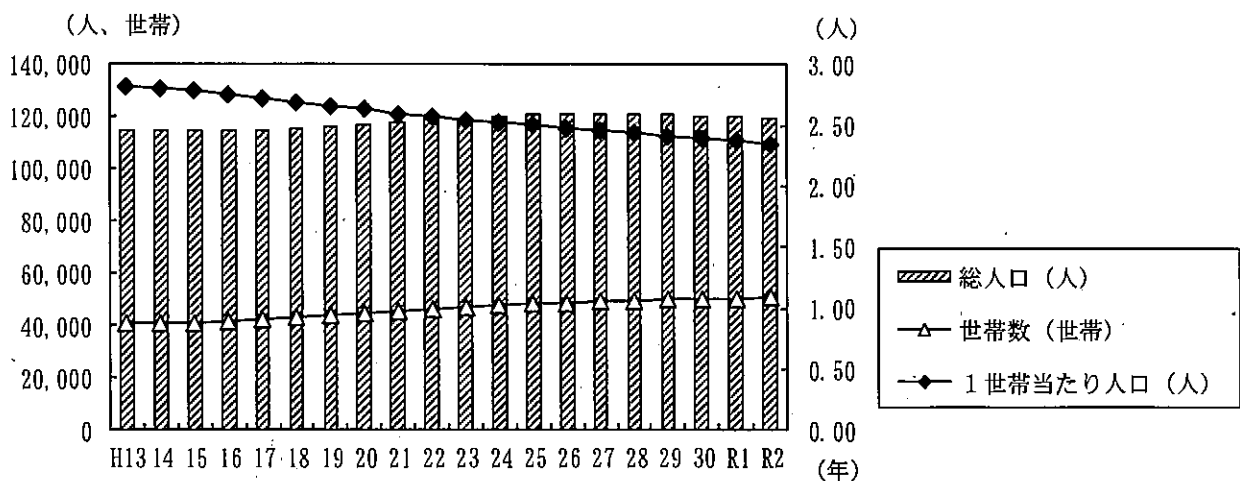
(注) 平成 27 年 2 月 20 日時点 都市計画決定面積

(3) 人口

生駒市の総人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 119,011 人となっている。これまでの推移を概観すると、平成 14 年に初めて減少傾向に転じてからは、平成 16 年までほぼ横ばいで推移し、平成 17 年から微増を続けていたが、平成 26 年に再び減少に転じた。人口規模は奈良市、橿原市に次ぎ、奈良県下で第 3 位となっている。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、令和 2 年 10 月 1 日現在で 50,753 世帯である。なお、1 世帯当たりの人口については、減少を続けており、2.34 人となっている。

図表 6 生駒市の総人口及び世帯数（各年 10 月 1 日現在）



(注) 世帯数及び人口は、住民基本台帳による。

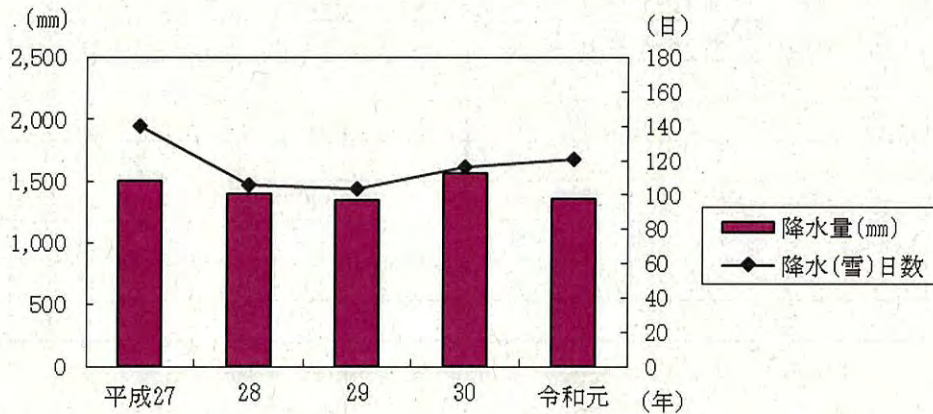
(4) 気象

生駒市は、年平均気温が15℃程度で比較的温暖な気候であるが、最低気温と最高気温の格差が大きい典型的な盆地気候である。降水量は、年によって変動があり、概ね1,000～1,500mm程度で推移している。

図表 7 生駒市の気象

		平成27	28	29	30	令和元
気温(℃)	平均	16.0	16.4	15.6	16.2	16.2
	最高	37.3	36.7	36.9	39.3	37.5
	最低	-2.3	-4.3	-3.5	-4.1	-2.6
降水量(mm)		1,498	1,402	1,345	1,567	1,352
降水(雪)日数		140	106	104	116	121

図表 8 降水量及び降水(雪)日数



(5) エネルギー等使用

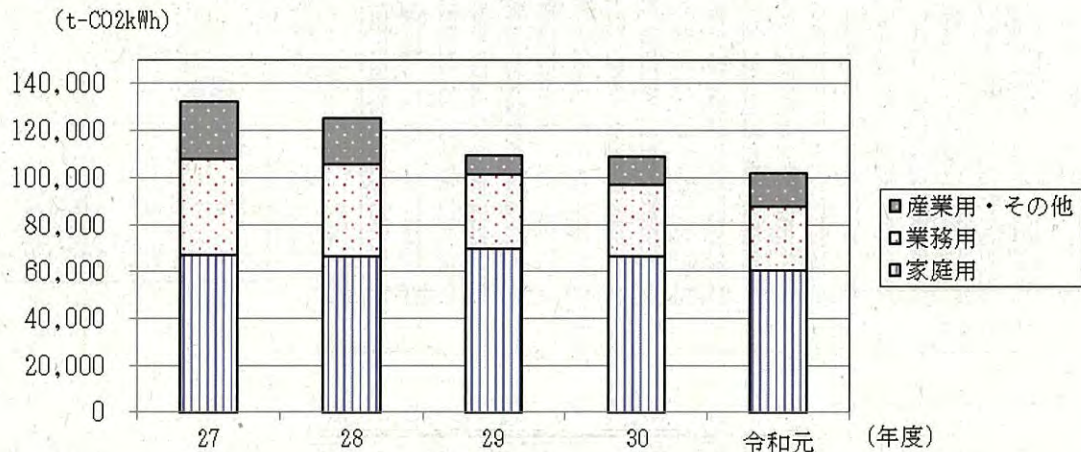
① 電力

令和元年度の生駒市の電力消費量(CO2換算後)は、市域全体で102,008t-CO2となり、そのうち家庭用が全体の59%を占め、続いて業務用が27%、産業用・その他が14%となっている。

図表 9 生駒市の電力消費量(CO2換算後)

		平成27	28	29	30	令和元
		(t-CO2)				
家庭用		66,730	66,146	69,779	66,243	60,645
業務用		40,935	39,296	31,650	30,789	27,057
産業用・その他		24,386	19,762	8,208	11,818	14,306
合計		132,051	125,205	109,636	108,850	102,008

※新電力事業者の値を含まないため、市全域の総電力消費量の値ではない。



② 都市ガス

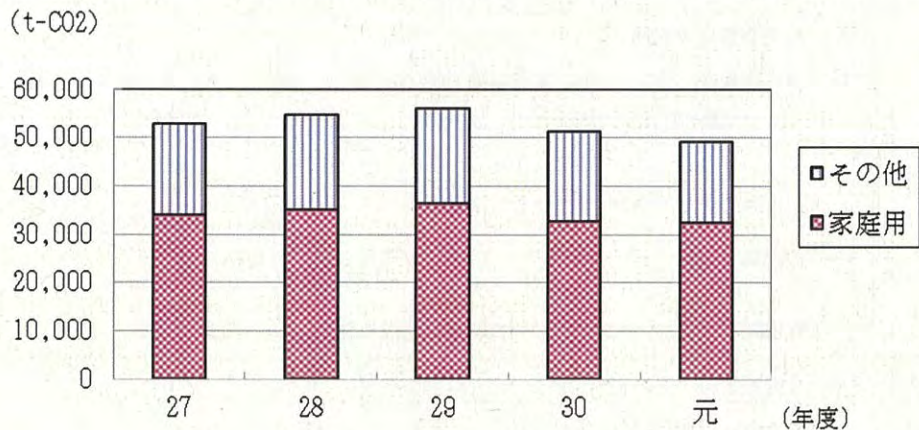
令和元年度の生駒市の都市ガス需要量（CO2 換算後）は、全体で 49,184 t-CO2 となり、家庭用が全体の 66%を占めている。

図表 10 生駒市の都市ガス需要量（CO2 換算後）

	平成27	28	29	30	令和元
家庭用	34,126	35,000	36,514	32,678	32,314
その他	18,801	19,797	19,463	18,563	16,870
合計	52,927	54,797	55,977	51,241	49,184

(t-CO2)

※経済産業省の登録ガス小売事業者の需要量を含まないため、市全域の総都市ガス需要量ではない。

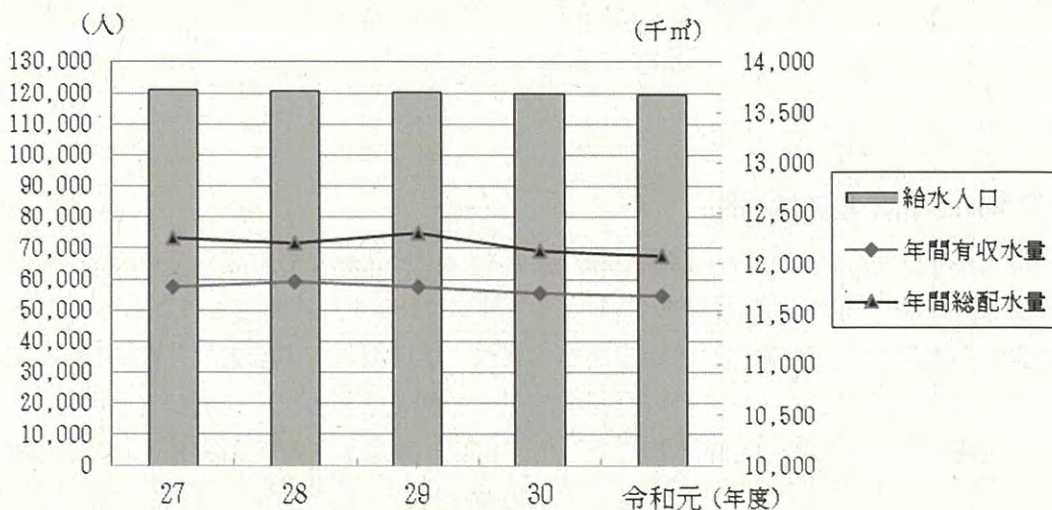


③ 水道

生駒市では、平成 26 年度以降、水道の給水人口(*)は減少傾向にあり、年間総配水量(*)についても、減少傾向にある。

図表 11 生駒市の水道需要量

	平成27	28	29	30	令和元
給水区域内居住人口	120,835	120,741	120,336	119,795	119,281
年間総配水量 (千 m^3)	12,252	12,199	12,311	12,130	12,071
年間有収水量(*) (千 m^3)	11,766	11,826	11,774	11,704	11,680

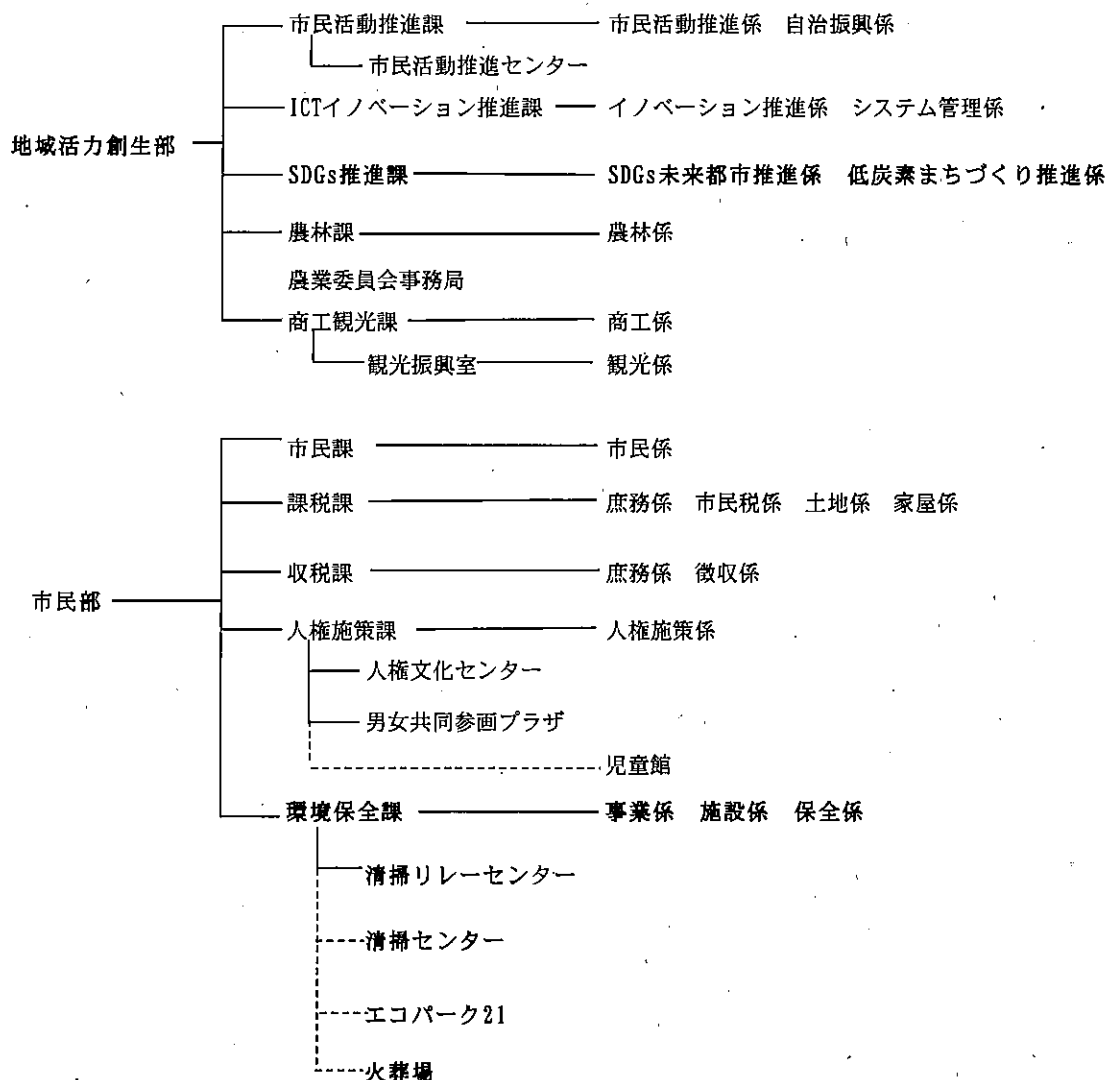


2 環境行政の概要

(1) 環境行政の組織体制

環境行政の範囲は多岐にわたっているが、生駒市では、地域活力創生部に所属するSDGs推進課と市民部に所属する環境保全課が中心となって所管している。組織体制は、以下のとおりである。

図表 12 環境行政の組織体制（令和2年4月1日現在）



(2) 生駒市環境基本条例

生駒市環境基本条例は、地球環境問題(*)など新たな環境課題にも対応していくために、生駒市の環境の保全及び創造を進める環境行政の基軸として平成11年3月に制定されたものである。

この条例は、循環型社会の構築、人と自然との共生、地球環境への配慮などを通じて、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の保全・創造に努め、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受できることを基本理念として、市民・事業者・行政の責務と役割、環境施策の方向性などについて明らかにすることにより、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものである。

(3) 生駒市環境基本計画

生駒市環境基本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、生駒市の環境の保全及び創造を総合的・計画的に推進するための計画である。平成21年3月に策定された第2次計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、平成31年3月には第3次計画を策定した。

第3次計画は、第2次計画の成果と課題を踏まえた上で、近年の大きな課題となっている脱炭素社会への移行や、循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指し、また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的な視点から取組を展開することを目標としている。

① 望ましい環境像

- 豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま

② 代表指標と目標値

- 代表指標

目標	指標	指標の説明	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度) ※中間目標年度
1 自然環境 豊かで多様な 自然と共生す るまち	緑地面積の割合	市全域に対する緑地（農地を除く）面積の割合	47.87%	47.90%
	遊休農地活用事業で利用されている農地面積	遊休農地活用事業で利用されている農地の面積（累計）	50,406㎡	57,285㎡
2 生活環境 安全・快適で 資源循環型の まち	下水道普及率	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合	71.4%	73.5%
	再資源化率	ごみ発生量のうち、再資源化するために分別されるビン・缶・ペットボトル・ミックスペーパー等の重量の割合	22.1%	28.8%
	家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	1人が1日あたりに出す家庭系燃えるごみの排出量	439g	405g
3 地球環境 再エネの地産 地消が進む超 低炭素のまち	再エネによる発電容量の合計	市内の家庭・事業者が電気事業者と電力供給契約を締結した発電設備容量の合計	27,135kW	35,145kW
	1人あたりCO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したもの	2.16t-CO ₂ 平成30(2018) 年度実績	2.16t-CO ₂ (※)
4 コミュニティ 環境意識と行動の輪が広がるまち	モニター指標のみを設定			

(※) 環境モデル都市アクションプランで掲げている中長期目標令和12(2030)年度に基準年度比35%削減、令和32(2050)年度に基準年度比70%削減)を前提とした目標値

(4) 環境モデル都市アクションプラン

生駒市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて国から選定された。環境モデル都市は全国で23都市が選定されているが、奈良県では初めての選定で、近畿でも京都市、堺市、神戸市、尼崎市に続く選定となる。

選定をうけて平成27年1月に第1次となる生駒市環境モデル都市アクションプランを策定。平成31年3月には、第1次アクションプランの計画期間満了にあたり、基本的な考え方と目標を継承した第2次生駒市環境モデル都市アクションプランを策定した。

環境モデル都市に求められる役割は、低炭素型の都市像の創出という役割を超え、あらゆる社会課題と向き合う新たな地域モデルの実現という、より広範なものになりつつある。第2次アクションプランでは、国が推進するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、「まち」「ひと」「経済」の三側面から取組を再整理した。本市が誇る市民力を最大限に活用しながら、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルとの実現を先導することを目指している。

① 将来像と削減目標

○ 将来像

市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市

○ 温室効果ガス(*)排出量の削減目標（基準年：平成18(2006)年度）

将来像の実現及び世界に先駆けた低炭素“循環”型住宅都市のモデルの構築を目指すことを踏まえ、中期目標、長期目標を掲げている。

- ・中期目標：令和12(2030)年度 35%削減
- ・長期目標：令和32(2050)年度 70%削減

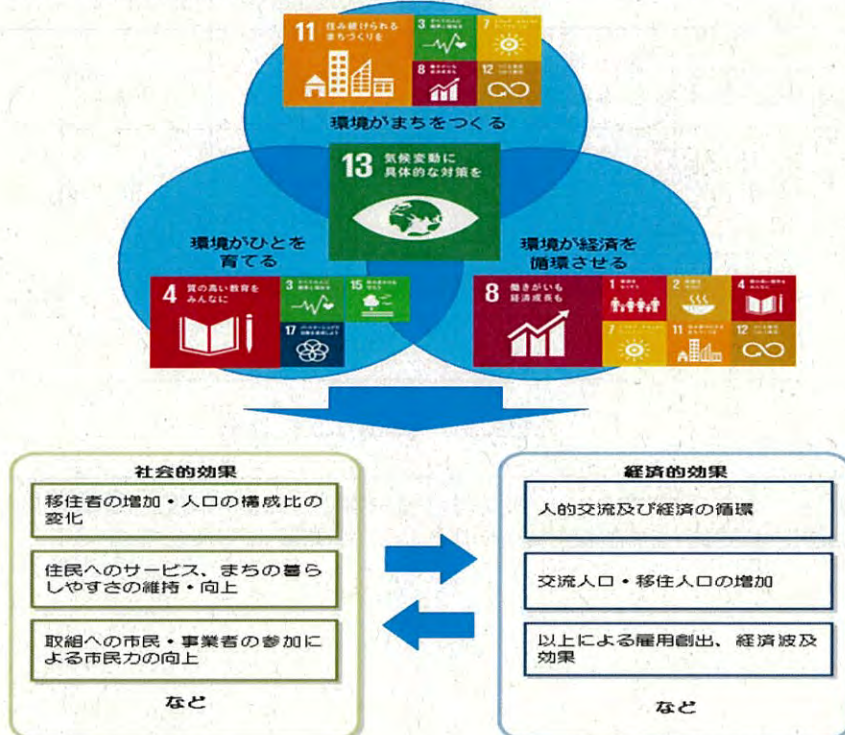
② 目標達成のための3つの柱

○ 環境がまちをつくる

○ 環境がひとを育てる

○ 環境が経済を循環させる

③ 地域の活力の創出などの効果



(5) SDGs 未来都市計画

生駒市は、特に「経済」・「社会」・「環境」の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定された。

選定をうけて、令和元年10月には「生駒市SDGs未来都市計画」を策定した。生駒市では、環境モデル都市として推進してきた取組をさらに発展させ、「いこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）」を核として、再生可能エネルギー拡大によるエネルギーの地産地消の推進、市内産業の活性化、収益の還元による地域課題の解決、市民のまちづくりへの参画の促進など、「経済」・「社会」・「環境」に関する課題に対応し、「日本版シュタットベルケ（※）モデル」の実現を目指す。

このほかにも、生駒市総合計画のほか、生駒市環境基本計画や生駒市環境モデル都市アクションプラン等の関係計画に基づく施策にSDGsの視点から総合的に取組み、住宅都市における持続可能モデルを創出する。

（※）シュタットベルケとはドイツにおける、電気、ガス、水道、交通などの公共インフラを整備運営する公社のこと。複数のサービス提供を1つの事業体で行うことで地域密着の公共サービスの提供を目的としている。

○ 特に注力する先導的取組

（経済面の取組）

- ・いこま市民パワーにおける雇用の創出
- ・シェアリングエコノミーの推進

（社会面の取組）

- ・日常の“こみ出し”を活用した「社会コンビニエンス事業」
- ・セカンドキャリア人材のまちづくりへの参加
- ・女性の活躍促進

（環境面の取組）

- ・住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進
- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入
- ・資源循環・コミュニティステーションによる資源の再活用

（三側面の統合的取組）

「いこま市民パワーによる日本版シュタットベルケモデル構築事業」

- ① 電力事業を核とするエネルギーコストの地域内循環の形成・市内経済の活性化
- ② コミュニティサービスによる地域課題の解決
- ③ 卒FIT電源の積極的活用等による再生可能エネルギーの普及拡大

○ 自治体SDGsの推進に資する取組

- ① 都市構造の再設計（空き家対策）
- ② こみ排出量の削減
- ③ 高齢者支援
- ④ 子育て支援（稼ぐ教育）
- ⑤ スローツーリズムの推進
- ⑥ 農業の振興（AI・IoT等）

(6) 生駒市エネルギービジョン

生駒市エネルギービジョンは、環境基本計画の方針やこれまでの活動の経緯と成果、地域の実状を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した生駒市におけるエネルギー施策の基本的な方針である。

① 行動目標（令和12(2030)年度の都市イメージ）

『エネルギーを賢く利用し、安心・安全で持続的に成長できる都市』

② 計画目標

	短期 (平成 30 (2018) 年度)	中長期 (令和 12 (2030) 年度)
市域のエネルギー消費量削減割合 (平成 18 (2006) 年度比)	5%	20%
太陽光発電(*)の普及率 (平成 23 (2011) 年度 (4.8%))	16.5%	30%
電力需要見込みに対する太陽光発電による自給率	-	15%

③ エネルギー施策の基本方針

- コンパクトなまちづくりとライフスタイルの転換
- 住宅など建物のエネルギー性能向上
- 再生可能エネルギーの導入加速化
- 安心・安全なエネルギー環境の構築

(7) ごみ半減プラン (生駒市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画)

ごみ半減プランは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)」第 6 条第 1 項に基づき策定した、生駒市における一般廃棄物 (ごみ) 行政全般に係る基本的方向を定めた計画である。

本計画の計画期間は、平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 10 年間とし、対象とするごみは、生駒市内において発生する一般廃棄物である。なお、排出・処理される一般廃棄物のみならず、発生源で減量、再資源化、自家処理などされる一般廃棄物についても対象とし、その基本的な方向や施策の展開などを定めている。

目標 (基準年: 平成 21 (2009) 年度 目標年: 令和 2 (2020) 年度)

- 市施設によるごみの受入量
36 千 t を 28 千 t に 8 千 t 削減
- 焼却ごみ量
35 千 t を 17 千 t に半減
- 資源化量
7 千 t (資源化率 17%) を 20 千 t (資源化率 53%) に増加

令和元 (2019) 年度目標達成率

単位: t

	a 基準年度 (平成 21 (2009) 年度)	b 最終目標年度 (令和 2 (2020) 年度)	c 令和元 (2019) 年度	削減量 (a-c)	達成率
ごみ発生量 A	40,000	39,000	37,055	2,945	294.5%
ごみ排出量 (市施設受入量) B	36,000	28,000	33,778	2,222	27.8%
焼却ごみ (燃やすごみ) 量 C	35,000	17,000	31,131	3,869	21.5%
資源化量 D	7,000	20,000	8,184	△ 1,184	9.1%
資源化率 D/A	17%	51%	22.1%	-	-

第2章 生駒市の環境施策

1 環境目標の進捗状況

生駒市では、環境施策に係る計画（第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画）の成果を測る指標として、温室効果ガス排出量削減率、緑地面積の割合、遊休農地活用事業で利用されている農地面積、下水道普及率、再資源化率、家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量、再エネによる発電容量合計、1人あたりCO2排出量、資源循環コミュニティステーションの設置数を採用し、進捗状況を確認している。

※下記の各環境目標の基準年度については、各計画の策定年度に応じて設定している。

※下記の達成率については、令和元年度に対する数値となっている。

(1) 温室効果ガス排出量削減率

市域全体での二酸化炭素排出量を、平成18(2006)年度の排出量と比べて、短期目標として令和5(2023)年度に22.75%、中長期目標として令和12(2030)年度に35%、令和32(2050)年度に70%削減することを目標としている。

目標項目	目標		平成18 (基準年度)	29	30	令和5 (目標)	達成率
二酸化炭素 排出量削減率	平成18(2006)年度比で、 令和5(2023)年度21.5%、令和 12(2030)年度に35%、令和 32(2050)年度に70%削減する。	二酸化炭素 排出量(万 t-CO ₂)	32.5	27.1	(※) 25.9	25.5	94.3%
		削減率	—	16.6%	20.3%	21.5%	

※直近の値が平成30年度の数値となっている。

(2) 緑地面積の割合

市域における緑地面積の割合を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に47.90%とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
緑地面積の割合	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に47.90%を目指す。	市全域における緑地面積の割合(%)	47.85	47.87	47.87	47.90	40.0%

(3) 遊休農地活用事業で利用されている農地面積

遊休農地活用事業で利用されている農地面積を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に57,285㎡とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
遊休農地活用 事業面積	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に57,285㎡を目指す。	遊休農地活用事業で利用されている農地面積(㎡)	49,689	52,285	50,406	57,285	9.4%

(4) 下水道普及率

下水道普及率を、平成 29 (2017) 年度を基準年度とし、令和 5 (2023) 年度に 73.5%とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
下水道普及率	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に73.5%を目指す。	下水道普及率 (%)	69.8	70.9	71.4	73.5	43.2%

(5) 再資源化率

ごみ発生量のうち、再資源化するために分別されるビン・缶・ペットボトル・ミックスペーパー等の重量の割合を表す再資源化率について、平成 29 (2017) 年度を基準年度とし、令和 5 (2023) 年度に 28.8%とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
再資源化率	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に28.8%を目指す。	再資源化率 (%)	23.0	22.6	22.1	28.8	-15.5%

(6) 家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量

家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量を、平成 29 (2017) 年度を基準年度とし、令和 5 (2023) 年度に 405gとすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に405gを目指す。	家庭系燃えるごみの1人1日あたり排出量 (g)	437	437	439	405	-6.3%

(7) 再エネによる発電容量合計

再エネによる発電容量合計を、平成 29 (2017) 年度を基準年度とし、令和 5 (2023) 年度に 35,145kWとすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	30	令和元	令和5 (目標)	達成率
再エネによる発電容量合計	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に35,145kWを目指す。	再エネによる発電容量合計 (kW)	25,245	26,340	27,135	35,145	19.1%

(8) 1人あたりCO2排出量

市域における1人あたりCO2排出量を、平成29(2017)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に2.16(t-CO2)とすることを目標としている。

目標項目	目標		平成29 (基準年度)	29	30	令和5 (目標)	達成率
1人あたりCO2排出量	平成29(2017)年度を基準とし、令和5(2023)年度に2.16t-CO2を目標とする。	1人あたりCO2排出量(t-CO2)	2.25	2.25	(※) 2.16	2.16	100.0%

※直近の値が平成30(2018)年度の数値となっている。

(9) 資源循環コミュニティステーションの設置

日常の「ごみ出し」における資源回収スペースと交流・滞在スペースを併設した「資源回収・コミュニティステーション」について、令和2(2020)年度を基準年度とし、令和5(2023)年度に2ヶ所とすることを目標としている。

目標項目	目標		令和2 (基準年度)	元	令和5 (目標)	達成率
資源循環コミュニティステーションの設置数	令和2(2020)年度を基準とし、令和5(2023)年度に2ヶ所を目標とする。	資源循環コミュニティステーションの設置(ヶ所)	—	—	2	—

2 環境施策の取組

(1) 創エネルギー・省エネルギーの推進

① 公共施設への太陽光発電システムの設置

市の施設へ太陽光発電システムを設置することによって、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーの導入を促進しており、20 施設に太陽光発電システムを設置している。

各施設では、発電した電力を室内照明灯等に利用するか、固定価格買取制度（FIT）を利用し、電力会社へ売電している。一部の施設では、施設内に設置した大型ディスプレイで、リアルタイムでの発生発電量や発電の仕組み等の情報を提供することによって、地球温暖化の防止への啓発を実施している。

学研高山地区に設置した
太陽光発電パネル



図表 13 各施設の発電量

設置施設	設備容量 (kW)	設置年月	発電量 (kWh)				
			平成27	28	29	30	令和元
北コミュニティセンター	30 20	H14. 11 H29. 2	29,881	29,831	52,350	12,787※	20,939
優楽	5	H13. 10	※	4,089	4,239	3,888	3,317
RAKU-RAKUはうす	3	H13. 4	2,049	1,848	1,795	1,556	1,469
俵口小学校	10	H16. 1	※	※	※	※	※
生駒中学校	20	H21. 2 (10 kW) H22. 3 (10 kW)	25,527	10,567※	25,584	8,563※	※
図書館	20	H23. 3	20,984	20,179	19,742※	20,306	19,850
南コミュニティセンター	4	H25. 1	4,906	4,771	4,015	4,903	4,866
エコパーク21	50	H26. 3	62,401	61,833	63,345	60,335	60,587
生駒市消防署北分署	15	H26. 4	19,035	22,098	17,204	18,912	18,917
生駒駅前図書室	10	H26. 4	12,618	12,264	12,991	12,029	11,690
あすか野小学校	37.4	H27. 4	42,028	36,500	43,290	44,545	43,072
生駒市立病院	10	H27. 6	12,100	14,101	14,018	12,115	11,896
生駒台幼稚園	20	H27. 8	14,582	23,771	23,377	23,051	22,766
鹿ノ台中学校	100	H27. 9	33,134	117,775	104,140※	88,741	80,545
桜ヶ丘小学校	30	H27. 10	11,037	37,796	36,229	38,001	36,526
小瀬保健福祉ゾーン	56	H28. 2	-	71,834	73,720	69,642	69,335
市役所本庁舎	49.9	H28. 3	-	58,096	57,481	55,973	55,170
南こども園	58	H28. 3	-	71,504	74,427	71,510	70,269
生駒北小中学校	79.3	H29. 3	-	-	106,006	105,378	110,456
学研高山地区	85	H29. 11	-	-	34,251	97,762	100,335
合計発電量			290,282	598,857	768,204	749,997	742,005

※表示パネルの故障等のため欠測（一部欠測を含む）

② 山崎浄水場への小水力発電設備導入

上下水道部山崎浄水場では、水源として井戸水の他に県営水道水を購入しており、今まで使用していた減圧弁の代わりに水車で減圧するとともに発電機を回して発電する小水力発電システム（発電出力40kW）を導入し、平成25年3月から稼働した。上水道の水流を利用した小水力発電では、全国で初めて固定価格買取制度（FIT）を利用し、発電した電力の全量を売電している。



山崎浄水場

図表 14 山崎浄水場の小水力発電量

	平成27	28	29	30	令和元
年間発電量 (kWh)	363,360	361,168	357,408	355,922	349,019

③ 自然エネルギー等活用事業

a 太陽光発電システム設置補助事業

市民一人ひとりの環境問題への取組意識を高揚し、クリーンエネルギー利用による環境活動を推進・誘導するため、平成14年度から住宅への太陽光発電システムの設置に対する補助を実施している。

補助事業の詳細については、固定価格買取制度(FIT)、近隣市町村の補助事業を勘案し、必要に応じて見直しを行っている。補助金額は、1kWあたり2万円とし、10万円を上限としている。

図表 15 太陽光発電システム設置補助件数

	平成27	28	29	30	令和元
補助件数(件)	139	117	102	76	53
累計	1,342	1,459	1,561	1,637	1,690
補助対象システムの出力(kW)	647.4	522.4	476.3	379.4	268.1
累計	5,715.7	6,238.1	6,714.4	7,093.8	7,361.9

b 家庭用燃料電池設置補助事業

地球温暖化防止に寄与するため家庭用燃料電池の普及と省エネルギー等の環境意識の向上を図ることを目的として、平成25年度から家庭用燃料電池の設置に対する補助を実施している。補助金額は1件あたり5万円としている。

図表 16 家庭用燃料電池システム設置補助件数

	平成27	28	29	30	令和元
補助件数(件)	175	202	197	222	240
累計	381	583	780	1,002	1,242
補助対象システムの出力(kW)	123	141	138	155	168
累計	267	408	546	701	869

c 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)(*)設置補助事業

一般家庭等でのエネルギー使用の効率化及び電力需要の抑制を図ることを目的として、平成27年度から住宅用エネルギー管理システム(HEMS)の設置に対する補助を実施している。補助金額は設置に要した経費とし、1万円を上限としている。

図表 17 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)設置補助件数

	平成27	28	29	30	令和元
補助件数(件)	24	31	31	26	28
累計	24	55	86	112	140

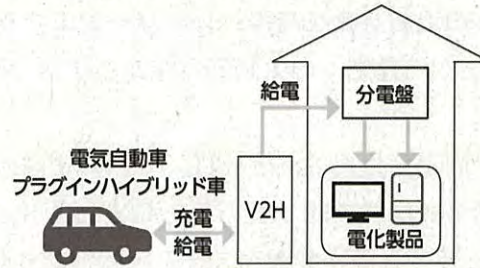
d 家庭用蓄電システム設置補助事業

一般家庭等でのエネルギー利用の効率化及び環境意識の向上を促進するとともに、非常時に備えた電力確保等を図り、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与することを目的として、平成28年度から家庭用蓄電システムの設置に対する補助を実施している。補助金額は、家庭用リチウムイオン蓄電システムは1kWhあたり1万円とし、6万円を上限としている。また、V2H(ピークル・トゥ・ホーム)システム(*)は1件あたり5万円としている。

図表 18 家庭用蓄電システム設置補助件数

	平成28	29	30	令和元
蓄電池補助件数(件)	38	40	43	67
累計	38	78	121	188
補助対象システムの容量(kWh)	213.5	237.6	253.8	437.7
累計	213.5	451.1	704.9	1142.6
V2H補助件数(件)	1	0	0	1
累計	1	1	1	2

図表 19 V2H システムの仕組み



④ 共同住宅共用部 LED 化補助事業

電力使用量の削減及び地球温暖化防止を目指し、市民に対する省エネルギーなどの環境意識の向上を図ることを目的として、平成 26 年度から、共同住宅の共用部に設置されている従来型蛍光灯等を省エネ効果の高い LED に交換する事業に対する補助を実施している。補助金額は経費の 5 分の 1 とし、200 戸以上は上限 50 万円、200 戸未満は上限 25 万円としている。

図表 20 共同住宅共用部 LED 化補助件数

	平成27	28	29	30	令和元
補助件数 (件)	10	15	12	10	16
累計	30	45	57	67	83

⑤ 住宅省エネルギー改修工事補助事業

環境負荷低減のための住宅省エネルギー改修工事を行う市民を支援し、環境負荷が少ない住環境の創出を図ることを目的とし、平成 25 年度から補助制度を実施している。補助金額は対象工事費用の 3 分の 1 とし、市内業者が工事を行う場合は 50 万円、市外業者の場合は 30 万円を上限としている。

図表 21 住宅省エネルギー改修工事補助件数

	平成27	28	29	30	令和元
補助件数 (件)	50	34	30	31	30
累計	90	124	154	185	215

⑥ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (賢い選択)」

フランスのパリで開催された COP21 (*) において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとし 「COOL CHOICE」 ロゴマークでパリ協定が採択されたことに基づき、日本の約束草案では、2030 年度までに CO₂ 排出量を 2013 年度比 26% 削減することとなった。

約束草案達成に向けて取り組む省エネ対策のうち、CO₂ 排出量が増加傾向にある民生・需要分野対策は極めて重要であることから、家庭や個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」が開始された。

生駒市は、この取組に賛同し、地球の未来にとって「賢い選択」をする市民を増やすため、家庭における太陽光発電システムや燃料電池などのクリーンエネルギーシス



未来のために、
いい選択を。

テム導入への補助などを実施している。また、市内のイベント会場において、「COOL CHOICE」の紹介を行い、取組への賛同を募るなど、啓発活動を実施している。

a 「COOL CHOICE」夏の取組

エアコンの使用などでエネルギー消費が増える夏場に、「今夏にできる COOL CHOICE」として次のとおり周知している。

○取組内容

- ・ケールスポットの利用
- ・公共施設を無料開放
- ・自習室の開設
- ・イコマニアイベントに参加
- ・ライトダウンの実施
- ・その他 省エネ行動の実践

b 「COOL CHOICE」冬の取組

冬場は暖房の使用などでエネルギーの消費が増えるため、夏の取組に続き、冬季においても、次のとおり「COOL CHOICE」の取組を周知するとともに、暖房時の控えすぎによる体調不良に注意し、無理のない範囲での協力を呼びかけている。

○取組内容

- ・暖房時の室温の目安は 20℃
- ・暖かい服装で過ごすウォームビズ
- ・一つの部屋、場所に集まるウォームシェア
- ・その他 省エネ行動の実践

(2) 環境まちづくりの主な取組

① 地域エネルギー会社「いこま市民パワー株式会社」による事業促進

地域エネルギー事業を通じ、他の行政サービスや施策と連動しつつ、収益を活用しながらコミュニティサービスを展開することで、市民生活の質の向上と安心して暮らせるまちづくりに繋げていくことを目的として、市・事業者・市民団体の共同出資で平成 29 年 7 月に設立し、いこま市民パワーを核としたまちづくりをすすめている。

a 事業の目的

再生可能エネルギーの地産地消、収益の地域還元、コミュニティサービスの実施等により、経済面・社会面・環境面の向上を目指し、取組を進めている。

- 従来は市域外に流出していたエネルギーコストが地域内循環することによる経済活性化（経済面）
- コミュニティサービスによる収益の地域還元（社会面）
- 市域の再生可能エネルギーを最優先で調達することによるエネルギーの地産地消及び温室効果ガス削減（環境面）

b 事業内容

令和元年度は、市内公共施設、民間事業者に供給する電力小売り事業を実施。市内公共施設 64 施設、市内民間事業者 22 施設に計 26,616MWh の電力を供給した。

○電力供給

令和元年度

供給施設	供給量
86 施設（公共施設 64、民間事業者 22）	26,616MWh

○電源調達

令和元年度

		調達先	調達実績 (MWh)
バイオマス		グリーンパワー大東	1,959
太陽光	市所有 (6 施設)	あすか野小学校	560
		生駒台幼稚園	
		桜ヶ丘小学校	
		生駒市役所本庁舎	
		鹿ノ台中学校	
		生駒北小中学校	
	市民共同太陽 光発電所 (4 基)	1号機・エコパーク21	
		2号機・南こども園	
		3号機・小瀬保健福祉ゾーン	
		4号機・学研高山地区	
小水力	山崎浄水場	348	
その他	大阪ガスから卸電力調達	24,637	
合 計			27,504

○登下校見守りサービスの実施

コミュニティサービスとして、平成 31 年 1 月に市内全小学校で導入された「登下校見守りサービス」の利用支援を実施。

ICタグを携帯した児童が受信アンテナを設置した校門を通過する際に、あらかじめ設定しておいた保護者のメールアドレスに校門通過情報がメール送信されるもので、子どもの登校時の到着の確認や、下校時の帰宅時間の目安が分かり、子どもの安心・安全を確保する取組みになっている。

いこま市民パワーは、各校を通じて各家庭にサービス利用を呼びかけ、平成 31 年導入当初には全校児童の約 30%の児童が利用された。



ICタグ



通過する際の校門のイメージ

図表 22 いこま市民パワーの事業イメージ



c FIT切れ太陽光を活用した地産地消エネルギーモデル調査検討業務の実施

環境省の補助を受け、いこま市民パワーを中心とした新しい地産地消エネルギーモデルの検討を行った。具体的には、太陽光発電の電源確保のための事業スキーム、電源確保及び事業所・家庭への供給拡大に向けたロードマップ等の検討を行い、その成果としてコスト低下が進む太陽光発電を生駒市民パワーの電源として確保していくとともに、供給先も拡大していく方向性が、事業性のあるモデルとして示された。

② 日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業の実施

環境省の補助を受け、令和元年12月下旬～令和2年2月下旬に資源回収スペースと交流・滞在スペースを併設した「資源回収・コミュニティステーション」を市内2箇所に設置する実証実験を行った。

これは日常のごみ出しを通じて地域住民が集まる拠点をつくる取組で、ごみの資源化促進や住民の交流のきっかけづくりを行い、地域コミュニティの向上を図るものである。

ステーションの場所・実施日等

【萩の台住宅地自治会集会所】

実施日：令和元年12月20日（金曜日）～令和2年2月28日（金曜日）の月曜～土曜日
（令和元年12月29日（日曜日）から令和2年1月5日（日曜日）を除く）

時間：午前7時～午後5時

【光陽台自治会集会所】

実施日：令和元年12月23日（月曜日）～令和2年2月22日（土曜日）の月曜・土曜日
（令和元年12月28日（土曜日）、令和2年1月4日（土曜日）を除く）

③ 北コミュニティセンターへの太陽光発電・蓄電池の導入

巨大地震等の災害時の避難所及び帰宅支援ステーションとしての役割を担っている北コミュニティセンターISTAはばたきにおいて、平成28年度奈良県公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を受け、同施設に太陽光発電システム（20kW）及び蓄電池（20kWh）を設置した。同時に非常用コンセントを設置し停電時等における防災機能強化を図るとともに、平常時は二酸化炭素排出量の削減を目指している。



北コミュニティセンターに設置した太陽光発電パネル

④ 環境モデル都市推進協議会の運営

a 設立の目的

市民、企業、大学等研究機関、関係団体、行政機関等が協働し、生駒市環境モデル都市アクションプランに掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を促進すること等により、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、「市民・事業者・行政の協創で築く低炭素循環型の住宅都市」の実現を図ることを目的として平成28年2月に設立した。

令和元年度の協議会では、会議を1回開催し、現状の生駒市を取り巻く課題とそれを踏まえた今後の環境モデル都市の取組のあり方等について意見交換を行った。

b 協議会構成員

生駒市環境モデル都市推進協議会 構成員一覧

役職	区分	構成員名
会長	学識経験者	大阪大学大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授 下田吉之
		奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授 横田明徳
委員	市民団体等	生駒市環境基本計画推進会議
		一般社団法人市民エネルギー生駒
		生駒市自治連合会
		生駒商工会議所
		生駒市農業振興協議会
	民間企業	関西電力株式会社
		大阪ガス株式会社
		近鉄不動産株式会社
		奈良交通株式会社
		株式会社南都銀行

⑤ 公用車への電気自動車・超小型モビリティの導入

ガソリン車に比べ二酸化炭素排出量が55%削減できると言われている電気自動車の普及は、地球温暖化防止及び大気汚染防止対策に向けた取組の一つとして重要である。また、電気自動車は蓄電池としての機能もあるため、スマートハウス等と一体となった自立拠点・需給調整機能等の役割が注目されている。現在、公用車として導入した電気自動車のうち1台を農地パトロール等に、超小型モビリティ2台を、健康課が実施する乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」等に活用している。



超小型モビリティ

図表 23 超小型モビリティ利用実績

		平成27	28	29	30	令和元
1号機	走行距離 (km)	429	449	339	264	570
		累計	429	878	1,217	1,481
	走行回数 (回)	58	50	38	35	56
		累計	58	108	146	181
2号機	走行距離 (km)	504	429	302	389	605
		累計	504	933	1,235	1,624
	走行回数 (回)	69	56	44	46	64
		累計	69	125	169	215

⑥ 電気自動車用急速充電器の運用

電気自動車の普及を推進するため、一般社団法人次世代自動車振興センターによる急速充電器設置工事に係る補助事業を受け、市役所、図書会館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、エコパーク 21 の5ヶ所に急速充電器を整備し、運用している。



電気自動車用急速充電器

図表 24 電気自動車用急速充電器利用実績

		平成27	28	29	30	令和元
市役所	充電量 (kWh)	380.9	318.2	580.6	425.1	701.6
	累計	380.9	699.1	1,279.7	1,704.8	2,406.4
	利用回数 (回)	90	69	122	98	163
	累計	90	159	281	379	542
図書館	充電量 (kWh)	228.0	441.5	1,290.0	1,014.7	1,163.2
	累計	228.0	669.5	1,959.5	2,974.2	4,137.4
	利用回数 (回)	52	74	231	186	224
	累計	52	126	357	543	767
北コミュニティセンター	充電量 (kWh)	739.6	757.6	1,476.3	1,077.9	1,385.6
	累計	739.6	1,497.2	2,973.5	4,051.4	5,437.0
	利用回数 (回)	137	142	253	200	245
	累計	137	279	532	732	977
南コミュニティセンター	充電量 (kWh)	1,922.8	705.6	427.2	705.3	884.5
	累計	1,922.8	2,628.4	3,055.6	3,760.9	4,645.4
	利用回数 (回)	421	153	98	160	207
	累計	421	574	672	832	1,039
エコパーク21	充電量 (kWh)	334.2	131.7	385.5	323.5	381.1
	累計	334.2	465.9	851.4	1,174.9	1,556
	利用回数 (回)	49	30	74	63	77
	累計	49	79	153	216	293

⑦ うちエコ診断(*)の推進

うちエコ診断は、環境省認定の資格であるうちエコ診断士が家庭の省エネルギー対策・地球温暖化対策を診断するサービスであり、住まいと住まい方の状況をチェックして、家庭ごとにオーダーメイドの省エネルギー・地球温暖化対策の提案を行うものである。

令和元年度には以下の2イベントでブースを設置し、うちエコ診断を実施した。

<実施件数>

- ・環境フェスティバル 24件
- ・もったいない食器市(3回実施) 21件

⑧ 地産地消型カーボンオフセットの普及

カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動において発生するCO₂等の温室効果ガスの排出量を、自治体や企業の排出削減・吸収活動により生み出されるクレジット(排出権)の購入により、埋め合わせる=オフセットする仕組みである。

令和元年度は、9月に開催された「環境フェスティバル」で0.2t-CO₂のカーボンオフセット認定を行った。

⑨ 郵便局との包括連携協定

生駒市内郵便局全11局と生駒市は、地域活性化、市民サービスの向上及びSDGsの達成を目指し、包括的連携に関する協定を令和2年3月25日に締結した。

本協定は、郵便局と生駒市とで、これまで以上に多様な分野での連携を図り、地域課題の解決や市民生活の質の向上に向けた有益で継続性のある取組を推進するものである。

<環境保全及び地域エネルギーに関する具体的施策>

- ・不法投棄等の発見連絡
- ・いこま市民パワー株式会社からの電力調達の検討
- ・新たな電力供給の申込受付取次事務の検討

⑩ 既存住宅流通等促進奨励金の交付

高齢化、人口減少などにより増え続ける空き家を未然に防止するとともに、生駒市内に存する中古住宅流通等の促進を図ることを目的として、平成27年10月から生駒市内の中古住宅を購入し、省エネルギー、耐震又はバリアフリーの改修工事を行った者に対して奨励金を1件あたり30万円交付している。

図表 25 既存住宅流通等促進奨励金交付件数

	平成27	28	29	30	令和元
交付件数(件)	2	8	10	10	7
累計	2	10	20	30	37

⑪ 欧州連合国際都市間協力プロジェクト

イタリア国アンコーナ市とペアを組み、都市に共通する諸課題を解決するための取組の成功事例について学び合うため、平成30年度は4月18日～21日には生駒市へ、10月3日～6日にはアンコーナ市へ、相互に訪問を行った。

令和元年度は、アンコーナ市職員が生駒市を訪問して交流を図るとともに、都市に共通する諸課題に取り組むためのローカルアクションプランを作成した。

⑫ ゼロカーボンシティ宣言

近年、猛暑や豪雨災害など、気候変動による影響は深刻さを増しており、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書で、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃にCO2排出量を実質ゼロにする必要があることが示された。この目標達成に向け、小泉進次郎環境大臣から、自治体での取組の重要性と拡がりへの期待が表明され、2050年排出量実質ゼロへの参画が促された。

本市は、この呼びかけに賛同し、令和元年(2019年)11月25日に、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行った。「ゼロカーボンシティ生駒」の実現に向け、環境モデル都市及びSDGs未来都市としての取組をさらに加速させ、幅広い分野で総合的な取組を展開するほか、環境問題を切り口にしたまちづくりで「地域循環共生圏」の具体化に取り組む。

(3) 廃棄物対策

① ごみ処理

家庭から排出されるごみは、資源ごみ5種を含む7種に分別し、委託業者によって定期的に収集を行っている。

清掃リレーセンターはごみ中継施設として整備したが、現在は市民・事業者から持ち込まれたごみの受け入れを行っている。受け入れたごみは圧縮してコンテナに積替処理して生駒市清掃センターへ輸送される。

生駒市清掃センターは、ごみを焼却処理する施設である。環境に配慮し、燃焼ガスの余熱を回収し、隣接する生駒山麓公園施設への熱供給なども行っている。なお、施設の処理能力は220t/日(110t/日×2炉)である。

図表 26 生駒市の家庭ごみ収集の形態

種別		回数	備考
燃えるごみ		週2回	月・木曜日、火・金曜日、水・土曜日の3ルートで収集
資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	プラマークがついたプラスチック製の容器と包装
	びん・缶	月2回	
	ペットボトル		
	われもの	陶磁器・ガラス製品	
有害ごみ	月2回 (平成30年4月～)	乾電池、電球、蛍光灯・蛍光管、水銀の体温計、鏡	
大型ごみ、燃えないごみ		電話リクエスト	大きさが30cmを超える可燃物と全ての不燃物

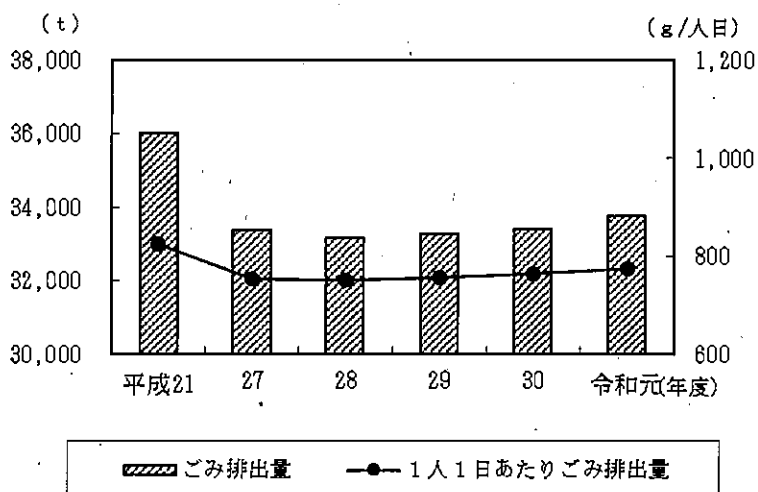
② ごみ排出量

家庭から出るごみについて、その量に応じてごみ処理に係る費用の一部を排出する者が負担する仕組みである家庭系ごみの有料化を平成27年4月から開始したことにより、令和元年度の市域のごみ発生量は、37,055tと平成26年度から約9.8%減少した。そのうち、古新聞・雑誌等の集団資源回収を除いたごみの排出量は、33,778tとなっており、平成26年度に比べ約11.5%減少した。

市民1人1日あたりの平均ごみ排出量については、平成30年度から微増し775.8gとなっている。家庭系ごみの市民1人1日あたりの平均ごみ排出量は、令和元年度では568.6gとなっている。

図表 27 ごみ排出量

区分	年度	平成21 (ごみ半減プラン 基準年度)	27	28	29	30	令和元
総人口(人)		119,690	120,835	120,741	120,336	119,795	119,281
ごみ発生量(t)		39,243	37,257	37,024	36,957	36,850	37,055
ごみ排出量(t)		36,034	33,367	33,166	33,292	33,420	33,778
家庭系ごみ(t)		27,291	24,425	23,999	24,292	24,524	24,757
事業系ごみ(t)		8,743	8,942	9,167	9,000	8,896	9,021
1日平均排出量(t/日)		98.7	91.2	90.9	91.2	91.6	92.3
1人1日あたりごみ排出量(g/人日)		824.8	754.5	752.6	758.0	764.3	775.8
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(g/人日)		624.7	552.3	544.6	553.1	560.9	568.6



③ ごみ焼却量等

排出ごみの大部分は焼却処理され、最終的に焼却残さと不燃成分の埋立てにより処理される。ごみ焼却量は平成 28 年度までは徐々に減少していたが、令和元年度は 31,131 t となっている。

図表 28 ごみ焼却量・埋立量

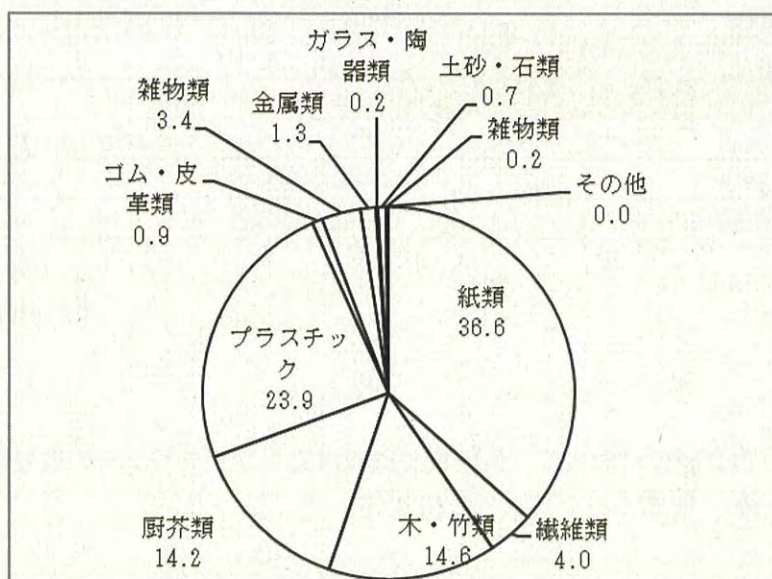
区分	年度						(t)
		H21 (ごみ半減プラン 基準年度)	H27	H28	H29	H30	R1
焼却量		35,340	31,578	30,063	30,313	31,033	31,131
焼却残さ埋立量(生駒市清掃センター)		3,853	3,064	2,763	2,754	2,791	2,725
ごみ埋立量(清掃リレーセンター)		421	477	194	160	279	230

④ ごみの性状

排出ごみの性状については、可燃ごみとして生駒市清掃センターに搬入されたごみについて、乾燥重量における成分組成を調査している。組成については、各年度とも紙類の割合が最も高く 40% 前後を占めている。可燃成分と不燃成分で分けた場合は、可燃成分が 9 割以上を占めている。

図表 29 ごみの組成

区分	組成	年度	(乾燥重量比%)				
			平成27	28	29	30	令和元
可燃成分	紙類		42.1	44.2	40.4	38.9	36.6
	繊維類		3.5	4.5	10.9	6.1	4.0
	木・竹類		14.7	13.6	14.4	11.6	14.6
	厨芥類		11.0	12.6	6.4	11.4	14.2
	プラスチック		21.9	20.0	22.6	23.7	23.9
	ゴム・皮革類		0.6	0.0	0.5	2.1	0.9
	雑物類		2.3	2.3	1.4	2.0	3.4
不燃成分	金属類		1.2	1.6	0.5	1.0	1.3
	ガラス・陶器類		0.9	0.1	1.1	1.2	0.2
	土砂・石類		1.2	0.5	0.1	1.9	0.7
	雑物類		0.8	0.6	0.1	0.2	0.2
その他			0.0	0.0	1.6	0.0	0.0



⑤ 重点的に取り組んだごみ減量・再資源化の項目

a ごみの有料化について

「ごみ半減プラン」の重点施策の1つとしている家庭ごみの有料化について、平成23年5月から「生駒市ごみ有料化等検討委員会」での検討、「ごみ半減トライアル計画」によるごみ減量取組の実践を経て、平成25年12月に市長と市議会に報告書を提出した。

市は、平成26年3月定例会市議会に平成27年4月1日からの家庭ごみ有料化導入を提案し、議決された。その後、実施までの1年間で、自治会説明会やリーフレット、ポスターの配布、また平成27年2月には、おためし袋の全戸配布などを実施し、有料化に向けて周知徹底を図った。

平成27年4月から家庭ごみの有料化が開始され、「燃えるごみ」「大型ごみ」「燃えないごみ」は、指定袋や処理券を用いて出すこととなり、これにより、これまで燃えるごみとして捨てられていた資源ごみが分別されるようになり、資源化が進んだ。

b 生駒市ごみ減量市民会議の設置

生駒市ごみ減量市民会議は、市民・事業者・行政の連携によりごみ減量に向けた活動を実践し「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（ごみ半減プラン）」に掲げる燃えるごみの半減目標を達成することを目的に、当面の目標として、「家庭系燃えるごみを平成30年度までに、平成25年度比で25%削減する」を掲げ、平成28年7月14日に設置された。

活動期間を令和3年3月まで延長し、令和元年度活動内容は、①「市民意識の把握」②「懇談会の実施」③「有料化の成果をPR」④「生ごみの削減」⑤「キエー口の普及」⑥「資源ごみの分別」とし、自治会懇談会・環境フェスティバル等での啓発・キエー口製作講座等を実施した。

c レジ袋の削減について

レジ袋の削減、マイバッグ等の利用推進のため、平成25年10月30日に、市内のスーパーマーケットの代表者と生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）と生駒市の三者で、平成26年6月1日からレジ袋有料化に向けた「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化に関する協定」を締結した。

図表 30 協定締結店舗

イオン 登美ヶ丘店	KOHYO 東生駒店
いそかわ イトピア店	スーパーセンターオークワ 生駒上町店
いそかわ 新生駒店	スーパーヤオヒコ 北大和店
オークワ 生駒菜畑店	ディアーズコープいこま
近商ストア 生駒店 (1)	中村屋 東生駒店
近商ストア 白庭台店	ハーベス 東生駒店
近商ストア 新生駒店	マックスバリュ 生駒南店 (2)
業務スーパー 生駒店	万代 菜畑店
業務スーパー 南生駒店	万代 生駒店

(50音順)

(1) 令和2年1月末に閉店

(2) 平成31年4月20日に閉店

d 集団資源回収

ごみの発生抑制、再資源化において、集団資源回収は効果が大きく、その取り組みを促進していく必要があり、実践団体に補助金を交付し、支援を行っている。

図表 31 集団資源回収量

(t)

種類 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
新聞	2,294	2,252	2,089	1,907	1,764
雑誌	794	798	778	757	762
段ボール	449	452	437	420	400
ウエス	301	283	286	279	290
牛乳パック	19	32	19	17	16
カバン・くつ類	20	23	17	13	14
ミックスペーパー	13	18	39	37	30
合計	3,890	3,858	3,666	3,430	3,276

端数処理のため合計が合わないことがある。

※平成26年度は3月～6月を前期、7月～12月を後期とする10か月分

平成27年度以降は1月～6月を前期、7月～12月を後期とする12か月分

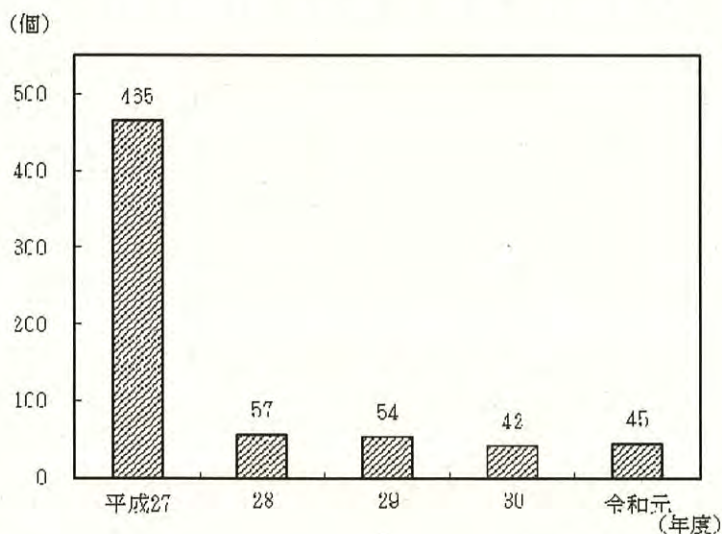
e 生ごみの減量

家庭からごみとして排出される生ごみの焼却量を削減し、焼却により発生する温室効果ガスを削減するため、家庭用生ごみ処理容器・処理機を購入する者に対し補助を行っている。

平成28年4月から更なる家庭ごみの減量と再資源化の促進を目的として、より環境にやさしい処理を推進するための補助率の見直しや補助限度額の増額等を行っている。

※補助金額・非電動型処理容器等については、購入額の4分の3以内で限度額は75,000円(1世帯1年間2個まで)。電動型処理機は、購入額の2分の1以内で限度額は75,000円(1世帯5年間1個まで)

図表 32 生ごみ自家処理容器・処理機購入補助申請数



f フードドライブ

賞味期限切れなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」の削減を目指し、家庭等で余っている食品を持ち寄り、それを必要としている福祉施設や団体に寄付する活動「フードドライブ」を実施した。

令和元年度は、たけまるホールで毎週木曜日に実施する他、イベントの事前に市役所窓口、当日はイベント会場で受付を実施し、合計で1,343点、262.5kgの食品が集まった。集まった食品は、フードバンク奈良を通じて、市内の福祉施設やこども食堂等に届けた。

図表 33 フードドライブ受付点数・重量

実施年月日	実施イベント名・場所	点数	重量
令和1年9月19日	いこま環境フェスティバル	225点	54.1kg
令和1年9月20日			
令和1年9月22日			
令和1年12月5日	みんなでつくる おひさまエネルギー	42点	7.8kg
令和1年12月6日			
令和1年12月8日			
毎週木曜日	たけまるホール	1,076点	200.6kg
	合計	1,343点	262.5kg

g 使用済み小型家電の拠点回収

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）に基づき、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用確保を図るため、平成26年10月から、3か所（市役所、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターISTAはばたき）で開始、平成29年1月から、3か所（鹿ノ台ふれあいホール・図書館・たけまるホール）、平成30年2月から2か所（ディアーズコープいこま・オークワ生駒菜畑店）、平成31年2月から1か所（エコパーク21）、令和2年7月から2か所（中村屋東生駒店・DCMダイキ南生駒店）に増設して計11か所に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の拠点回収を実施している。令和元年度は10,630kgを回収し、認定事業者により適正に再資源化を図った。

【回収対象小型家電】

電話機、ファクシミリ装置、携帯電話、PHS、カーナビ、ETC、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートPC、デスクトップPC（ディスプレイは除く）、電卓、電子辞書、補聴器、医療用電気機械器具、フィルムカメラ、台所用電気機械器具、アイロン、ゲーム機、電子玩具、電動式玩具等、施行令に規定する物の内44種で、回収ボックスの投入口(35cm×15cm)に入るもの。

h もったいない食器市

公共施設およびスーパーで不用な食器の回収を行い、リユースを推進するため、気に入った食器を無料でお持ち帰りいただく「もったいない食器市」を開催している。

環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、家庭で不用になった食器だけでなく、割れたり、欠けてしまった食器についても回収を行っており、適正にリサイクルを実施している。

i リユース市

清掃リレーセンターに持ち込まれたごみのうち、小道具やおもちゃなどリユース可能なものを取り置き、環境フェスティバル等において有料で販売するリユース市を開催している。市民に安価で販売することにより、資源の有効活用を進め、ごみの減量につなげている。

j 環境フリーマーケット

市民を対象として家庭内の不用品（食料品を除く）を譲りあうことで、限りある資源の有効利用の促進と、物を大切にする意識の向上を図るため、広報誌等で出店者を募集し、令和元年度は環境フリーマーケットを2回開催した。

(4) 公共交通対策

生駒市地域公共交通活性化協議会

公共交通機関の空白地域の解消、中心市街地である生駒駅、市役所へのアクセスの改善、また、二酸化炭素排出量削減など環境負荷への軽減といった課題の解決に向けての検討を行うため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に基づき、平成21年11月27日に生駒市地域公共交通活性化協議会を設置した。

平成23年3月には、10年計画となる「地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域の住民の買い物や通院など日常生活に必要な活動の機会を確保するために、コミュニティバスの運行などの公共交通サービスを提供すべき地区を抽出し、優先順位を決定した。平成23年度から本町地区・南地区の2地区でコミュニティバスの運行を開始し、平成30年10月からは、平成26年度から実証運行を続けていた北新町地区、萩の台地区の2地区で本格運行を開始し、平成17年度から運行している光陽台線とあわせて現在5路線6系統でコミュニティバスを運行している。

図表 34 コミュニティバス運行の状況 (松ヶ丘・光陽台方面)

(光陽台線)

項目	内容
路線 (光陽台線)	生駒市立病院～生駒市役所～生駒駅南口～生駒駅北口～芸術会館～西松ヶ丘5番～西松ヶ丘児童公園～西松ヶ丘15番～光陽台口～光陽台中央公園～光陽台東公園～西松ヶ丘16番～西松ヶ丘12番～俵口西～東松ヶ丘5番～東松ヶ丘2番～生駒駅北口～生駒駅南口～生駒市役所～生駒市立病院
運行日	年末年始(12/29～1/3)を除く平日
運行時間帯・便数・所要時間	8:08～18:15、12便、約30分
乗車定員	32人
運賃	大人200円、小学生・障がい者100円

図表 35 コミュニティバス運行の状況 (本町地区)

(門前線)

項目	内容
路線 (門前線)	生駒駅南口～健民グラウンド～市民プール～クラヴィエマンション～市民体育館～梅寿荘～門前駐在所～清風寺～門前町南～門前町児童公園入口～フローラルマンション～メゾンドールマンション～山崎新町～セイセイビル～生駒駅南口
運行日	年末年始(12/29～1/3)を除く平日
運行時間帯・便数・所要時間	8:25～17:38、18便、約23分
乗車定員	12人
運賃	大人200円、小学生・障がい者100円

図表 36 コミュニティバスの運行状況（南地区）

（西畑線・有里線）

項目	内容
路線（西畑線・有里線）	（西畑線） 中村屋東生駒店～南コミュニティセンターせせらぎ～ 神田橋西～南生駒駅～田口クリニック～南中学校～美努岡萬墓～ 青山台中央公園～青山台第3公園～青山台集会所～ レイクサイド入口～西池～石佛寺～やまびこホール下～ 大福寺～大門町集会所～小倉寺町集会所～鬼取町～ 西畑町入口～西畑町自治会館入口～暗峠
	（有里線） 中村屋東生駒店～南コミュニティセンターせせらぎ～ 神田橋西～南生駒駅～田口クリニック～南中学校～美努岡萬墓～ 青山台中央公園～青山台第3公園～青山台集会所～ レイクサイド入口～西池～むかはやま公園入口～西池～ レイクサイド公園～有里西～円福寺～西公園～ 竹林寺下（有里町自治会館）～田口クリニック～南生駒駅 ～神田橋西～南コミュニティセンターせせらぎ～中村屋東生駒店
運行日	年末年始（12/29～1/3）を除く平日
運行時間帯・便数・所要時間	（西畑線）7:28～18:07、8便、約31分～41分 （有里線）8:15～17:06、4便、約29分～45分
乗車定員	8人
運賃	（西畑線）大人200円、小学生・障がい者100円
	（有里線）大人200円、小学生・障がい者100円
	両区間にまたがった利用 大人350円、小学生・障がい者180円

図表 37 コミュニティバスの運行状況（北新町地区）

（北新町線）

項目	内容
路線（北新町線）	生駒市立病院～生駒市役所～セイセイビル～生駒駅南口～ 生駒駅北口～三勝園～北原川～緑の丘～百合ヶ丘～ 奥薬師台～薬師台～百合ヶ丘～緑の丘～北原川～三勝園～ 生駒駅北口～生駒駅南口～セイセイビル～生駒市役所～ 生駒市立病院
運行日	年末年始（12/29～1/3）を除く平日
運行時間帯・便数・所要時間	8:38～17:34、9便、約22分
乗車定員	12人
運賃	大人200円、小学生・障がい者100円 （病院線）大人200円、小学生・障がい者100円

図表 38 コミュニティバスの運行状況（萩の台地区）

（萩の台線）

項目	内容
路線（萩の台線）	中村屋東生駒店～南コミュニティセンターせせらぎ～ 神田橋西～墓地公園～萩の台駅～萩の台住宅自治会館～ 萩の台第2公園～ローレルコートエスタ～萩の台第4公園～ 萩の台第1公園～萩の台第2緑地～萩の台さつき公園～ 萩の台駅～萩の台自治会館～北浦宅前～馬場宅東～ 萩の台小山公園～萩の台北の谷公園
運行日	年末年始（12/29～1/3）を除く平日
運行時間帯・便数・所要時間	8:26～17:36、13便、約24分～44分
乗車定員	12人
運賃	大人200円、小学生・障がい者100円

図表 39 コミュニティバスの乗客数

路線	平成27	28	29	30	令和元
光陽台線（H17. 10～）	42, 013	43, 771	44, 013	41, 268	35, 679
門前線（H23. 10～）	36, 090	35, 274	36, 870	36, 446	32, 712
西畑線・有里線（H23. 10～）	7, 370	7, 175	7, 488	7, 263	6, 048
北新町線（H26. 10～）	6, 930	7, 098	8, 451	8, 946	8, 424
萩の台線（H26. 10～）	4, 702	6, 642	7, 673	8, 187	6, 686
合計	97, 105	99, 960	104, 495	102, 110	89, 549



コミュニティバスたけまる号

(5) 生活排水対策

① 合併処理浄化槽設置整備事業

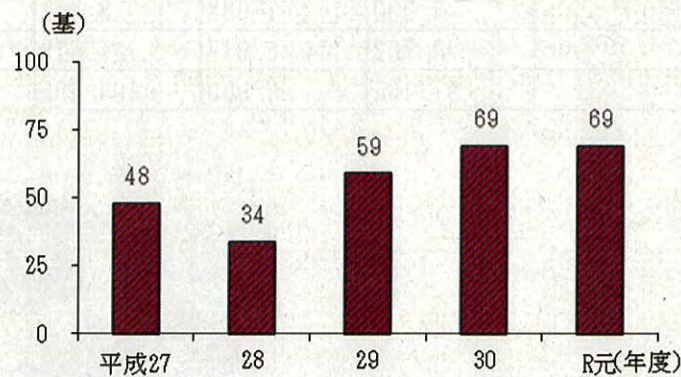
生活排水を浄化し、河川の水質汚濁を防止することを目的として、当面公共下水道(*)の整備予定のない区域を対象に、平成3年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。令和元年度の設置補助基数は69基となっている。

なお、浄化槽法の一部改正(平成13年4月施行)に伴い、設置が可能な浄化槽は合併処理浄化槽のみとなっている。

図表 40 合併処理浄化槽設置補助基数

(基)

種類 \ 年度	平成27	28	29	30	R元
5人槽	29	23	46	59	51
6人槽	—	—	—	—	—
7人槽	16	10	11	10	17
8人槽	—	—	—	—	—
10人槽	3	1	2	—	1
25人槽	—	—	—	—	—
50人槽	—	—	—	—	—
合計	48	34	59	69	69



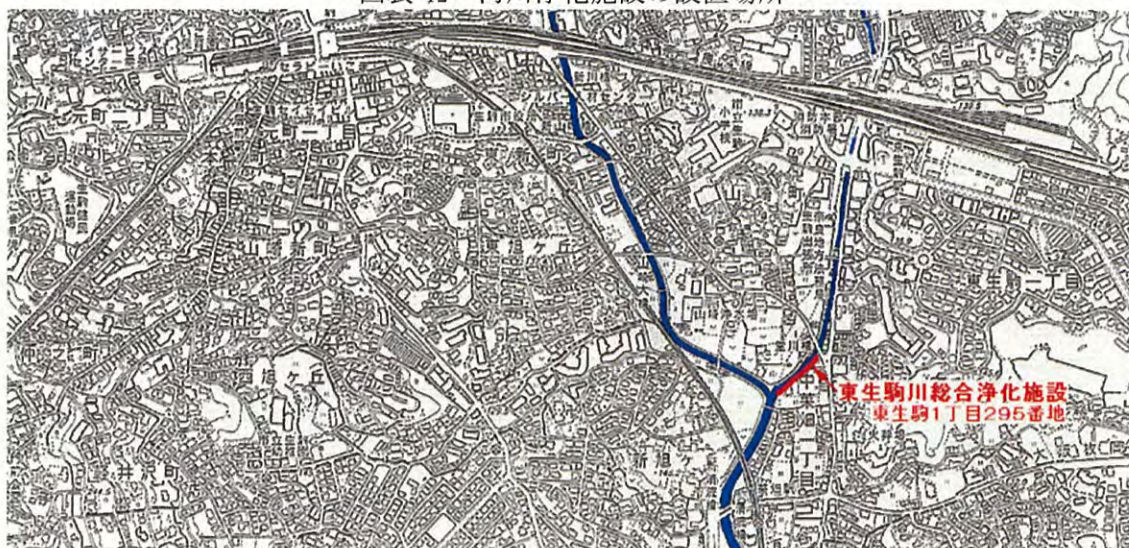
② 河川浄化施設整備事業

河川浄化施設の整備については、たつたがわ万葉クリーン計画の基本方針に基づき、公共下水道の整備状況等も勘案し、東生駒川の総合浄化施設を平成8年から9年にかけて設置し、水質浄化に努めている。

図表 41 河川浄化施設の概要

施設名・設置場所	設置年月	施設の規模	施設の形態	浄化方法	浄化能力 (令和元年度BOD平均値)	
					河川流量	処理水量
東生駒川総合浄化施設 山崎町・東生駒1丁目 (竜田川合流前)	平成9年11月	L : 78m W : 2.0m H : 1.0m	河道内設置 型	接触酸化 方式	河川流量	4,800m ³ /日
					処理水量	1,600m ³ /日
					河川処理率(*)	33%
					BOD除去率	32.6%
					流入水BOD	4.3mg/L
処理後BOD	2.9mg/L					

図表 42 河川浄化施設の設置場所



③ 公共下水道整備事業

a 公共下水道の概要

公共下水道は、河川等公共用水域(*)の水質を保全するとともに、市民に快適な住環境をもたらす上で大きな役割を果たしている。

本市の公共下水道は奈良県浄化センターで汚水を処理する流域関連公共下水道の処理区(富雄川・竜田川)と、竜田川浄化センターや山田川浄化センターで汚水を処理する単独公共下水道の処理区がある。近年は、下水道普及率の低い、流域関連公共下水道竜田川処理区の整備を鋭意推進しており、令和元年度末の下水道普及率は前年度と比較して、約0.5%上昇している。

図表 43 下水道の整備状況 (令和2年3月31日現在)

行政人口 (人)	処理区	全体計画 面積 (ha)	事業計画 面積 (ha)	令和元年度 整備面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	処理可能 人口 (人)	下水道 普及率 (%)
119,281	単独竜田	260.7	260.7	0.82	235.79	18,546	71.4
	単独山田	153.3	110.0	0.00	110.00	7,023	
	流関富雄	806.5	580.0	0.35	457.13	25,344	
	流関竜田	1,264.6	719.6	7.79	423.81	34,202	
	合計	2,485.1	1,670.3	8.96	1,226.73	85,115	

b 竜田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市東山町 201 番地 21
- ・ 敷地面積 27,910 m²
- ・ 処理区域 260.7 h a
- ・ 処理能力 11,520m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 ステップ流入式多段嫌気好気活性汚泥法
嫌気好気活性汚泥法

c 山田川浄化センターの施設概要

- ・ 施設所在地 生駒市鹿ノ台東 1 丁目 11 番地 13
- ・ 敷地面積 7,947 m²

- ・ 処理区域 110.0 h a
- ・ 処理能力 5,900m³/晴天時最大
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 処理方式 標準活性汚泥法＋三次処理（凝集沈殿＋砂ろ過）

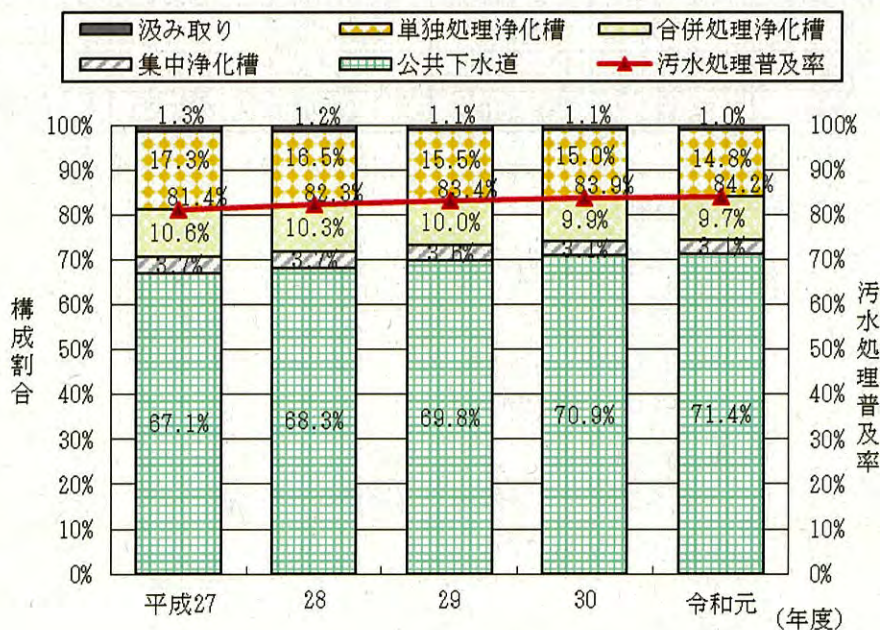
d 処理施設別の汚水処理人口

令和元年度末の汚水処理の状況は、行政区域内人口 119,281 人のうち、汚水処理人口（公共下水道、集中浄化槽及び合併処理浄化槽の使用者）は 100,386 人で、汚水処理普及率は 84.2%となっている。

また、し尿しか処理できない単独処理浄化槽と汲み取りによる処理人口は 18,895 人で、行政区域内人口の 15.8%を占めており、公共下水道の整備や生活排水全体を処理できる合併処理浄化槽の設置補助等による転換を図っている。

図表 44 処理施設別の汚水処理人口
(上段：人数(人)、下段：構成比(%))

	平成27	28	29	30	令和元
行政区域内人口	120,835	120,741	120,336	119,795	119,281
汚水処理人口	98,366	99,410	100,322	100,495	100,386
	81.4	82.3	83.4	83.9	84.2
公共下水道	81,084	82,459	83,974	84,952	85,115
	67.1	68.3	69.8	70.9	71.4
集中浄化槽	4,450	4,450	4,338	3,720	3,720
	3.7	3.7	3.6	3.1	3.1
合併処理浄化槽	12,832	12,501	12,010	11,823	11,551
	10.6	10.3	10.0	9.9	9.7
単独処理浄化槽	20,902	19,868	18,659	18,028	17,661
	17.3	16.5	15.5	15.0	14.8
汲み取り	1,567	1,463	1,355	1,272	1,234
	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
自家処理人口	—	—	—	—	—



④ 廃食用油の回収

廃食用油の回収は平成7年2月から自治会など6団体の協力を得て行っている。

回収は開庁日の市役所環境保全課窓口（平成28年4月から）で行っているほか、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、南コミュニティセンターせせらぎで、それぞれ毎週木曜日の午前9時から午後5時まで実施している。

回収した廃食用油は石鹸の原料にリサイクルし、リサイクル手洗石鹸として市民に配付している。

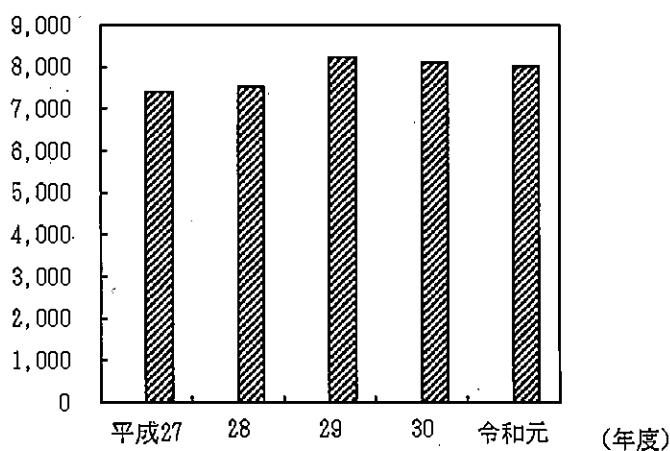
図表 45 廃食用油の回収場所（令和2年4月1日現在）

回収拠点		日時
公共施設	市役所環境保全課窓口	平日8:30~17:15
	鹿ノ台ふれあいホール	毎週木曜日 9:00~17:00
	北コミュニティセンターISTAはばたき	
	図書会館	
	たけまるホール	
	南コミュニティセンターせせらぎ	
協力団体等	門前町自治会	随時
	桜ヶ丘自治会	
	老分町東自治会	毎月第1月曜日 午前中
	老分町西自治会	
	あすか野自治会	
	小明町自治会	偶数月第1金曜日 午前中

図表 46 廃食用油の回収状況

年度	平成27	28	29	30	令和元
回収量(L)	7,399	7,522	8,239	8,104	8,030
月平均回収量(L)	617	627	687	675	669

(L)



(6) 自然環境・生物多様性

① 地域・地区の指定

a 指定の概要

生駒市域の西部は、生駒山地、東部は、矢田丘陵が南北に走っており、生駒山地は金剛生駒紀泉国定公園、矢田丘陵は県立矢田自然公園に指定され、緑豊かな自然環境に恵まれている。また、近畿圏

の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地(*) 保全区域、奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区、都市計画法の風致地区(*) に第2種から第5種までの指定区域がある。

図表 47 地域の要件・指定基準

		面積 (ha)	根拠法令	地域の要件・指定基準
公自 園然	金剛生駒紀泉国定公園	612.0	自然公園法	国立公園に準ずる優れた自然の風景地
	県立矢田自然公園	82.0	奈良県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地
近郊緑地保全区域		1,007.4	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地のうち無秩序な市街地化の恐れが大であり、かつこれを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい土地の区域
保自 全地 区境	景観保全地区	327.0	奈良県自然環境保全条例	森林、草生地、山岳、高原丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
	環境保全地区	93.0		道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
風 致 地 区	第2種風致地区	348.5	都市計画法	都市の風致を維持する地区
	第3種風致地区	287.5		
	第4種風致地区	316.9		
	第5種風致地区	57.1		

b 申請・届出状況

緑豊かな自然環境を保全するため、地域・地区内で建築物の新設、土地の形質の変更等を行う者は、許可申請又は届出の手續を要し、許可又は届出受理においては、厳しい規制基準を設けている。

図表 48 年度別申請・届出状況

地点	(件)				
	平成27	28	29	30	令和元
金剛生駒紀泉国定公園	16	19	6	14	12
県立矢田自然公園	-	-	1	0	0
近郊緑地保全区域	6	1	2	-	-
自然環境保全地区	7	7	12	5	8
風致地区	114	127	122	157	102

② 保護樹林の指定

生駒市では、環境基本条例の基本理念に基づき緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共存できる都市の実現を目指し、市内の緑を保全するため、保護樹木・保護樹林の指定を行っている。そのほか、市街化区域内の緑を保全するための制度として、市民の森事業及び樹林地バンク制度の運用を行っている。

③ 森林の保全

「緑の住宅都市」としての環境を支えている森林の保全を図るため、ナラ枯れ防除を実施した森林所有者等に対して、費用の一部を補助金として交付した。また、里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的参加による森林整備を行う団体に対し、補助金を交付している。

④ 希少野生生物

平成 26 年夏、市内のため池で、環境省のレッドリストで、絶滅危惧種 I B 類に指定されている日本固有種の淡水魚カワバタモロコが発見された。カワバタモロコは、外来種の放流、里山や水田の荒廃などが原因で姿を消しつつあり、調査や保全の取組みが殆どなく、保護しなければ絶滅する可能性があった。

豊かな自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた生駒市では、今ある自然を守り、希少種を含む生きものとの共生をふまえた地域環境づくりが必要であった。そこで、発見されたカワバタモロコを市における生物多様性の象徴的存在と位置づけ、地域における環境保全の機運を盛り上げるきっかけとしてカワバタモロコの保護活動を開始することとした。



カワバタモロコ

活動の趣旨に賛同して集まったボランティアと専門的知識を持つ近畿大学農学部と連携しながら、カワバタモロコの生息域外保全等の活動を行っている。

⑤ 公園の整備

住区基幹公園や都市基幹公園など都市公園をはじめ、公共施設緑地など、公園の整備状況については、以下に示すとおりとなっている。

図表 49 都市公園などの整備状況

種別		市街化区域		都市計画区域		
		(ヶ所)	(ha)	(ヶ所)	(ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園(*)	215	29.89	221	31.21
		近隣公園(*)	12	16.88	12	16.88
		地区公園(*)	2	11.66	3	15.54
			229	58.43	236	63.63
	都市基幹公園	総合公園(*)	-	-	2	39.39
		運動公園(*)	-	-	-	-
			-	-	2	39.39
			229	58.43	238	103.02
	その他公園	都市緑地(*)	104	44.03	114	47.25
		緑道(*)	5	2.17	5	2.17
		338	104.63	357	152.44	
公共施設緑地	広場等	23	4.00	32	5.24	
都市公園等		361	108.63	389	157.68	

⑥ 市民農園の整備

生駒市の農業は都市近郊の農業地域であり農家の兼業化の進行、農業従事者の減少・高齢化・担い手不足等により耕作放棄地も増えている。貴重な緑地空間として保全活用を図る方法の一つとして、また都市住民が自然の中で気軽に土に親しみ農作物を作る楽しさを体験していただける交流空間の場として、市内 3ヶ所に市民農園を開設している。

図表 50 市民農園の整備状況

名称	場所	区画数	1区画の面積 (㎡)	使用料 (円/年)	駐車台数 (台)	開設年月日
北地区市民農園	高山町庄田	95	30	15,360	49	H13. 4. 27
南地区市民農園	萩原町	53	30	15,360	35	H15. 5. 1
西地区市民農園	小明町・南田原町	70	30	15,360	22	H16. 4. 20

⑦ 遊休農地の活用

市内の農地の4分の1にのぼる遊休農地の解消の一助として、遊休農地活用事業を進めている。この事業は農地の管理などを希望する農地所有者と耕作希望者を市が仲介するもので、遊休農地を維持管理し、景観を含めた環境の保全を進めながら耕作できる方に農地の貸付を行っている。

(7) 環境美化の推進

① 生駒市まちをきれいにする条例

生駒市では、平成11年3月に生駒市環境基本条例を制定し、環境基本計画をはじめ一般廃棄物処理基本計画や緑の基本計画に基づき、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に環境美化に関する様々な施策を推進してきた。しかし、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置等の問題については、元々法令等で禁止されているにもかかわらず、依然として解決されることなく、地域の美観を損なう大きな要因のひとつとなっていた。

このことから、生駒市まちをきれいにする条例は、個々の良心に委ねるだけではなく、心無い行為者に対しては抑止力を高めるとともに、一人でも多くの市民の理解と賛同を得て、市民等、事業者、市の協働により、生駒のまちを美しくきれいなまちにすることを目的として、平成23年1月に施行されたものである。

しかし、たばこや空き缶のポイ捨て、飼い犬のふん放置等、モラルの欠如や、マナー違反の行為は後を絶たなかった。そこで、条例の効果を高めるため、ポイ捨て禁止、ふん放置禁止に違反し、命令に従わない人は過料を支払わなければならない罰則規定を設けるため、平成25年10月に条例を改正した。

② 環境美化推進員

生駒市まちをきれいにする条例に基づき、市民による市民に対する啓発を図るため、環境美化推進員の委嘱を行った。令和元年度は、自治会の役員交代などで入れ替わりがあったが、市民202人、自転車放置防止指導員32人合計236人が推進員として活動を行った。

③ いこまクリーンアップ作戦

環境美化推進員及び市職員が率先して環境美化活動に取り組むことによる市民の環境美化意識の高揚を図るため、いこまクリーンアップ作戦として、生駒駅他8駅（東生駒駅、菜畑駅、一分駅、南生駒駅、萩の台駅、白庭台駅、学研北生駒駅、学研奈良登美ヶ丘駅）周辺の清掃活動及びポイ捨て、歩きたばこ禁止啓発活動を行った。令和元年度は7、10月に実施し、延べ282人が活動に参加した。

④ 自治会清掃

各自治会が自らの計画に基づき実施する清掃活動に対して、市はごみ袋の配布、ごみの回収等の支援を行い、市民の環境美化に対する意識の向上に努めている。

⑤ 屋外広告物の簡易除却

屋外広告物については、平成16年12月に屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例が改正、施行され、掲出禁止区域内（奈良県全域）の掲出禁止物（街路樹、道路標識、ガードレール、信号機、電柱、街路灯等）に掲出されている掲出物（はり紙、はり札、立て看板（鉄製看板、ラック含む））、広告旗（台座を含む）を発見次第除却が可能となり、除却された掲出物の保管・公示・売却・廃棄等について定められた。

市職員や関係機関による定期的な撤去活動では、令和元年度の違反広告物の撤去数は1件であった。また、臨時に実施した撤去活動は1件であった。

図表 51 違反広告物簡易除却件数

	平成27	28	29	30	令和元
はり紙	14	27	7	2	1
はり札	38	41	16	17	0
立看板	2	2	2	0	0
のぼり	0	0	0	0	0
合計	54	70	25	19	1

⑥ 地域ねこサポーター制度

市内では、飼い主が不明あるいは不明確な状態で数多くの外猫が徘徊しており、その多くは繁殖や健康が管理されないまま放置されている。この結果として、感染症の蔓延、悲惨な交通事故等、命の軽視とも言える事象が市民の生活圏で日常的に起こっている。

こうした中で、飼い主不明猫によるトラブルを無くすため、野良猫に不妊去勢手術をしてこれ以上増やさないようにしたうえで、一定のルールを守って管理し徐々に被害を減らす「地域ねこ活動」を進めるため、平成25年に地域ねこサポーター制度を導入した。

この制度では、一連の活動を行う自治会に対してアドバイスを行うボランティアを地域ねこサポーターとして認定し、迷惑猫のいない地域づくりを図っている。

地域ねこサポーター 32人（令和2年3月末時点）

⑦ 生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例

生駒市では、「生駒市まちをきれいにする条例」によりポイ捨て防止の観点から「喫煙の制限」を規定し、マナー向上に取り組んできたことにより一定の効果があつたが、吸い殻の散乱は未だに見られる。また、歩きながらの喫煙は、他者に火傷を負わせたり衣服を焦がしてしまったりする危険な行為であり、さらに、公共の場での喫煙は、健康増進法により受動喫煙の防止に関する対策が実施されていることから、被害を防止していかなければならない。

そこで、市内全域の公共の場所での歩きタバコを禁止し、立ち止まっただけの喫煙についても「他者の通行の妨げにならない場所に停止する。」、「他者に煙を吸わせないようにする。」、「吸い殻入れを使用する。」こととし、喫煙する人としらない人がお互いに安全で快適な生活環境を保つため、平成29年3月に条例を制定し、平成29年10月1日から施行した。

(8) 環境教育(*)・環境啓発

① 学校における取組み

a エコキッズいこま

環境活動に取り組んでいる団体を講師に招き、各団体の環境学習プログラムによる体験学習等を市内全小学校の主に4年生を対象に実施した。

b エコ活動の推進

各学校で「ごみの正しい分別の点検」「ペットボトルキャップの回収運動」「雨水タンクの活用」等の取組を推進し、児童生徒に環境保全への理解と関心を深めさせている。また、主体的な活動でその保護者や地域住民にも情報提供し、広く市民の意識を喚起している。各学校の環境教育の取組について、環境教育実施状況調査としてまとめ、学校間で共有している。

c スーパーエコスクール

平成24年度から平成26年度まで、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業のモデル校に鹿ノ台中学校が選ばれ、校舎の大規模改修を行い、エネルギーゼロを目指す取組を推進した。校舎には、小型風力発電装置や足踏み発電装置など生徒の発案を取り入れた設備もある。現在も継続して、生徒会や各委員会を中心に「チョークの粉の再利用」「エコ放送」「環境に関する本棚の設置」「消灯の呼び掛け」「コンタクトレンズのケース回収」「アルミ缶回収」「スチール缶のプルタブ回収」「雨水タンクの利用」などのエコ活動に取り組んでいる。

② 出前授業

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定され、環境保全のための意欲の増進を図るためには、単に知識を享受することだけでなく、一人ひとりのやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会を提供することが大切であり、学校教育においては、体験学習等の充実や教職員の資質向上を図るため、国や自治体はその支援に努めることとされている。

本市では、環境教育の一環として、市職員による出前授業を実施している。平成28年4月に、本市と近畿大学との間で包括連携協定が締結され、官学連携による人材育成を推進する体制が整ったことから、近畿大学総合社会学部環境・まちづくり系専攻の有志学生と共に企画立案する出前授業もテーマに設定している。

図表 52 出前授業の実施状況

テーマ	学校名	実施日	対象・人数
ごみ収集体験	俵口小学校	5月14日	4年生 70人
	生駒南第二小学校	5月16日	4年生 38人
	生駒東小学校	5月17日	4年生 89人
	生駒南小学校	5月21日	4年生 69人
	生駒北小学校	5月23日	4年生 27人
	生駒台小学校	5月24日	4年生 129人
	生駒小学校	5月28日	4年生 98人
	桜ヶ丘小学校	5月30日	4年生 104人
	あすか野小学校	5月31日	4年生 176人
	菟分小学校	6月4日	4年生 127人
	真弓小学校	6月6日	4年生 122人
	鹿ノ台小学校	6月14日	4年生 101人
	合計		12校 1,150人

③ 社会科副読本「かんきょういこま」の配布

環境教育の一環として、地球温暖化などの様々な環境問題を身近な環境や暮らしと結びつけて理解し、学校や家庭での取組に活かしてもらうため、社会科副読本「かんきょういこま」を作成し、市内全小学校の4年生に配布した。

④ 環境啓発事業

生駒市では、平成21(2009)年に「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」をビジョンとして、市民・事業者が参加しやすい具体的行動(プロジェクト)を中心とした第2次生駒市環境計画(計画期間:平成21年4月~平成31年3月)を策定した。第2次生駒市環境基本計画は、市民・事業者・行政の協働組織である「生駒市環境基本計画推進会議(通称:ECO-net生駒)」が中心となって推進し、大きな成果をあげた。

令和元年度からは、ECO-net生駒は、市民主体で取り組む団体として組織変更され、名称も「エコネットいこま」と改められている。エコネットいこまは、地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会でもある。

生駒市は、市民一人ひとりが取組の重要性を認識し低炭素社会の実現に向けての実践の輪を広げることを目的として、令和元年度の環境啓発事業をエコネットいこまに委託して実施した。

<令和元年度の主な環境啓発事業>

○いこま環境フェスティバル

9月22日(日)、たけまるホール、ベルテラスいこまベルステージ及びコミュニティセンターの3会場で開催し、約3,500人の市民が参加した。

○かしこくえらぶおひさまエネルギー

12月8日(日)、南コミュニティセンターせせらぎにおいて、ペットボトルツリー及びエコキャンドルの点灯とともに、再生可能エネルギーの普及啓発等を行い、約420人の市民が参加した。

○環境施設見学会

6月20日及び11月26日、市内の環境施設(リサイクル施設、一般廃棄物処理施設、市民共同太陽光発電所ほか)をめぐる見学会を行い、のべ19人の市民が参加した。

図表 53 環境フェスティバルの主な実施内容

オープニング演奏(あすか野小学校ブラスバンド部)	
フードコーナー、販売コーナー、地球型の大きなエア遊具「地球ふわふわ」	
展示・体験ブース	<ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断(奈良県地球温暖化防止活動推進センター【NPO法人奈良ストップ温暖化の会(NASO)】) ・市民活動推進センター登録団体 取組紹介・体験 ・かえっこバザール(㈱生駒市衛生社) ・PETボトルボーリング(関西メタルワーク㈱) ・おもちゃ病院(健やか交流塾 おもちゃ病院 生駒病院) ・つなげてあそぼうプラレール(いこま育児ネット) ・エネルギー相談室・展示(NPO法人市民省エネ節電所ネットワーク・㈱コープエナジー奈良) ・カエルのストラップ作り(グリーンボランティア「いこま宝の里」) ・紙食器、紙スリッパ工作教室(いこま市民パワー㈱)
エコネットいこま企画	COOL CHOICEへ賛同しよう 生駒の生きもの写真展 フードドライブ ソーラーカー工作教室
	環境保全課：クリスタルグラスサンドアート カワパタモロコ展示 ごみ減量啓発コーナー(ごみ減量市民会議) もったいない食器市
	健康課：食品ロス削減啓発コーナー
	清掃リレーセンター：リユース市(関西ワンディッシュエイド協会)
	環境モデル都市推進課：SDGs未来都市紹介コーナー 実験パフォーマンス「サーカスエコロジカル」

⑤ 竜田川クリーンキャンペーン

竜田川については、ごみの投棄や生活排水などによる水質汚濁が進み、水質浄化・河川美化への市民の意識も高くなっている。そこで、奈良県や関係地域の自治会等と協力・連携し、竜田川クリーンキャンペーンを実施している。令和元年度より大和川一斉清掃に統合した。

⑥ 富雄川環境美化活動

富雄川河川管理道において、地域にうるおいとやすらぎを与える河川親水空間をより高めるために、富雄川コスモス育成推進協議会(平成11年～平成23年)を前身とする富雄川環境美花推進協議会が平成23年5月に設置された。当協議会と市との協働により、関係機関と連携しながら、富雄川クリーンキャンペーンなど、河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成に関する活動等に取り組んでいる。

a 富雄川クリーンキャンペーン

河川愛護意識の高揚を図るため、6月23日(日)に富雄川クリーンキャンペーンを実施し、市民参加による菜花等植栽場所の清掃活動及び花壇への花の植栽を実施した。(富雄川河川管理道約1.5kmの兩岸)

b 奈良県との連携

富雄川環境美花推進協議会において取り組んでいる河川管理道の清掃活動及び花の植栽・育成について、奈良県の「地域の河川サポート事業」として構成団体が個々に奈良県と「憩いの川づくりプログラム」の実施にかかる協定を締結して活動している。また、奈良県により富雄川の一部区間で遊歩

道的な整備がなされたことにより、協議会として「彩り花づつみプログラム」の実施に係る協定を奈良県と締結し、より自主的に事業の推進を図っている。

⑦ 環境情報の提供

a 不用品交換コーナー

生駒市ホームページにて、各家庭の不用品について「譲ります」「譲ってください」などの情報を掲載する不用品交換コーナーを設置し、家庭内にある不用品を譲り合うことで、ごみの減量化や資源の有効活用を図っている。

b ごみガイドブック

ごみの分別排出の徹底を図り、減量化・再資源化を促進するため、分別排出啓発冊子「ごみガイドブック保存版『みんなで取り組もうごみ半減!』」を作成し、平成27年11月に全世帯に配布するとともに、転入者に対しても届出時に配布し、本市のごみの分別排出方法の徹底を図っている。

(9) 生駒市環境マネジメントシステム(*)の運用

本市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(監査)、Action(見直し)というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年から生駒市環境マネジメントシステムの運用を開始した。

平成26年度までは、環境自治体会議のシンクタンクであるNPO法人環境自治体会議環境政策研究所が開発した自治体向けの環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード(以下LAS-Eという)」規格を用いて運用してきた。5年間の継続的な運用により、ごみの分別、節電などのエコオフィス活動については、強い意識付けと取組の定着が図られ、環境行動を継続して改善していくための基本的な体制が整備できた。

一方、LAS-E規格では、各課の普段の取組は、紙、ごみ、電気の削減というエコオフィスの活動が中心になることから平成27年1月に策定した「生駒市環境モデル都市アクションプラン」を主軸とした環境施策全般・環境関連計画の一体的な管理と、各部署で当然に環境への配慮が行われる水準にステップアップすることを主眼に置き、平成27年度から独自のシステムにより運用することとした。

LAS-E規格の大きな特長であった、目標設定や監査等に市民が参画する手法を継続した上で、書面による進行管理・点検評価とともに担当課へのヒアリングを実施することとした。

令和元年度には、平成31年3月に生駒市環境基本計画及び生駒市アクションプランを改定するとともに、令和元年10月に生駒市SDGs未来都市計画を策定したことに伴い、これらの関連計画に基づく取組の実施状況を一体的に点検・評価するための管理手法の見直しを行った。また、各所属でのエコオフィス活動については、前年度から継続して実施したほか、職員一人ひとりの意識向上を図るため、全職員を対象としたアンケートも実施した。

第3章 生駒市の環境の状況

1 大気汚染・悪臭

(1) 大気汚染に係る環境基準(*)

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項により、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質について以下のような環境基準が設定され、大気汚染に係る環境保全の目標とされている。

図表 55 大気の汚染に係る環境基準について (S48. 5. 8 環告 25)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂) (*)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) (*)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox) (*)	昼間 (5時～20時) の時間帯で1時間値が0.06ppm以下であること。

図表 56 二酸化窒素に係る環境基準について (S53. 7. 11 環告 38 号)

物質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO ₂) (*)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

図表 57 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について (H21. 9. 9 環告 33)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) (*)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

図表 58 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について (H9. 2. 4 環告 4)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

図表 59 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準について (H11. 12. 27 環告 68)

物質	環境上の条件
ダイオキシン類 (*)	1年平均値が0.6pg(*)-TEQ/m ³ 以下であること

(2) 大気質調査

本市の大気質調査は、測定として「雨水水素イオン濃度」(3地点)、「二酸化硫黄(SO₂)濃度」(7地点)、「二酸化窒素(NO₂)濃度」(14地点)の3項目について簡易測定を月1回、北地区(ひかりが丘配水場、奈良先端科学技術大学院大学前交差点)、中地区(東菜畑一丁目県有地)、南地区(南コミュニティセンター)の4地点で7日間連続測定を年1回実施し、また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質(*)及びダイオキシン類についても測定を実施している。

なお、奈良県においても山崎町の消防本部の生駒局及び老分町の晴光台第2公園に自排生駒局を置き、大気汚染を常時監視している。奈良県や大阪府の常時監視は、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(<http://soramame.taiki.go.jp>)で1時間ごとに更新され、監視データは閲覧可能である。

図表 60 大気質測定場所と測定項目

測定場所	図表番号	一 般 項 目			有害大気4物質	ダイオキシソ類	自動車排ガス等	(県) 常時監視 大気汚染
		雨水水素イオン濃度	二酸化硫黄(SO ₂)濃度	二酸化窒素(NO ₂)濃度				
北 地 区	土地改良区	①		○				
	学研サイエンスプラザ	②	○	○				
	奈良先端大学前交差点	⑰					○	
	ひかりが丘配水場	⑬				○	○	
	上町自治会館	③		○				
中 地 区	生駒台小学校	④		○				
	桜ヶ丘小学校	⑤		○				
	消防本部	⑥		○	○			○
	市役所	⑦	○	○	○	○		
	東菜畑1丁目県有地	⑭					○	
南 地 区	晴光台第2公園	⑱						○
	生駒高校	⑧		○				
	大瀬中学校	⑨		○	○			
	有里第1公園	⑩		○	○			
	生駒南小学校	⑪		○	○			
	竜田川浄化センター	⑫	○		○			
	消防南分署	⑮					○	
南コミュニティセンター	⑯						○	
西 地 区	生駒山麓公園	⑲		○				
	暗峠	⑳		○				

※ 学研サイエンスプラザは、H16.4から測定

※ 東生駒1丁目県有地は、H24から測定

(測定方法)

二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度：TEA-円筒ろ紙法

図表 61 大気質調査地点



① 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物 (SO_x) とは、主に二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) などの物質を総称する言葉であり、「ソックス」ともいわれている。呼吸器疾患等の原因物質であるほか、酸性雨(*)などの主要因子ともなっており、これまで重点的に対策が講じられてきた代表的な大気汚染物質の1つである。主に、不純物として硫黄を含む重油など化石燃料の燃焼に伴って発生する。

本市では、大気中の二酸化硫黄 (SO₂) 濃度を7地点で測定しており、経年変化は横ばい傾向である。各年度、各地点の測定値とも、二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の環境基準である0.04ppm(*)以下という値を参考にすると基準の10分の1以下で推移していることから良好な環境が維持されている。

図表 62 二酸化硫黄濃度測定値

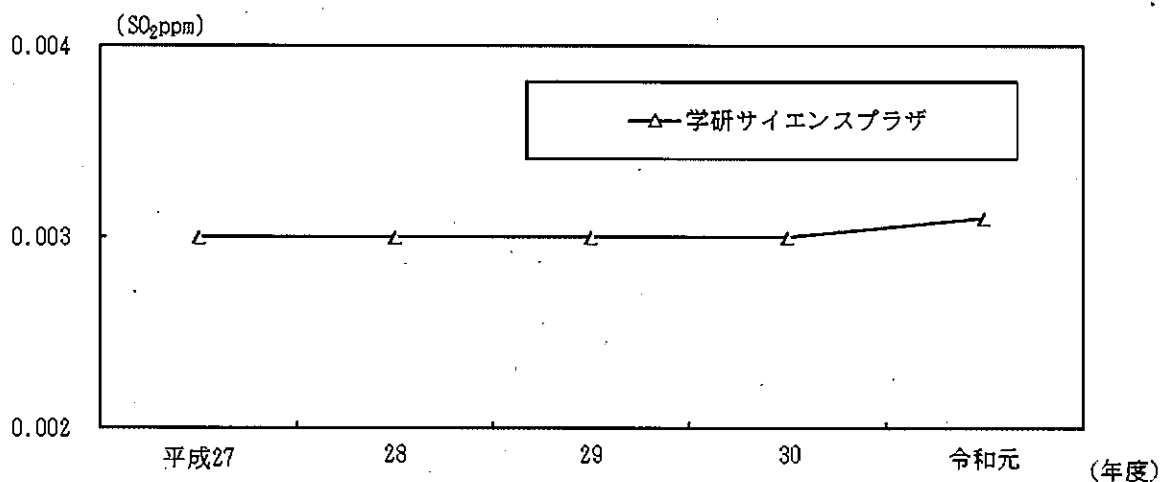
測定地点		年度				
		平成27	28	29	30	令和元
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0031
中地区	生駒台小学校	0.0030	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031
	消防本部	0.0030	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031
	市役所	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032
南地区	有里第1公園	0.0030	0.0030	0.0030	0.0031	0.0031
	大瀬中学校	0.0031	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031
	生駒南小学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032
平均値		0.0031	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031

(SO₂ppm)

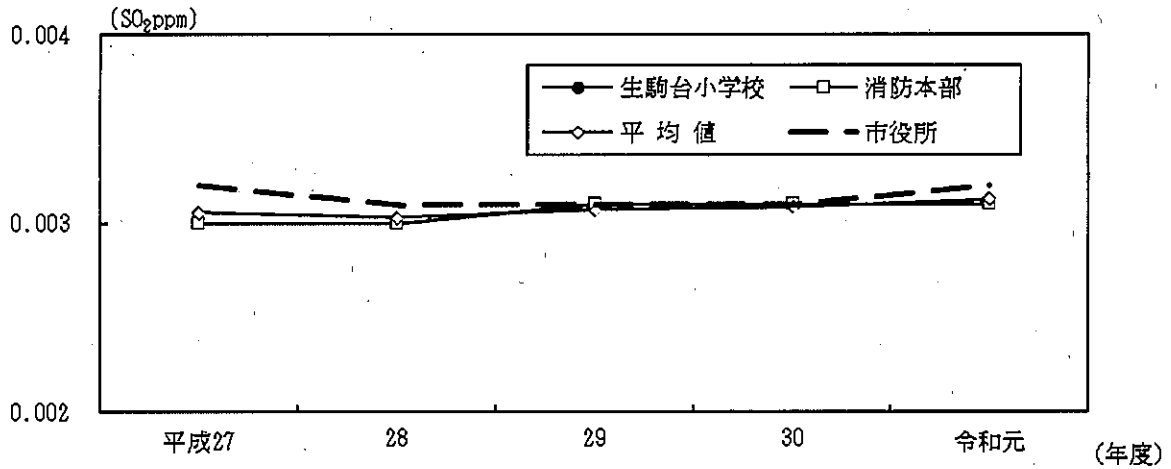
(注) 平成5年度からトリエタノールアミン円筒ろ紙法 (大気汚染学会誌第23巻第2号 (1988年)) を用いて測定しており、この図表の測定値は、文献中の換算式を用いて、簡易測定値である二酸化硫黄濃度を ppm 値に換算したものである。

(注) 数値は各年度の日平均値

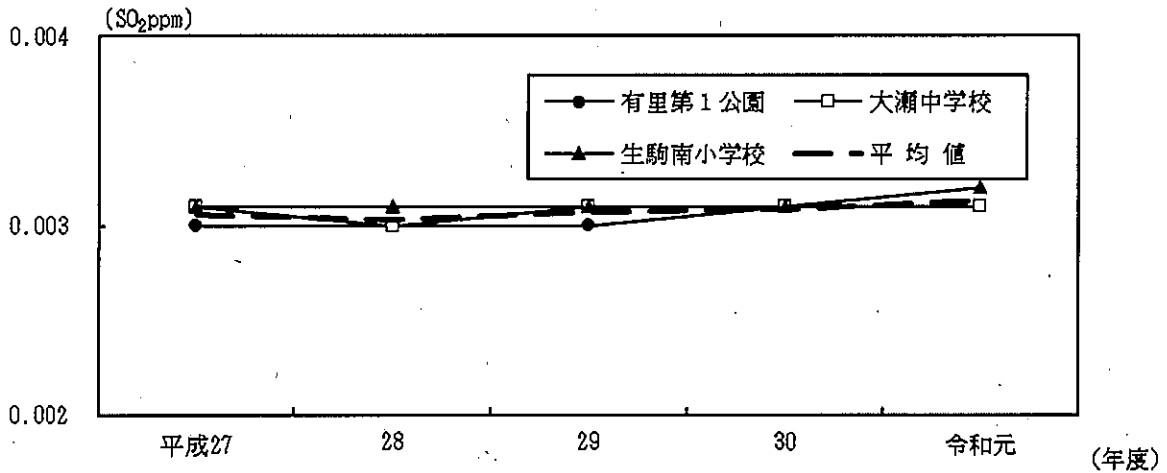
図表 63 二酸化硫黄濃度測定値 (北地区)



図表 64 二酸化硫黄濃度測定値（中地区）



図表 65 二酸化硫黄濃度測定値（南地区）



② 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物 (NO_x) とは、主に一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) を総称する言葉であり、「ノックス」ともいわれている。代表的な大気汚染物質の1つであり、高濃度で呼吸器疾患等を引き起こすほか、酸性雨や光化学スモッグなどの主要因子となっている。重油やガソリン、石炭などをはじめ、物質の燃焼に伴って発生し、工場、自動車、家庭の暖房など、発生源は多岐にわたる。

本市では、大気中の二酸化窒素 (NO₂) 濃度を 14 地点で測定している。

二酸化窒素 (NO₂) 濃度の環境基準である 0.04~0.06ppm の範囲内またはそれ以下という値を参考にすると、各年度、各地点の測定値とも、環境基準値を満たしており、良好な環境が維持されている。

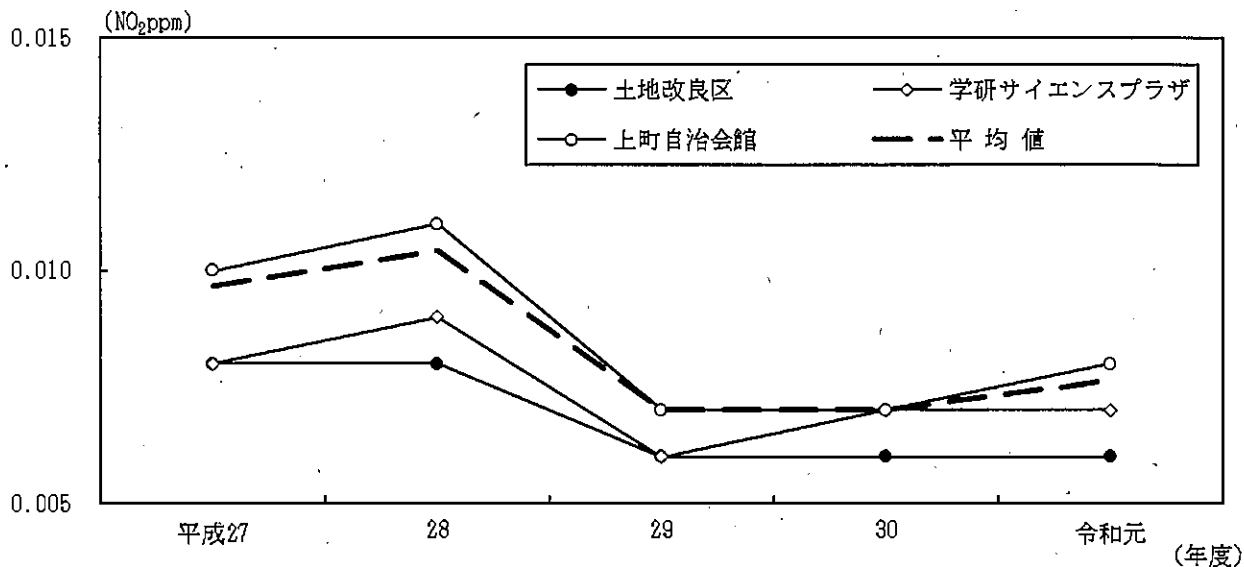
図表 66 二酸化窒素濃度測定値

測定地点		年度				
		平成27	28	29	30	令和元
北地区	土地改良区	0.008	0.008	0.006	0.006	0.006
	学研サイエンスプラザ	0.008	0.009	0.006	0.007	0.007
	上町自治会館	0.010	0.011	0.007	0.007	0.008
中地区	生駒台小学校	0.010	0.011	0.007	0.007	0.008
	桜ヶ丘小学校	0.011	0.012	0.008	0.008	0.008
	消防本部	0.011	0.012	0.008	0.008	0.009
	市役所	0.010	0.011	0.007	0.007	0.008
南地区	生駒高校	0.009	0.010	0.007	0.007	0.008
	有里第1公園	0.011	0.011	0.007	0.008	0.008
	大瀬中学校	0.010	0.010	0.007	0.007	0.008
	生駒南小学校	0.009	0.010	0.007	0.007	0.008
	竜田川浄化センター	0.009	0.010	0.007	0.007	0.008
西地区	生駒山麓公園	-	0.008	0.006	0.006	0.007
	暗峠	-	0.007	0.006	0.006	0.006
平均値		0.010	0.010	0.007	0.007	0.008

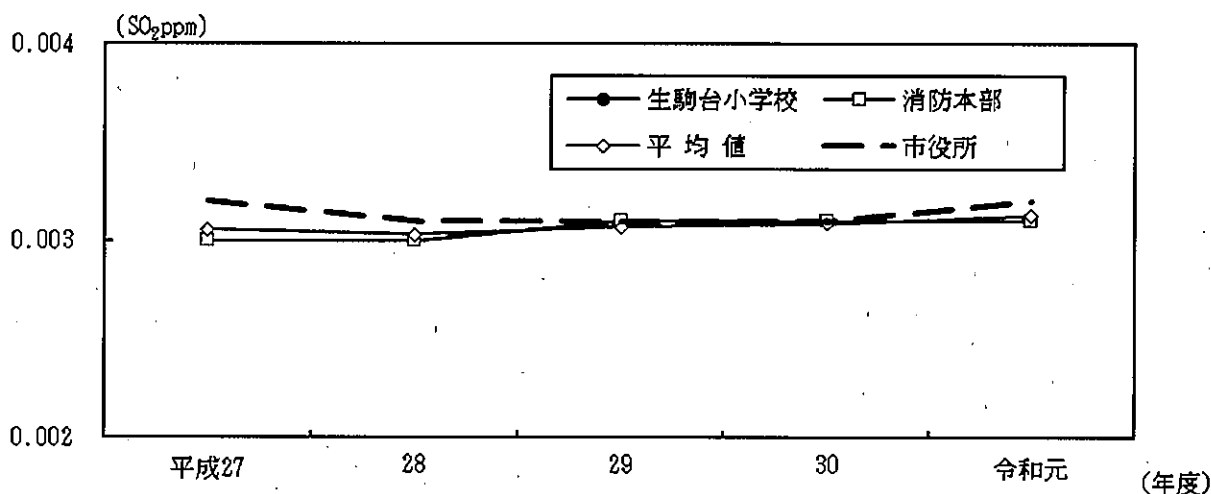
(注)本市における二酸化窒素の測定方法は、トリエタノールアミン円筒ろ紙法(大気汚染学会誌第23巻第2号(1988年))による測定法に準拠して行っており、この図表の二酸化窒素濃度の値は、文献中の換算式を用いて、簡易測定値である二酸化窒素濃度をppm値に換算したものである。

(注)数値は各年度の日平均値

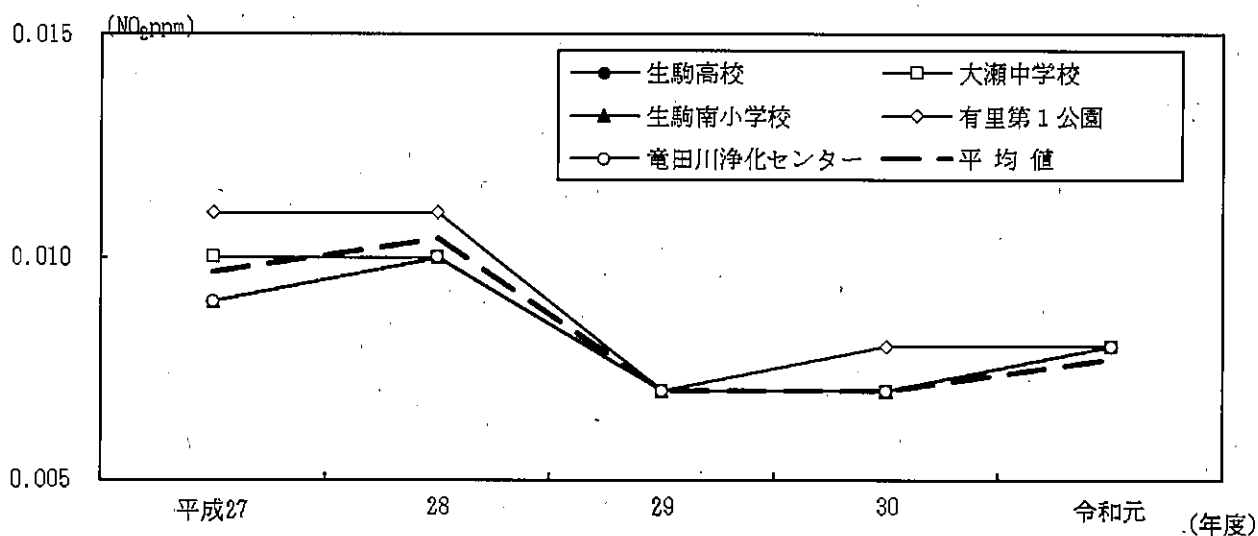
図表 67 二酸化窒素濃度測定値(北地区)



図表 68 二酸化窒素濃度測定値（中地区）



図表 69 二酸化窒素濃度測定値（南地区）



③ 自動車排ガス測定

本市では、自動車排ガスによる大気汚染の主な原因物質である二酸化窒素（ NO_2 ）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（ SO_2 ）、一酸化炭素（CO）について、簡易測定による二酸化窒素（ NO_2 ）及び二酸化硫黄（ SO_2 ）の測定を補完し、環境基準と比較検討するため、7日間連続測定を実施している。

調査地点については、国道168号沿道の南コミュニティセンター及び国道163号と市道芝庄田線の交差付近（奈良先端大学前交差点）に加えて、平成24年度から県道大阪枚岡奈良線沿道の県有地（東菜畑1丁目）、さらに平成25年度からひかりが丘配水場（ひかりが丘3-6-3）を加える4箇所で7日間連続測定し、監視体制の充実に努めている。令和元年度の測定結果（図表70参照）は、環境基準値以下で簡易測定結果と同様、良好な環境が維持されている。

図表 70 自動車排ガス測定調査

測定項目		測定場所	奈良先端大学前交差点(北地区)					環境基準
			平成27	28	29	30	令和元	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値		0.017	0.029	0.016	0.014	0.010	—
	日平均値の最高値		0.025	0.037	0.022	0.018	0.016	0.06以下
	1時間値の最高値		0.038	0.066	0.032	0.025	0.025	—
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値		0.017	0.022	0.015	0.008	0.017	—
	日平均値の最高値		0.025	0.031	0.022	0.017	0.029	0.1以下
	1時間値の最高値		0.072	0.065	0.091	0.024	0.109	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値		0.002	0.001	0.001	0.002	0.000	—
	日平均値の最高値		0.002	0.004	0.002	0.003	0.000	0.04以下
	1時間値の最高値		0.004	0.003	0.004	0.006	0.001	0.1以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5} μg/m ³)	期間平均値		16	15	10	4	12	—
	日平均値の最高値		25	23	15	6	21	35以下
	1時間値の最高値		67	56	52	12	83	—
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値		0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	—
	日平均値の最高値		0.5	0.5	0.4	0.3	0.4	10以下
	8時間平均値の最高値		0.7	0.7	0.6	0.4	0.5	20以下

測定項目		測定場所	ひかりが丘配水場(北地区)					環境基準
			平成27	28	29	30	令和元	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値		0.006	0.007	0.008	0.005	0.005	—
	日平均値の最高値		0.013	0.012	0.015	0.007	0.010	0.06以下
	1時間値の最高値		0.025	0.027	0.032	0.014	0.018	—
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値		0.015	0.016	0.011	0.016	0.017	—
	日平均値の最高値		0.024	0.024	0.021	0.023	0.024	0.1以下
	1時間値の最高値		0.038	0.111	0.045	0.040	0.043	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値		0.001	0.001	0.003	0.000	0.001	—
	日平均値の最高値		0.002	0.001	0.004	0.000	0.003	0.04以下
	1時間値の最高値		0.003	0.004	0.006	0.001	0.006	0.1以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5} μg/m ³)	期間平均値		13	14	9	9	10	—
	日平均値の最高値		22	24	18	16	15	35以下
	1時間値の最高値		37	125	40	25	44	—
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値		0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	—
	日平均値の最高値		0.3	0.5	0.2	0.4	0.3	10以下
	8時間平均値の最高値		0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	20以下

測定項目		測定場所	東菜畑一丁目県有地（中地区）					環境基準
			平成27	28	29	30	令和元	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値		0.014	0.012	0.010	0.009	0.009	—
	日平均値の最高値		0.019	0.016	0.013	0.011	0.011	0.06以下
	1時間値の最高値		0.043	0.028	0.026	0.023	0.022	—
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値		0.016	0.019	0.014	0.023	0.013	—
	日平均値の最高値		0.025	0.026	0.024	0.032	0.02	0.1以下
	1時間値の最高値		0.035	0.041	0.043	0.064	0.036	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値		0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	—
	日平均値の最高値		0.001	0.001	0.000	0.001	0.002	0.04以下
	1時間値の最高値		0.002	0.003	0.003	0.003	0.006	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値		16	14	9	11	11	—
	日平均値の最高値		25	18	18	21	18	35以下
	1時間値の最高値		36	46	31	53	50	—
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値		0.4	0.4	0.3	0.1	0.2	—
	日平均値の最高値		0.5	0.5	0.4	0.2	0.3	10以下
	8時間平均値の最高値		0.6	0.7	0.7	0.3	0.4	20以下

測定項目		測定場所	南コミュニティセンター（南地区）					環境基準
			平成27	28	29	30	令和元	
二酸化窒素 (NO ₂ ppm)	期間平均値		0.011	0.010	0.009	0.008	0.01	—
	日平均値の最高値		0.015	0.016	0.012	0.011	0.012	0.06以下
	1時間値の最高値		0.034	0.026	0.024	0.019	0.023	—
浮遊粒子状物質 (SPM mg/m ³)	期間平均値		0.009	0.016	0.012	0.011	0.008	—
	日平均値の最高値		0.012	0.025	0.017	0.017	0.012	0.1以下
	1時間値の最高値		0.025	0.044	0.031	0.039	0.039	0.2以下
二酸化硫黄 (SO ₂ ppm)	期間平均値		0.001	0.000	0.001	0.001	0.002	—
	日平均値の最高値		0.001	0.001	0.002	0.001	0.003	0.04以下
	1時間値の最高値		0.003	0.003	0.005	0.002	0.007	0.1以下
微小粒子状物質 (PM2.5 μg/m ³)	期間平均値		8	14	9	13	11	—
	日平均値の最高値		12	21	14	22	14	35以下
	1時間値の最高値		24	40	29	62	88	—
一酸化炭素 (ppm)	期間平均値		0.3	0.4	0.3	0.1	0.3	—
	日平均値の最高値		0.4	0.5	0.4	0.2	0.5	10以下
	8時間平均値の最高値		0.5	0.6	0.5	0.3	0.4	20以下

(注) 一酸化炭素：1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値が20ppm以下であること。

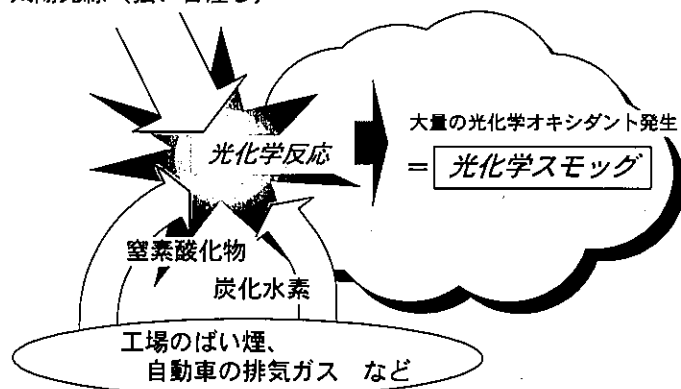
(3) 光化学スモッグ

光化学スモッグとは、自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物が太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応により、二次的汚染物質を生成することにより発生する。光化学反応により生成される酸化性物質で二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれる。

本市では、奈良県光化学スモッグ緊急対策要領に基づき、光化学スモッグの発生に対処するため、教育施設、屋外活動施設等との連絡体制を整え、市内公共施設等 30ヶ所に看板を設置し周知している。光化学スモッグの発生はその年の気象条件に影響されるため、発令状況は年度によってばらつきがあり、令和元年度は、県北西部において予報が4回発令された。

また、警報、重大警報は平成元年度以降、発令されていない。なお、光化学スモッグ予報等の情報を奈良県が (<http://www.eco.pref.nara.jp>) 5月から9月までメールマガジンで配信している。（要登録）

図表 71 光化学スモッグ発生のしくみ
太陽光線（強い日差し）



図表 72 光化学スモッグ発令回数の推移・発令区分と発令基準

年度	発令状況（回）				被害届出者数（人）	区分	オキシダント濃度（1時間平均値）
	予報	注意報	警報	重大警報			
平成27	7	2	0	0	0	予報	0.08 ppm以上
28	1	0	0	0	0	注意報	0.12 ppm以上
29	3	0	0	0	0	警報	0.24 ppm以上
30	6	1	0	0	0	重大警報	0.40 ppm以上
令和元	4	0	0	0	0		

（注）発令は奈良県により、発令状況は県北西部（奈良市・生駒市・大和郡山市）のものであり、被害届出者数は県下全域の人数である。

(4) 酸性雨

① 雨水水素イオン濃度

水素イオン濃度(*)がpH5.6以下の雨を酸性雨と呼び、森林や土壌、湖沼、文化財などに大きな影響を与えるため、地球環境問題となっている。また、その原因は大気中の硫黄酸化物が雨水に溶け込んで酸性化するためであり、雨水水素イオン濃度は大気汚染の1つの指標にもなっている。

本市では、雨水水素イオン濃度を市内3ヶ所で毎月測定を実施している。

令和元年度の雨水イオン濃度の平均値(*)はpH5.2で酸性雨ではあるが、環境省が実施した1983年～2002年までの20年間の酸性雨調査結果（酸性雨対策調査総合取りまとめ報告書概要）の年平均値pH4.77ほど低くはなかった。

図表 73 雨水水素イオン濃度

測定地点	年度	(pH)				
		平成27	28	29	30	令和元
学研サイエンスプラザ		5.3	5.2	5.3	5.4	5.3
市役所		5.4	5.2	5.1	5.3	5.0
浄化センター		5.9	5.4	5.3	5.3	5.2
平均値		5.6	5.2	5.2	5.3	5.2

※ 平均値は降水量の重みをかけた加重平均値

※ 加重平均値（1ヶ月間の降水を全て混合した場合の値）

② 雨水イオン分析(*)

雨水には、硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などの酸性物質が、硫酸イオン、硝酸イオンとして存在しているほか、雨水中で水酸化物イオンを生じ、アルカリ性物質として酸性雨を中和するアンモニウムイオンやカルシウムイオンなども存在している。雨の汚染状況については、電気伝導率でイオンの総量を把握するとともに、硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン等の雨水イオンを分析して判断する。

本市は、年2回雨水水素イオン濃度測定地点と同じ3地点で雨水イオン分析を実施している。

図表 74 雨水イオン分析結果

測定地点	測定項目	平成27		28		29		30		令和元	
		7月	3月	6月	2月	6月	2月	6月	2月	6月	2月
市役所	電気伝導率 (mS/m)	1.1	2.1	1.3	3.7	1.3	2.5	1.5	4.4	1.7	2.1
	ナトリウムイオン (mg/L)	0.3	0.4	0.2	1.3	0.3	1.1	0.5	1.2	0.7	0.4
	カリウムイオン (mg/L)	0.2	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1
	マグネシウムイオン (mg/L)	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1
	カルシウムイオン (mg/L)	0.4	1.2	<0.3	0.8	0.3	1.2	0.3	0.7	0.8	0.3
	アンモニウムイオン (mg/L)	0.07	0.13	0.01	0.04	0.09	0.06	0.03	0.04	0.04	0.07
	硫酸イオン (mg/L)	0.6	1.6	0.4	2.4	0.4	2.5	1.1	1.7	1.1	1.0
	塩化物イオン (mg/L)	0.3	0.8	0.2	2.3	0.2	1.4	0.6	1.6	0.9	0.8
	硝酸イオン (mg/L)	0.7	1.6	0.4	1.8	1.0	1.6	0.6	1.8	0.6	0.9
	浄化センター	電気伝導率 (mS/m)	1.2	1.8	1.6	3.4	1.0	3.0	1.1	4.1	1.5
ナトリウムイオン (mg/L)		0.3	0.3	0.2	1.2	0.1	1.3	0.6	0.7	0.7	0.4
カリウムイオン (mg/L)		0.2	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.2	<0.1
マグネシウムイオン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.3	1.4	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
カルシウムイオン (mg/L)		0.3	0.7	0.2	0.9	0.2	0.9	0.6	0.7	0.9	0.4
アンモニウムイオン (mg/L)		0.06	0.11	<0.01	0.04	0.04	0.07	0.04	0.06	0.04	0.06
硫酸イオン (mg/L)		0.7	1.1	0.4	2.8	0.8	2.1	1.0	1.4	1.0	0.9
塩化物イオン (mg/L)		0.3	0.6	0.2	2.2	0.3	1.8	0.7	1.1	0.9	0.9
硝酸イオン (mg/L)		0.5	0.1	<0.1	2.1	<0.1	2.8	0.5	1.6	0.6	0.9
学研サイエンスプラザ		電気伝導率 (mS/m)	1.0	1.7	1.8	3.2	1.8	2.5	1.2	4.1	1.8
	ナトリウムイオン (mg/L)	0.2	0.5	0.2	1.0	0.2	1.0	0.6	0.8	0.8	0.6
	カリウムイオン (mg/L)	0.1	0.1	0.2	0.2	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1
	マグネシウムイオン (mg/L)	<0.1	0.1	<0.1	0.4	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
	カルシウムイオン (mg/L)	0.3	1.1	0.3	0.9	0.3	1.2	0.5	0.6	0.9	0.5
	アンモニウムイオン (mg/L)	0.08	0.11	<0.01	0.03	0.04	0.05	0.04	0.03	0.05	0.05
	硫酸イオン (mg/L)	0.5	1.6	0.5	2.7	1.2	1.6	1.0	1.4	1.0	0.9
	塩化物イオン (mg/L)	0.3	0.8	0.4	2.0	0.4	2.0	0.7	1.2	1.1	1.1
	硝酸イオン (mg/L)	0.3	1.7	0.2	2.0	0.2	2.5	0.7	1.3	0.5	1.1

(5) 悪臭に係る規制

悪臭に係る規制は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制し、生活環境を保全することを目的とした悪臭防止法が制定されており、事業場の敷地境界線の地表及び煙突や排水口などの排出口における悪臭物質の規制基準が定められている。

特定悪臭物質としては、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など 22 物質が規制対象となっている。本市は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）に基づき悪臭防止法の規制地域及び規制基準を定める権限が奈良県知事から生駒市長に委譲されたことに伴い、平成 24 年 4 月に生駒市告示第 69 号により悪臭を防止する地域を市内全域に指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めて（生駒市告示第 69 号平成 24 年 4 月 4 日）から適用し、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭公害の防止、指導に努めている。

また、悪臭防止法では特定悪臭物質による規制に加えて、規制基準に満たない物質の複合による悪臭や、法定物質以外による悪臭などに適切に対処し、悪臭公害防止を図るため、臭気濃度を用いた官能試験法(*)による、臭気指数による規制も選択できるようになっている。

図表 75 悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準（生駒市告示第 69 号）

特定悪臭 物質の種類（単位）	規制地域の区分	
	一般地域	順応地域
アンモニア (p p m)	1	2
メチルメルカプタン (p p m)	0.002	0.004
硫化水素 (p p m)	0.02	0.06
硫化メチル (p p m)	0.01	0.05
二硫化メチル (p p m)	0.009	0.03
トリメチルアミン (p p m)	0.005	0.02
アセトアルデヒド (p p m)	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド (p p m)	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド (p p m)	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド (p p m)	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド (p p m)	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド (p p m)	0.003	0.006
イソブタノール (p p m)	0.9	4
酢酸エチル (p p m)	3	7
メチルイソブチルケトン (p p m)	1	3
トルエン (p p m)	10	30
スチレン (p p m)	0.4	0.8
キシレン (p p m)	1	2
プロピオン酸 (p p m)	0.03	0.07
ノルマル酪酸 (p p m)	0.001	0.002
ノルマル吉草酸 (p p m)	0.0009	0.002
イソ吉草酸 (p p m)	0.001	0.004
備考		
(1) 一般地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区に指定されている地域をいう。		
(2) 順応地域とは、一般地域に規定する地域以外の地域をいう。		

2 水質汚濁

(1) 水質汚濁に係る環境基準(*)

水質汚濁については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域(*)における以下のような環境基準が設定され、水質汚濁に係る環境保全の目標とされている。

水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)では、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の2種類があり、「人の健康の保護に関する環境基準」は、公共用水域を対象として27物質についての基準が一律に定められている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、図表に示すように各公共用水域の利用目的に応じた水域類型(*)を指定し、類型別に環境基準が定められている。

図表 76 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値 (年間平均値)
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

図表 77 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値（日間平均値）				
		水素イオン 濃度 (pH) (*)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (*)	浮遊物質 量 (SS) (*)	溶存酸素量 (DO) (*)	大腸菌群数 (*)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN (*) /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ L以上	—

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (年間平均値)		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(環境庁告示第59号別表2より抜粋)

(2) 河川の水質

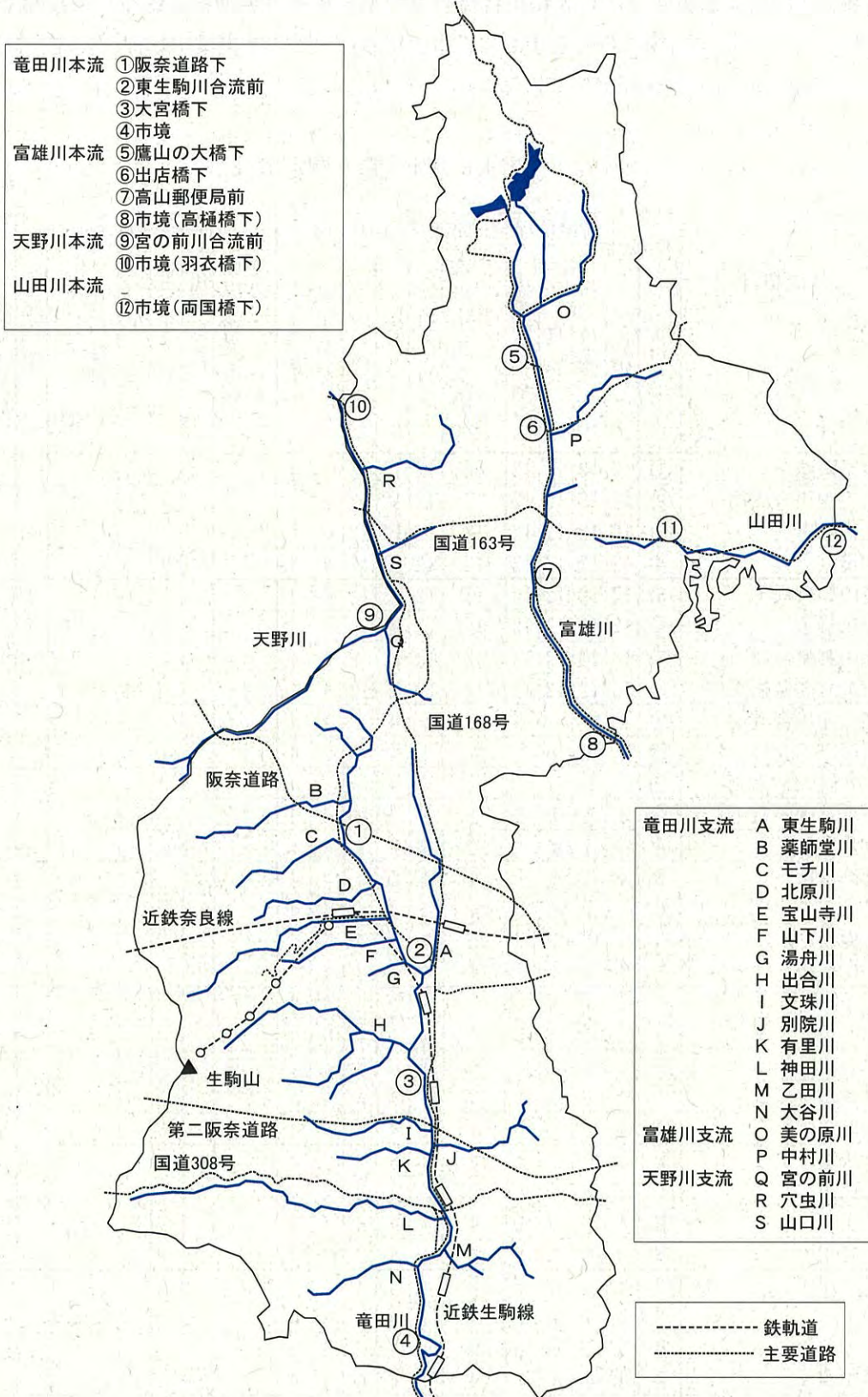
市域には竜田川、富雄川、天野川、山田川の一級河川があり、竜田川は全域C類型、富雄川は高山町芝から上流がB類型、高山町芝から大和川合流点までがC類型の類型指定を奈良県から受けている。本市は、生活環境の保全に関する項目を中心に、竜田川本流・支流、富雄川本流・支流、天野川本流・支流、山田川本流で河川水質を測定している。

図表 78 河川水質測定場所と測定項目

(回/年)

測定場所	測定項目	No.	生活環境保全に関連する項目(*)										健康保護項目 (全項目) (*)	農業用水項目(*)			生活排水項目			ダイオキシソ (河川水)	ダイオキシソ (河川底質)
			色相	色度	臭気	透視度 (*)	水素イオン 濃度 (pH)	BOD	SS	DO	大腸菌群数	流量		T-P	T-N	陰イオン 界面 活性剤	総水銀	ダイオキシソ (河川水)	ダイオキシソ (河川底質)		
本流	竜田川	阪奈道路下	①	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
		東生駒川合流前	②	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4		4	4	4				
		大宮橋下	③	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
		市境	④	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	4	4	4		1	1	
	富雄川	鷹山の大橋下	⑤	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4					4			
		出店橋下	⑥	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4					4			
		高山郵便局前	⑦	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4								
	天野川	市境(高樋橋下)	⑧	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	1	12	12	4		1	1	
		宮の前川合流前	⑨	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
	山田川	市境(羽衣橋下)	⑩	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4			1		
		大学院大学南側	⑪					4	4	4	4	4	4								
		市境(両国橋下)	⑫	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	4			1		
支流	竜田川	東生駒川	A	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4					
		薬師堂川	B	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		モ子川	C	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		北原川	D	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		宝山寺川	E	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		山下川	F	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		湯舟川	G	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		出合川	H	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		文珠川	I	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		別院川	J	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		有里川	K	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		神田川	L	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		乙田川	M	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		大谷川	N	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
	富雄川	美の原川	O	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		中村川	P	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
	天野川	宮の前川	Q	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
		穴虫川	R	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4				1		
	山口川	S												4							

図表 79 河川水質測定地点



① 竜田川本流

竜田川は俵口町に流れを發し、平群町、斑鳩町を経て大和川に合流する。

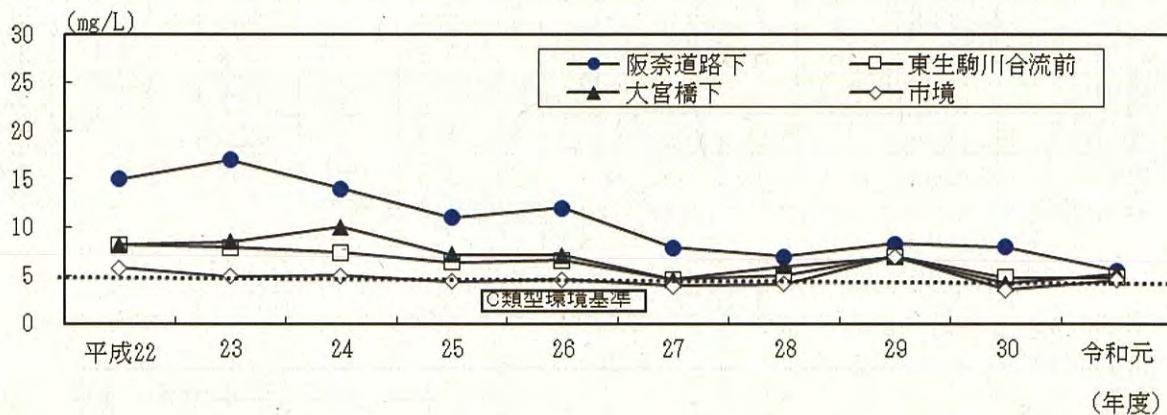
源流部は河川沿いに住宅地が形成され、中心市街地の近鉄生駒駅周辺地域を通過するなど生活排水が多く流れ込む河川環境にあり、下流より上流が汚れている傾向が見られる。

BODの75%値(*)は、平成22年度まで竜田川全域(環境基準点：竜田大橋)において環境基準値の5mg/Lを超えていたが、下水道整備や合併浄化槽の普及、市民意識の高揚により、平成23年度以降は減少傾向にある。

図表 80 竜田川本流におけるBODの75%値

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
竜田川	阪奈道路下	15	17	14	11	12	7.9	7.0	8.3	8.0	5.5
	東生駒川合流前	8.2	7.9	7.4	6.4	6.6	4.6	5.0	7.0	4.8	4.8
	大宮橋下	8.2	8.5	10	7.2	7.1	4.6	6.0	6.9	4.2	5.2
	市境	5.8	4.9	5.0	4.4	4.6	3.9	4.1	7.0	3.5	4.5

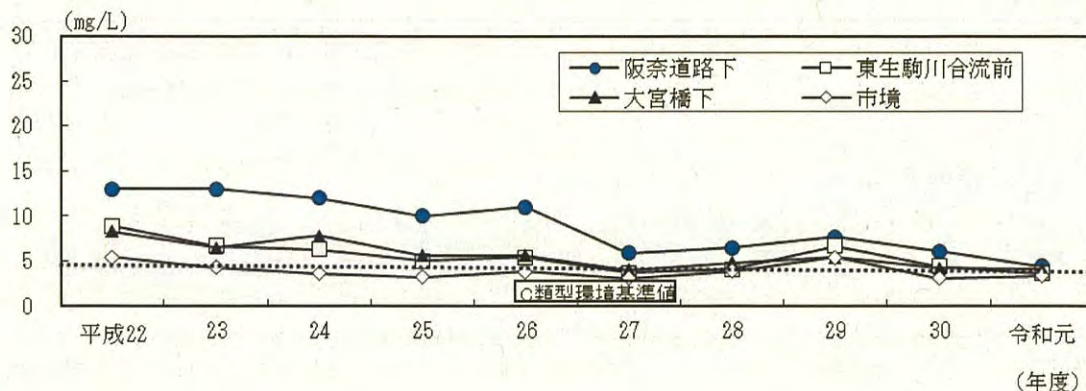
(注) 数値は各年度の75%値



図表 81 竜田川本流におけるBOD年間平均値

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
竜田川	阪奈道路下	13	13	12	10	11	5.9	6.5	7.7	6.1	4.4
	東生駒川合流前	8.9	6.7	6.3	5.0	5.4	3.7	4.1	6.7	4.4	3.6
	大宮橋下	8.3	6.5	7.8	5.6	5.6	4.0	4.8	5.4	4.2	4.1
	市境	5.4	4.3	3.6	3.2	3.8	3.1	3.9	5.4	3.1	3.3

(注) 数値は各年度の平均値



② 竜田川支流

竜田川支流の14河川で水質測定を実施している。中でも東生駒川は竜田川の準本流ともいえる河川で小町町に端を発し、南流して山崎町で竜田川に合流している。

令和元年度の竜田川支流のBODの75%値は、環境基準値5mg/Lを満足した河川が12支流、環境基準値を超過したのは2支流である。

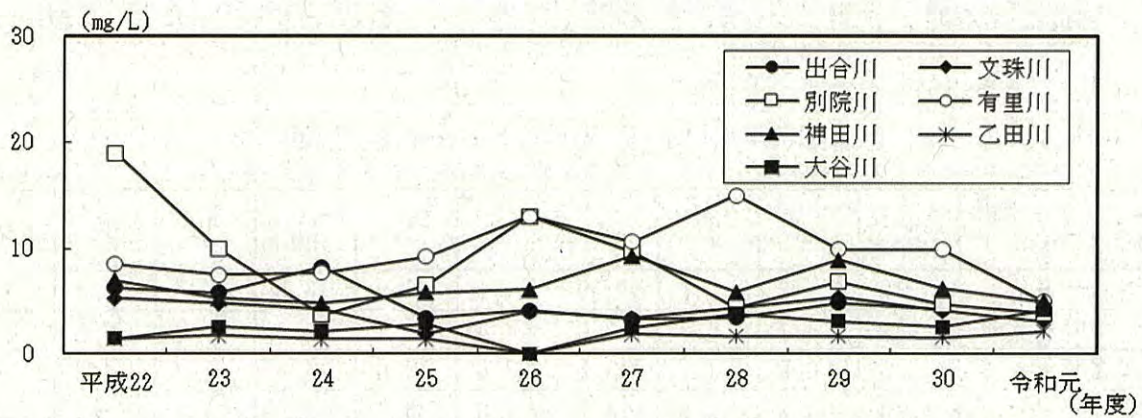
図表 82 竜田川支流におけるBODの75%

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
竜田川	東生駒川	10	9.8	9.9	6.9	10	4.8	7.1	4.7	4.0	6.0
	薬師堂川	8.6	11	5.4	5.7	10	5.6	7.4	5.8	4.9	5.5
	モチ川	5.1	6.2	3.8	4.3	7.0	3.6	4.3	2.3	3.8	5.0
	北原川	6.8	9.1	9.8	2.5	4.5	4.0	7.7	3.9	4.8	3.8
	宝山寺川	10	8.5	8.7	5.1	5.7	4.8	4.2	6.3	8.5	3.1
	山下川	11	8.8	8.0	3.3	5.0	5.9	5.0	3.8	4.9	4.2
	湯舟川	9.6	9.5	12	4.7	6.0	9.3	4.5	8.0	3.6	4.7
	出合川	6.3	5.8	8.2	3.4	4.1	3.3	3.5	4.9	4.3	3.7
	文珠川	5.3	4.8	4.3	1.9	4.0	3.4	4.4	5.4	4.1	3.1
	別院川	19	10	3.7	6.5	13	9.6	4.4	6.9	4.7	3.9
	有里川	8.5	7.5	7.7	9.2	13	10.6	15	9.9	9.9	5.0
	神田川	7.0	5.3	4.8	5.8	6.1	9.3	5.9	8.9	6.2	5.0
	乙田川	1.5	1.8	1.4	1.4	-	1.9	1.7	1.7	1.6	2.2
	大谷川	1.5	2.6	2.2	2.9	-	2.5	3.8	3.1	2.6	4.2

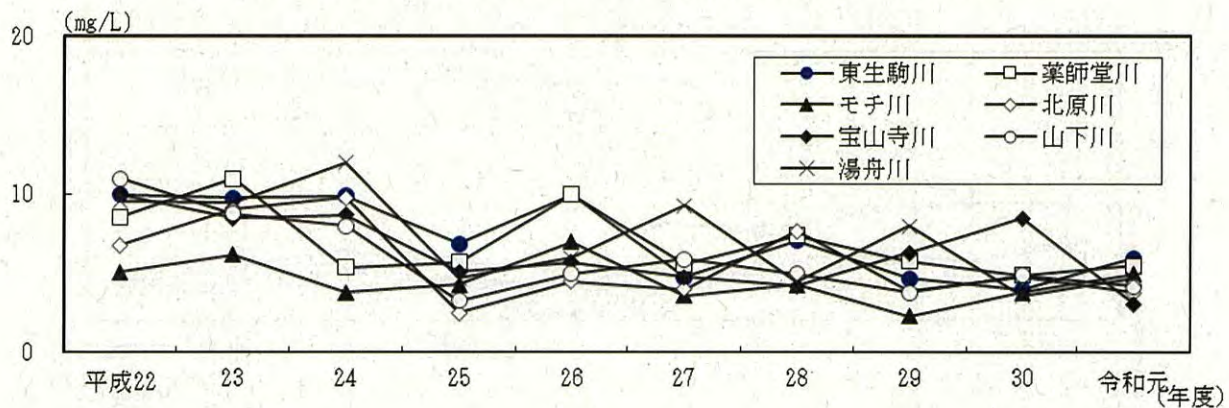
※平成26年度の乙田川、大谷川は、欠測。

斜字は平均値。

図表 83 竜田川支流におけるBODの75%値（湯舟川以北）



図表 84 竜田川支流におけるBODの75%値（出合川以南）



③ 富雄川本流

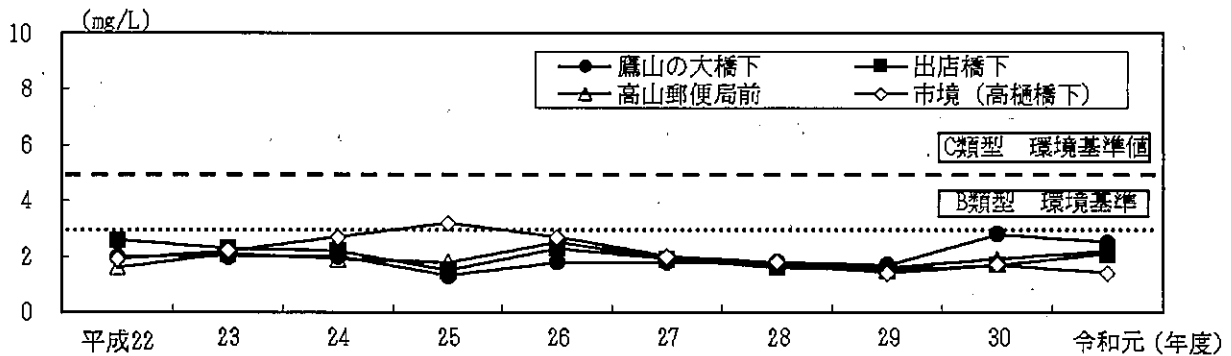
大和川水系富雄川（一級河川）は、高山町の高山溜池に端を発し、南下して矢田丘陵に沿うように流れ、生駒市から奈良市、大和郡山市、斑鳩町、安堵町を経て、大和川に合流している。上流の自然環境が保全されていることもあり、水質は比較的良好である。BODの環境基準は芝より上流（環境基準点：芝）の「鷹山の大橋下」「出店橋下」でB類型の3mg/L、芝から大和川合流点まで（環境基準点：弋鳥橋）の「高山郵便局前」、「市境（高樋橋下）」でC類型の5mg/Lとなっている。

平成22年度以降、BODの75%値による評価はすべての地点で環境基準値を満足し、良好な水質を維持している。

図表 85 富雄川本流におけるBOD75%値

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
富雄川	鷹山の大橋下	2.0	2.0	2.0	1.3	1.8	1.8	1.8	1.7	2.8	2.5
	出店橋下	2.6	2.3	2.2	1.5	2.3	1.9	1.6	1.5	1.7	2.1
	高山郵便局前	1.6	2.1	1.9	1.8	2.5	1.9	1.7	1.6	1.9	2.2
	市境（高樋橋下）	1.9	2.2	2.7	3.2	2.7	2.0	1.8	1.4	1.7	1.4

(注) 数値は各年度の75%値



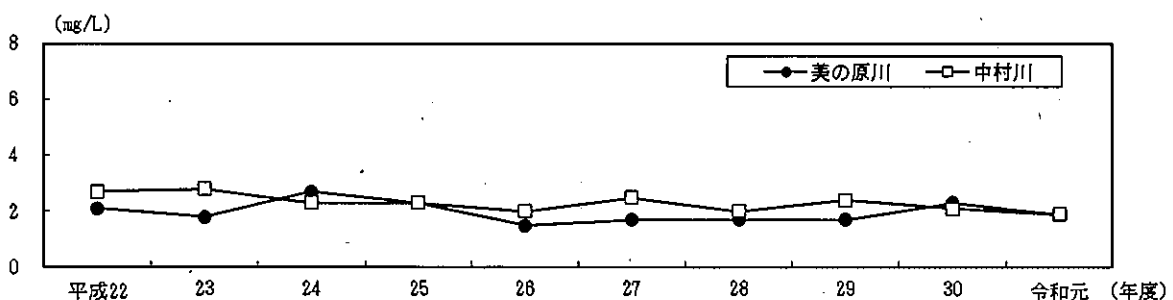
④ 富雄川支流

富雄川支流が合流する富雄川のBODの環境基準はB類型の3mg/Lであり、いずれの河川においても、環境基準をやや上回る水準で推移してきたが、平成22年度以降、BODの75%値による評価はすべての支流で環境基準値を満足し、良好な水質を維持している。

図表 86 富雄川支流におけるBODの75%値

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
富雄川	美の原川	2.1	1.8	2.7	2.3	1.5	1.7	1.7	1.7	2.3	1.9
	中村川	2.7	2.8	2.3	2.3	2.0	2.5	2.0	2.4	2.1	1.9

(注) 数値は各年度の75%値



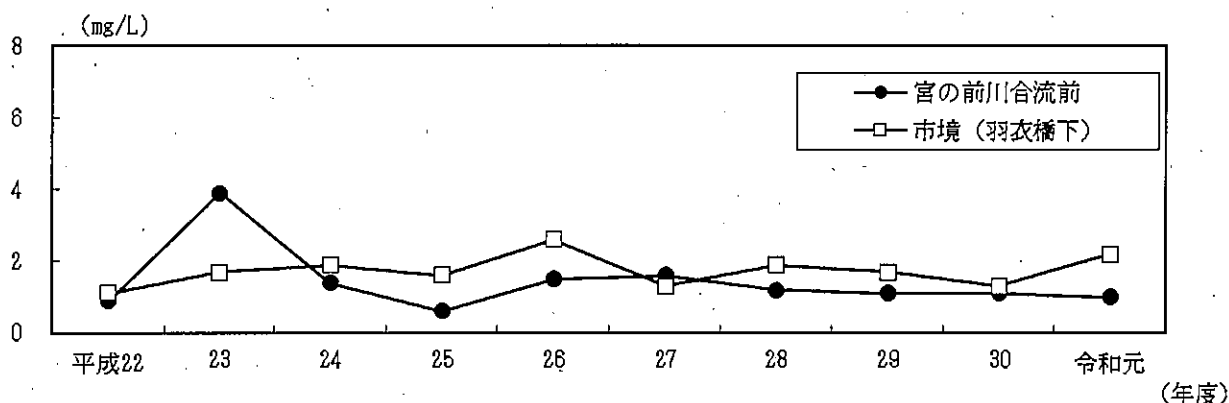
⑤ 天野川本流

淀川水系天野川（一級河川）は四條畷市側に端を発し、四條畷市、生駒市から交野市、枚方市を経て、淀川に合流している。生駒山地の北、自然環境が保全されている地域を流れていることもあり、水質は比較的良好である。BODの75%値は平成23年度に一時的に高くなったが、ほぼ横ばい傾向にある。

図表 87 天野川本流におけるBODの75%値

測定地点		年度									(mg/L)
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
天野川	宮の前川合流前	0.9	3.9	1.4	0.6	1.5	1.6	1.2	1.1	1.1	1.0
	市境（羽衣橋下）	1.1	1.7	1.9	1.6	2.6	1.3	1.9	1.7	1.3	2.2

(注) 数値は各年度の75%値



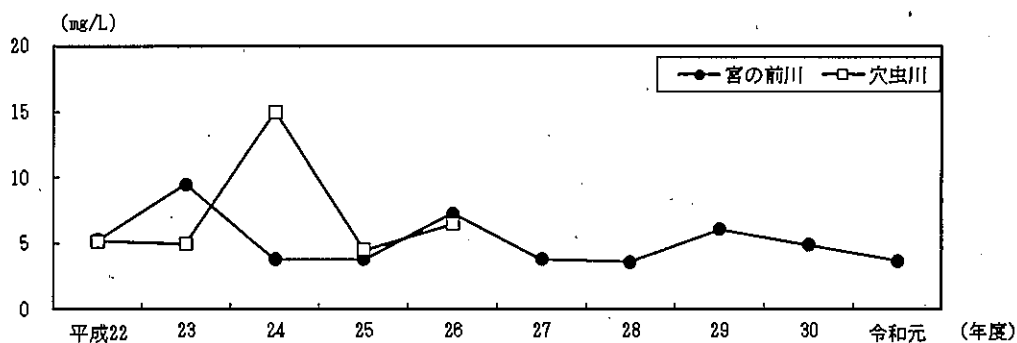
⑥ 天野川支流

天野川の支流については、宮の前川、穴虫川、山口川の3河川で水質測定を実施しているが、穴虫川では健康項目と農業用水項目を、山口川では農業用水項目のみ測定しており、BODは測定していない。いずれの河川も市境を流れる天野川に生駒市側から合流する支流である。流域の開発、市街地化等の影響もあり、宮の前川のBODの75%値は天野川本流よりも高く、年度ごとに比較的大きく変動しながら推移しているが、令和元年度は前年度に比べて減少した。

図表 88 天野川支流におけるBODの75%値

測定地点		年度									(mg/L)
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
天野川	宮の前川	5.3	9.5	3.8	3.8	7.3	3.8	3.6	6.1	4.9	3.7
	穴虫川	5.2	5.0	15	4.5	6.5	-	-	-	-	-

(注) 数値は各年度の平均値



⑦ 山田川本流

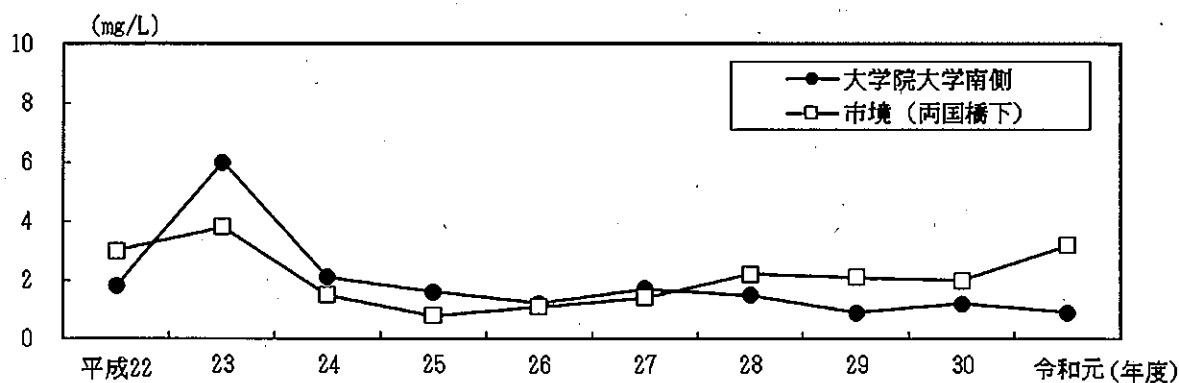
本市北東部に流れを発し、北大和から鹿畑町を経由して東流する河川である。木津川水系に属し、生駒市から精華町、木津川市を経て、木津川に合流している。周辺には北大和、鹿ノ台といった大規模住宅地が形成されているとともに、関西文化学術研究都市高山地区の研究開発型産業施設などの建設が進んでいる。

BOD75%値は、平成23年度に高い数値があったものの、以後の水質は安定し横ばい傾向で良好な水質を維持している。

図表 89 山田川本流におけるBODの75%値

測定地点		年度									
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
山田川	大学院大学南側	1.8	6.0	2.1	1.6	1.2	1.7	1.5	0.9	1.2	0.9
	市境（両国橋下）	3.0	3.8	1.5	0.8	1.1	1.4	2.2	2.1	2.0	3.2

(注) 数値は各年度の75%値



(3) 地下水及び河川の水銀調査

高山町庄田地区における水銀の状況を把握するため、環境調査を実施している。調査地点は、高山ため池から流下する河川で、「ずい道出口」から「美の原落ち口」までの5地点及び井戸水として「傍示観測孔」1地点の合計6地点である。

河川水については、平成22年度以降は地下水及び水質汚濁に係る環境基準値（0.0005mg/L以下）以下で推移しており、井戸水についても平成24年度以降は環境基準値以下となっている。

図表 90 地下水調査地点



図表 91 地下水調査結果

(総水銀・単位：mg/L)

年度	地点 年月日	河川水					井戸水
		ずい道出口	県道溜めマス	ポンプ小屋	鐘付田	美の原落ち口	傍示観測孔
平成 27	H27. 4. 28	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H27. 7. 21	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H27. 10. 6	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H28. 1. 7	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
28	H28. 4. 28	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H28. 7. 21	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H28. 10. 6	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H29. 1. 7	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
29	H29. 4. 20	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H29. 7. 11	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H29. 10. 5	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H30. 1. 11	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
30	H30. 4. 23	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	欠損	0.0005以下
	H30. 7. 12	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H30. 10. 16	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
	H31. 1. 10	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下
令和 元	H31. 4. 19	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	R 1. 7. 8	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	R 1. 10. 10	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	R 2. 1. 7	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※「-」は、濁水のため採水不可。

3 騒音・振動

騒音とは、各種の音の中で、人に不快感を与え、生活環境を損なうおそれのあるものであり、好ましくない音の総称である。騒音被害は一般的に発生源の周辺でおこるが、地形や建物の立地状況・構造などの影響を受けるほか、個人差も大きく、その時の気分や体調で感じ方が変わってくるなど、主観的・感覚的な要素が大きい。

振動とは、ものの揺れのことで、周波数の低い振動エネルギーが地盤などを伝播して人や物体に影響を与えるものをいう。騒音に比べて伝播距離が長く、地盤の状態や建物の構造などによっては増幅されることもある。人に不快感を与えるのみでなく、建物の破損など物的被害をもたらす場合もある。

騒音・振動の発生源は、工場や事業所、建設作業、交通機関などが大きなものだが、近年はピアノの音やペットの鳴き声、車やバイクの空ぶかし、クーラーの室外機の音、カラオケ、拡声器などが発生源となる生活騒音の苦情も増加している。

図表 92 騒音・振動の大きさの例

身近にある音の例	デシベル(*)	デシベル	震度階級	振動の影響 気象庁震度階級 (平成8年2月)
木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)	20	55以下	0	人に揺れを感じない。
ささやき声、郊外の深夜	30	55~65	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
市街地の深夜、図書館、静かな住宅地の昼	40	65~75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。
静かな事務所、病院、学校	50	75~85	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。電線が少し揺れる。
静かな自動車、普通の会話	60	85~95	4	棚にある食器類は音をたてる。電線が大きく揺れる。
騒々しい事務所の中、電話のベル、騒々しい街頭	70	95~105	5弱	耐震性の低い建物が破損する。電柱が揺れるのがわかる。
電車の中	80		5強	多くの人が、行動に支障を感じる。墓石が倒れる。
騒々しい工場の中、大声による独唱	90	105~110	6弱	立っていることが困難になる。重い家具が移動、転倒する。
電車が通るときのガード下	100		6強	立っていることができない。耐震性の低い建物が倒壊する。
自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	110	110以上	7	自分の意志で行動できない。耐震性の高い建物が倒壊する。
飛行機のエンジン近く	120			

(1) 騒音等

① 騒音に係る環境基準

騒音については、環境基本法第16条に「騒音に係る環境基準」が定められており、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている。また、第2次一括法により平成24年4月から地域類型の指定は市長権限となったことから、本市では奈良県告示第486号に準じ、市街化調整区域を除く全地域を騒音に係る環境基準を当てはめる地域とした。

図表 93 騒音に係る環境基準の地域類型の指定（生駒市告示第60号 平成24年4月4日）

地域の類型	該当地域
A	生駒市の区域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	生駒市の区域で、同法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	生駒市の区域で、同法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

図表 94 騒音に係る環境基準

地域の区分		時間の区分	基準値（デシベル）	
			昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
一般地域（「道路に面する地域」に該当するものを除く。）	A	55以下	45以下	
	B			
	C			
面道路 地す路 域るに	2車線以上の道路に面する地域	A	60以下	55以下
	車線を有する道路に面する地域	B	65以下	60以下
例特	幹線交通を担う道路に近接する空間	C	70以下	65以下
備 考				
(1) Aを当てはめる地域：専ら住居の用に供される地域とする。 Bを当てはめる地域：主として住居の用に供される地域とする。 Cを当てはめる地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。				
(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間（地域）は、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mの地域				
(3) 特例の場合、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。				

② 騒音調査（一般地域）

本市では、平成11年4月に施行された騒音に係る環境基準（環境庁告示第64号）により騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成12年4月、環境省）に基づき、一般地域14地点で環境基準の適合状況を調査した。

図表 95 騒音調査地点（一般地域）と地域区分

No.	調査地点		用途地域	地域類型
1	鹿ノ台西1丁目	鹿ノ台中央公園西側	第1種低層住居専用地域	A
2	ひかりが丘3丁目	ふれあい公園	第1種住居地域	B
3	高山町	高山サイエンスプラザ北側	準工業地域	C
4	真弓3丁目	真弓中央公園	第1種低層住居専用地域	A
5	あすか野北1丁目	あすか野森の広場	第1種低層住居専用地域	A
6	生駒台北	生駒台北第2公園	第1種低層住居専用地域	A
7	光陽台	光陽台中央公園	第1種低層住居専用地域	A
8	元町1丁目	生駒コミュニティセンター付近	商業地域	C
9	中菜畑1丁目	中菜畑第1公園	第1種住居地域	B
10	東生駒3丁目	東生駒南第2公園北側	第1種低層住居専用地域	A
11	緑ヶ丘	緑ヶ丘第一公園北側	第1種低層住居専用地域	A
12	さつき台1丁目	さつき台第2公園	第1種低層住居専用地域	A
13	壺分町	晴光台集会所北側	第1種住居地域	B
14	萩の台3丁目	萩の台第2公園南側	第1種低層住居専用地域	A

一般地域の騒音調査結果は、令和元年度の全ての調査地点において環境基準を達成し良好な環境が保たれている。

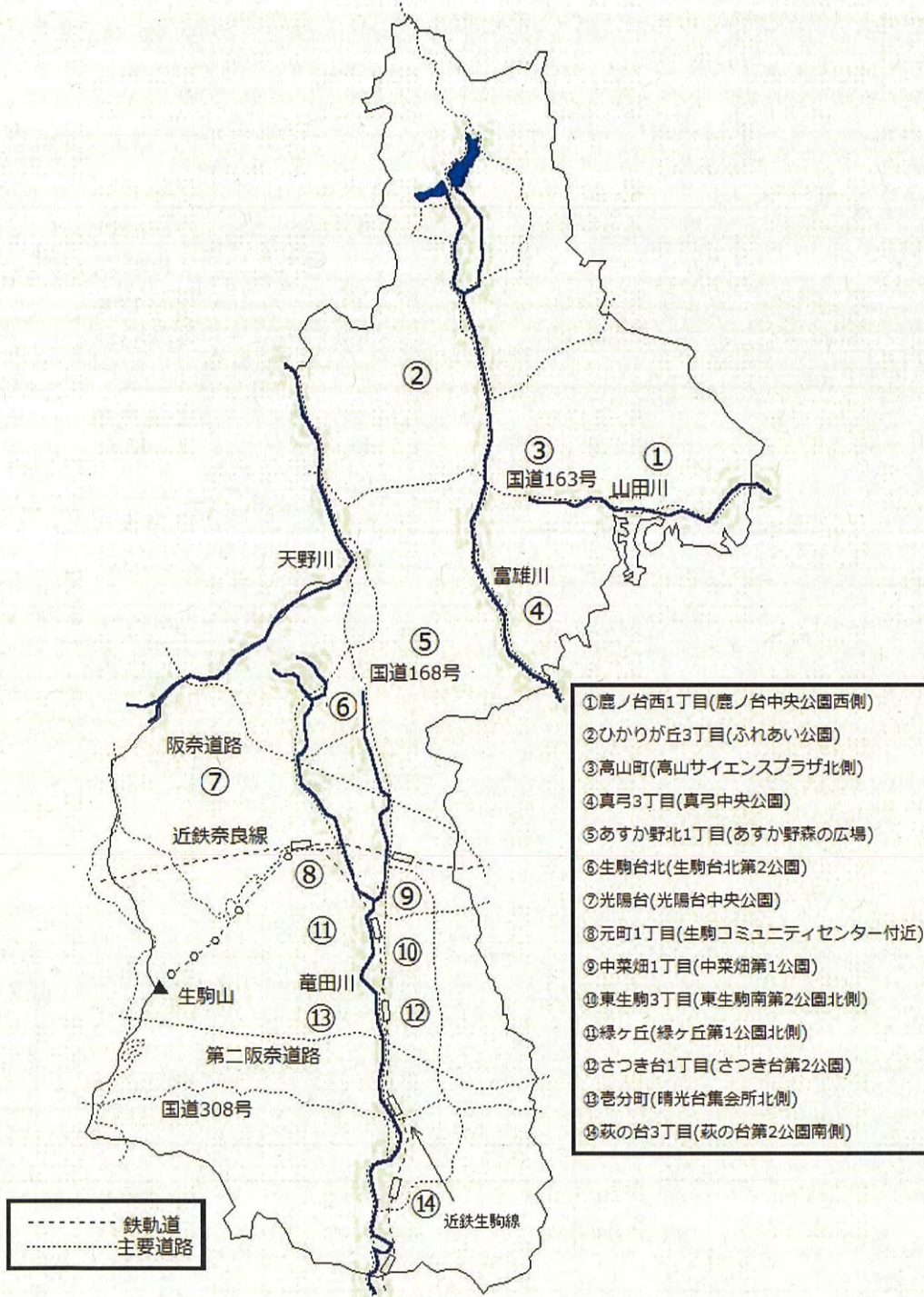
図表 96 騒音調査結果（一般地域）

等価騒音レベル (L_{Aeq}) (*)

(デシベル)

No.	調査地点	平成27		28		29		30		令和元		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	鹿ノ台西1丁目	46	37	48	42	42	34	46	32	47	32	55	45
2	ひかりが丘3丁目	42	36	49	39	44	34	45	35	44	32	55	45
3	高山町	45	40	57	40	45	40	45	42	45	38	60	50
4	真弓3丁目	43	40	47	40	40	32	40	29	44	32	55	45
5	あすか野北1丁目	44	35	49	42	40	34	43	34	43	33	55	45
6	生駒台北	41	34	41	43	41	36	41	35	44	35	55	45
7	光陽台	44	37	43	36	41	35	42	36	44	38	55	45
8	元町1丁目	43	38	52	38	43	39	44	41	45	40	60	50
9	中菜畑1丁目	43	36	47	37	44	36	44	37	47	36	55	45
10	東生駒3丁目	44	34	47	33	45	38	42	36	46	34	55	45
11	緑ヶ丘	42	31	42	29	40	34	40	36	42	33	55	45
12	さつき台1丁目	42	38	49	42	46	41	40	35	43	33	55	45
13	壺分町	40	36	47	39	43	39	42	39	48	38	55	45
14	萩の台3丁目	44	36	54	36	44	38	45	34	50	37	55	45

図表 97 騒音調査地点（一般地域）



③ 騒音調査（道路に面する地域）

本市では自動車騒音の実態を把握するため、道路に面する地域 13 地点で騒音調査を行った。このうち交通量の多い幹線道路を担う道路の 6 地点を代表調査地点として 24 時間連続で測定し、その他の調査地点 7 地点は昼間（6 時～22 時）4 時間、夜間（22 時～6 時）2 時間の測定を実施した。

図表 98 騒音調査地点（道路に面する地域）と地域区分

No.	調査地点		用途地域	騒音に係る地域の区分
1	国道163号	北田原町東交差点西側	準工業地域	特例
2	市道押熊真弓線	北大和5丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
3	市道真弓芝線	北大和1丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
4	市道奈良阪南田原線	白庭台2丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
5	市道奈良阪南田原線	真弓3丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
6	市道西村線	あすか野北2丁目	第1種低層住居専用地域	a-2車線
7	市道俵口上線	バス停生駒台東口東側	第1種低層住居専用地域	a-2車線
8	県道奈良生駒線	マンションエルンストン生駒前	第1種住居地域	特例
9	市道大谷線	東生駒北第1公園北側	第1種中高層住居専用地域	a-2車線
10	国道168号バイパス	中菜畑2丁目	第1種住居地域	特例
11	県道大阪枚岡奈良線	木幸スポーツ生駒前	第1種住居地域	特例
12	市道菜畑壺分線	さつき台南集会所前	第1種低層住居専用地域	a-2車線
13	市道壺分乙田線	萩の台駐在所付近	第1種低層住居専用地域	a-2車線

(注) 地点No. 網掛けは、代表調査地点

騒音調査結果から令和元年度は、道路に面する地域の環境基準と比較すると、昼間の時間区分で 10 地点、夜間の時間区分で **11 地点**が環境基準値を超過した。

図表 99 騒音調査結果（道路に面する地域）

等価騒音レベル (L_{Aeq})

(デシベル)

No.	調査地点	平成27		28		29		30		令和元		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道163号	73	70	70	68	68	65	68	65	69	66	70	65
2	市道押熊真弓線	65	60	65	59	65	58	66	58	64	56	60	55
3	市道真弓芝線	66	58	65	60	66	59	65	58	66	57	60	55
4	市道奈良阪南田原線	68	65	70	64	69	63	68	64	69	62	60	55
5	市道奈良阪南田原線	67	63	68	64	66	61	66	62	66	62	60	55
6	市道西村線	66	60	68	61	67	60	67	59	66	60	60	55
7	市道俵口上線	63	59	64	57	63	57	64	58	65	57	60	55
8	県道奈良生駒線	74	70	73	69	73	69	74	69	74	70	70	65
9	市道大谷線	65	60	65	58	66	60	66	60	66	60	60	55
10	国道168号(壺分バイパス)	70	63	70	63	69	64	67	61	68	62	70	65
11	県道大阪枚岡奈良線	69	65	69	64	70	64	69	63	65	62	70	65
12	市道菜畑壺分線	65	60	65	58	66	60	66	59	67	59	60	55
13	市道壺分乙田線	65	58	65	63	65	55	65	56	66	59	60	55

(注) 地点No. 網掛けは、代表調査地点

図表 100 騒音調査地点 (道路に面する地域)



④ 自動車騒音常時監視（面的評価（*））

平成24年4月の第2次一括法の成立により、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の常時監視に係る事務が市に委譲されたことから、環境省 水・大気環境局自動車環境対策課配布による面的評価支援システムを使用し「自動車騒音常時監視マニュアルについて」及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」に基づき、令和元年度は一般国道168号、奈良生駒線、大阪生駒線の3路線5区間、合計延長10.1kmで面的評価（用語の解説参照）を実施した。

図表 101 自動車騒音面的評価・評価対象区間

路線名	センサス番号	評価区間(起点・終点)	区間延長(km)
一般国道168号	11090	起点：生駒市・平群町境 終点：大登大橋西詰交差点	2.3km
	11130	始点：生駒市・平群町境 終点：国道168(旧)・平群バイパス交差点	0.4km
	11140	始点：小瀬町南交差点 終点：新芝山橋西詰交差点	3.4km
奈良生駒線 (阪奈道路)	40030	起点：生駒市・奈良市境 終点：辻インターチェンジ北交差点	1km
大阪生駒線 (阪奈道路)	40220	起点：辻インターチェンジ北交差点 終点：生駒市・四條畷市境	2.9km

令和元年度は、すべての住居等（道路端から50メートルの区間内の住居等）における環境基準の達成率は99.8%であった。

昼夜間どちらか環境基準以下、昼夜間とも環境基準値を超過した戸数はそれぞれ、2戸(0.0%)、6戸(0.1%)だった。

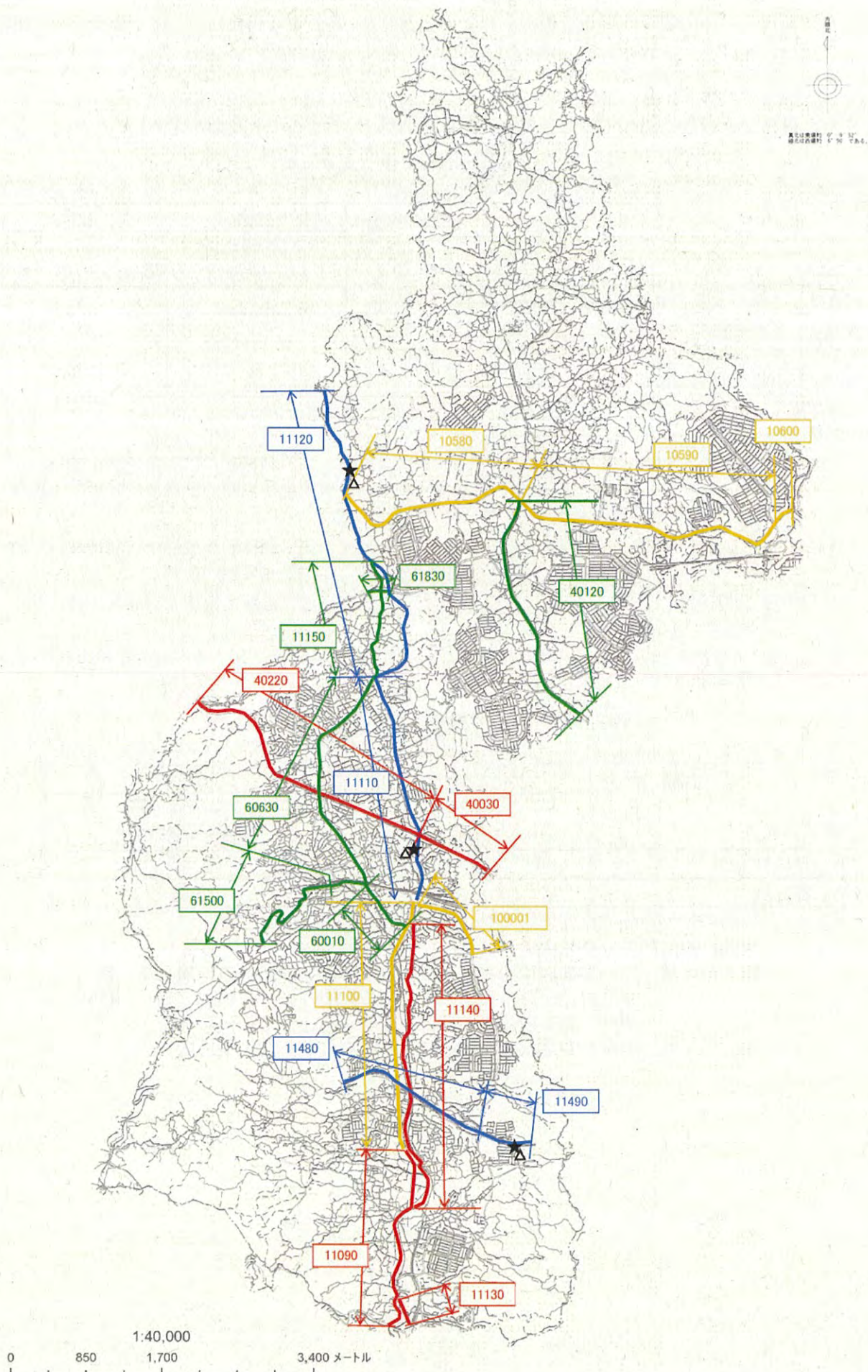
図表 102 自動車騒音面的評価結果

(上段：戸数 下段：%)

路線名 (センサス番号)	評価対象住居等戸数(※)	昼夜間とも環境基準以下	昼夜間どちらか環境基準以下	昼夜間とも環境基準値超過
一般国道168号 (11090) (11130) (11140)	3,624	3,622	2	0
		99.9%	0.1%	0.0%
奈良生駒線 (阪奈道路) (40030)	215	215	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
大阪生駒線 (阪奈道路) (40220)	648	642	0	6
		99.1%	0.0%	0.9%
全地域5区間	4,487	4,479	2	6
		99.8%	0.0%	0.1%

(※) 住宅等戸数は、道路沿道の境界50mの範囲にある住宅等の戸数を表す。

図表 103 自動車騒音面の評価・評価対象区間



⑤ 自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度(*)

要請限度とは、騒音規制法第17条第1項に基づくもので、市長が指定地域内における自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認め、県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際、または、道路管理者等に道路構造の改善等の意見を述べる際の環境省令で定めた基準である。

また、道路交通振動に関しては振動規制法施行規則第12条に基づき基準が定められている。

図表 104 自動車騒音に係る要請限度

(デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(注1) 要請限度の評価は原則として等価騒音レベルによることとされている。

(注2) 区域の区分は次のとおりである。

a区域 住居の用に供される区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）並びに歴史的風土保存区域

b区域 主として住居の用に供される区域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（これらの区域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注3) 区域の区分の特例として、国道、県道及び4車線以上を有する市道に面する区域の要請限度については、上記の規定にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとなっている。

図表 105 道路交通振動に係る要請限度

(デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日午前8時まで
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

(注1) 要請限度の評価は原則としてL10値によることとされている。

(注2) 振動の要請限度に係る区域の区分は次のとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

⑥ 道路交通振動調査結果

本市では騒音の代表調査地点6地点で測定を行っており、昼間、夜間の時間区分において全ての地点で要請限度を大幅に下回った。

図表 106 道路交通振動調査地点と地域区分

No.	調査地点		用途地域	振動に係る区域の区分
1	国道163号	北田原町東交差点の西側	準工業地域	第二種
8	県道奈良生駒線	マンションエルンストーン生駒前	第1種住居地域	第一種
9	市道大谷線	東生駒1丁目(東生駒北第一公園)	第1種中高層住居専用地域	第一種
10	国道168号バイパス	壱分町	第1種住居地域	第一種
11	県道大阪枚岡奈良線	社会保険健康センター前	第1種住居地域	第一種
12	市道菜畑壱分線	さつき台南集会所前	第1種低層住居専用地域	第一種

図表 107 道路交通振動の測定値

(デシベル)

調査地点	平成27		28		29		30		令和1		要請限度	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
国道163号	49	43	45	41	44	40	45	42	47	40	70	65
県道奈良生駒線	42	37	42	34	42	36	42	36	43	37	65	60
市道大谷線	39	31	38	30未満	38	32	38	32	40	33	65	60
国道168号(壱分バイパス)	39	31	40	32	45	40	38	32	39	33	65	60
県道大阪枚岡奈良線	38	32	35	30	36	31	37	31	34	30未満	65	60
市道菜畑壱分線	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	30	30未満	30未満	30未満	65	60

(2) 特定工場等・特定建設作業

工場、建設工事などのうち、加工、破碎作業などに伴う騒音・振動公害を発生させるものについて、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設・特定建設作業の届出が義務付けられている。本市では、これらの届出について十分審査し、防音・防振対策など公害発生を未然に防止するための指導を行っている。

① 特定工場等・特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

特定工場等及び特定建設作業については、以下のような規制基準が設けられており、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としてこれらを遵守するものとされている。

図表 108 特定工場等から発生する騒音に係る規制基準

(平成 24 年 4 月 4 日生駒市告示第 62 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで、 午後 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区 (第三種区域に該当する区域を除く。)	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。)及びその他の区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
備 考 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び風致地区は、都市計画法(平成43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 (2) その他の区域は、(1)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。 (3) デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。			

別表

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

図表 109 特定工場等から発生する振動に係る規制基準（平成 24 年 4 月 4 日生駒市告示第 68 号）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から 翌日午前 8 時 まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地 域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び その他の地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
備 考 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域は、都市計画法（平成43年法律第100号）第2章の 規定による都市計画において定められている地区又は地域をいう。 (2) その他の地域は、（1）に規定する地域以外の地域をいう。 (3) デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量 単位をいう。		

図表 110 特定建設作業に係る規制（平成 24 年 4 月 4 日生駒市告示第 63 号、第 67 号）

規制基準	区域の区分	騒音規制法関係	振動規制法関係
基準値	一・二の区域	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間	一の区域	午後7時～午前7時	
	二の区域	午後10時～午前6時	
最大作業時間	一の区域	10時間／日を超えないこと	
	二の区域	14時間／日を超えないこと	
最大作業日数	一・二の区域	連続6日	
作業禁止日	一・二の区域	日曜日及び休日	

(注1) 区域の区分

一の区域：(騒音) 図表101(注1)の第一種区域、第二種区域、第三種区域、
(注3)の(別表)に掲げる施設の敷地の周囲80m以内の区域

(振動) 図表101(注1)の第一種区域、第二種区域のうち近隣商業地域、
商業地域及び準工業地域

二の区域：指定区域のうち一の区域以外の区域

(注2) 騒音の大きさは特定建設作業の場所の敷地境界線上の値とする。

(注3) 基準には災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要が
ある場合などには適用除外が設けられている。

(注4) 騒音及び振動の測定値は、その騒音振動の発生時における騒音・振動計の
指示値の変動特性に応じて、決定される。

② 騒音に係る特定施設・特定建設作業届出状況

○騒音に係る特定施設の届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりである。令和元年度末現在の届出工場等
実数は 94 カ所、届出施設数は 891 施設となっている。全体では空気圧縮機等の届出が最も多く、
工場等実数 55 カ所、施設数 470 施設にのぼっている。次いで、金属加工機械の届出が多く、この 2
機種がほとんどを占めている。

図表 111 騒音に係る特定施設設置届出受理数（令和元年度）及び特定施設数

施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数変更届出		工場等 実数	施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1 金属加工機械						-2	19	344
2 空気圧縮機等						9	55	470
3 土石用破碎機等							4	15
4 織機							0	0
5 建設用資材製造機械							3	3
6 穀物用製粉機							0	0
7 木材加工機	1	1	-1	-1			2	8
8 抄紙機							0	0
9 印刷機械							5	16
10 合成樹脂用射出成形機						1	6	35
11 鋳造型機							0	0
施設数の合計		1		0		0		891
工場等実数の合計	1		0		0		94	

○騒音に係る特定建設作業の届出状況

特定建設作業の令和元年度の届出件数は43件で、さく岩機を使用する作業が38件と大部分を占めている。

図表 112 騒音に係る特定建設作業届出受理数（令和元年度）
（件）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	3
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	38
4 空気圧縮機を使用する作業	1
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	1
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
合計	43

③ 振動に係る特定施設・特定建設作業届出状況

○振動に係る特定施設の届出状況

振動規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりである。令和元年度末現在の届出工場等実数は78ヶ所、届出施設数は649施設となっている。全体では、工場等実数では圧縮機の届出が最も多く44ヶ所、次いで金属加工機械の16ヶ所とこの2機種が大半を占めているが、施設数では圧縮機の届出数の254施設よりも、金属加工機械の331施設が上回っている。

図表 113 振動に係る特定施設設置届出受理数（令和元年度）及び特定施設数

施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数変更届出		工場等 実数	施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1 金属加工機械						-3	16	331
2 圧縮機							44	254
3 土石用破砕機等							6	13
4 織機							0	0
5 コンクリートブロックマシン等							1	1
6 木材加工機							0	0
7 印刷機械							5	9
8 ロール機							0	0
9 合成樹脂用射出成形機							6	41
10 鋳造型機							0	0
施設数の合計		0		0		-3		649
工場等実数の合計	0		0		0		78	

○振動に係る特定建設作業の届出状況

特定建設作業の令和元年度の届出件数は19件で、プレーカーを使用する作業が大半を占めている。

図表 114 振動に係る特定建設作業届出受理数（令和元年度）
（件）

作業の種類	届出件数
1 くい打機を使用する作業	3
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	1
4 プレーカーを使用する作業	15
合計	19

(3) その他の騒音規制

騒音に係るその他の規則については、奈良県生活環境保全条例により拡声機使用及び深夜騒音に関する規制が設けられており、生駒市においてもこれらに基づき、公害を防止し、生活環境を保全するための各種指導を行っている。

図表 115 拡声機の使用の制限

	使用制限区域	使用可能時間
航空機を使用しない場合	1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 風致地区（近隣商業地域及び商業地域に該当する区域を 除く）及び歴史的風土保存区域 2 前項以外の区域内に所在する（別表）に掲げる施設の 敷地の周囲おおむね50mの区域内	午前10時～午後4 時（ただし、祭 礼、盆踊り等慣習 的行事の際は午前 8時～午後10時）
航空機を使用する場合	全区域	午前10時～正午

（別表）

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所の うち患者を入院させるための施設を有するもの
4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号） 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

図表 116 深夜騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	許容限度 (デジベル)	
		午後10時～午前6時	午前6時～午前8時
第一種区域		40	45
第二種区域		45	50
第三種区域		50	60

(注1) 祭礼、盆踊り等慣習的行事はこの限りでない。

測定場所は敷地境界線上での値とする。

(注2) 第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び風致地区

(第三種区域に該当する区域を除く。) 並びに歴史的風土保存区域

第二種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

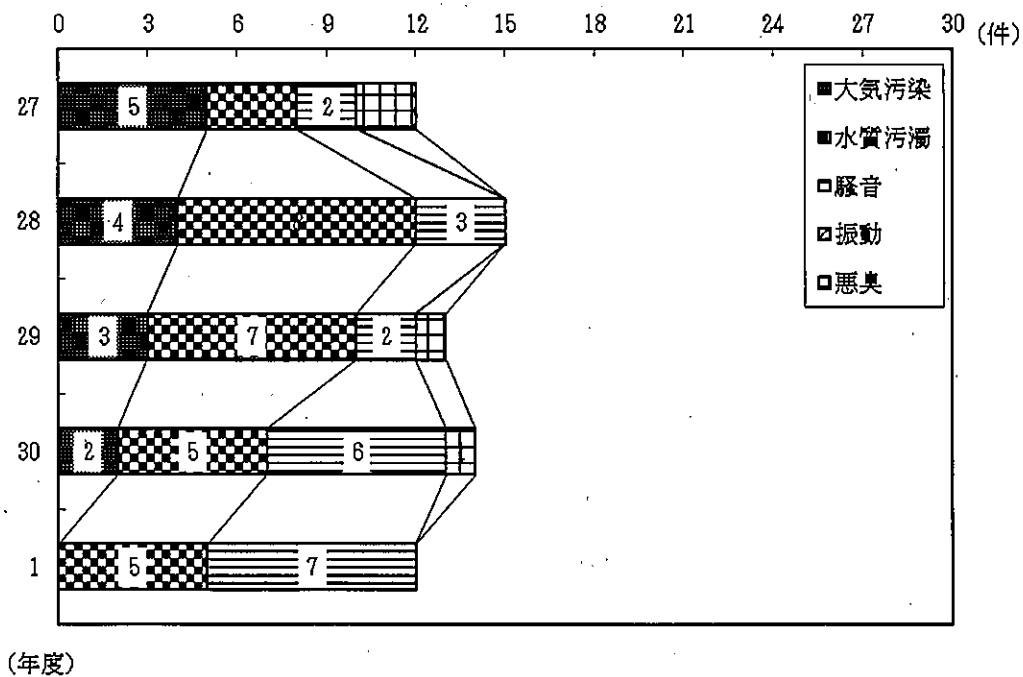
4 苦情受理件数

令和元年度の苦情受理件数は、平成30年度より2件少ない12件で、苦情内容を種類別で見ると典型7公害のうち騒音が7件と最も多く、次いで水質汚染が5件であった。

図表 117 種類別公害苦情受理件数

(上段：件数、下段：構成比)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計
27	5	3	0	2	0	0	2	12
	42%	25%	0%	17%	0%	0%	17%	
28	4	8	0	3	0	0	0	15
	27%	53%	0%	20%	0%	0%	0%	
29	3	7	0	2	0	0	1	13
	23%	54%	0%	15%	0%	0%	8%	
30	2	5	0	6	0	0	1	14
	14%	36%	0%	43%	0%	0%	7%	
1	0	5	0	7	0	0	0	12
	0%	42%	0%	58%	0%	0%	0%	



5 有害化学物質等対策

(1) 有害大気汚染物質(*)

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（大気汚染防止法第2条第9項）をいう。そのうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出または飛散を抑制しなければならないものとして、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定された（指定物質）。そして、排出施設の種類ごとに排出または飛散の抑制に関する基準（指定物質排出抑制基準）が定められ、平成13年4月から新たにジクロロメタンが追加された。また、この指定4物質について大気汚染に係る環境基準(*)も定められている。

本市では、有害大気汚染物質の現況を把握するため、平成10年度から市役所で測定を行っている。令和元年度の測定結果については、どの有害大気汚染物質も環境基準を達成した。

図表 118 有害大気汚染物質濃度測定値

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定項目	27		28		29		30		R1		環境基準
	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月	
ベンゼン	0.7	1.1	0.3	1.1	0.4	1.5	0.6	1.1	0.7	0.5	3
トリクロロエチレン	0.6	1.0	0.4	0.2	0.2	1.5	0.7	0.8	0.6	0.07	130
テトラクロロエチレン	0.3	0.3	0.1	0.1未満	0.1	0.6	0.3	0.3	0.2	0.1未満	200
ジクロロメタン	2.5	2.9	1.2	1.2	0.8	4.8	2.0	2.1	2.6	0.4	150

※平成30年11月 トリクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準改定（ $200\mu\text{g}/\text{m}^3 \rightarrow 130\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定）

(2) ダイオキシン類(*)

ダイオキシン類は、塩素を含む物質が燃焼するときなどに副産物として生成され、プラスチックなどを含んだごみの焼却過程や、金属の精錬工程、紙の塩素漂白工程など、さまざまな場面で発生するが、現在の主な発生源はごみの焼却によるものとされている。このダイオキシン類は、生物に対する強い急性毒性を持つほか、発ガン性や胎児の奇形を誘発する作用、体内のホルモンと似た働きをして生殖や免疫などの内分泌を攪乱する作用（いわゆる環境ホルモン(*)）など、生物にさまざまな害を及ぼすといわれている。

平成12年1月15日、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類としてポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の3物質を定義するとともに、ダイオキシン類による環境汚染の防止や除去等を図るための施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定められた。さらに平成14年度には河川底質の環境基準が定められ、ダイオキシン類に係る環境基準は大気： $0.6\text{pg}(\ast)\text{-TEQ}/\text{m}^3$ 以下、水質： $1\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 以下、水底の底質： $150\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下、土壌： $1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下と設定された。

本市では、法に基づく構造基準を満たさない焼却炉の使用禁止を強く指導し、ダイオキシンの発生抑制に努めた。

(注) ダイオキシン類3物質には多くの種類があり、毒性の強さも異なることから、全体の毒性を評価するため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、足し合わせた値として、毒性等量（TEQ）という単位が用いられている。

① 大気

本市では、地域の状況をより詳細に把握するため、県が生駒市消防本部で実施する日程に合わせて、北地区ではひかりが丘配水場及び南地区では消防南分署での測定を年2回実施している。各年度とも環境基準を達成した。

図表 119 大気中のダイオキシン類濃度測定値

測定地点		年度					R1	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
		27	28	29	30			
北地区	ひかりが丘配水場	0.028	0.016	0.015	0.013	0.008	0.6	
中地区	生駒市消防本部 (県測定数値)	0.012	0.009	0.012	0.015	0.009		
南地区	消防南分署	0.020	0.010	0.013	0.014	0.009		
平均値		0.020	0.012	0.013	0.014	0.009	—	

※測定結果は2回/年測定結果の平均値である。

② 排ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類に係る指定物質の排出基準が定められたことにより、生駒市清掃センターでは平成14年12月から排ガスに係るダイオキシン類の排出基準値が1ng(*)-TEQ/m³N以下になることを受け、平成13年1月から平成14年3月にかけて施設整備工事を行った。

生駒市清掃センターの焼却炉(1系及び2系の2炉)については、排ガス中のダイオキシン類濃度について各炉年2回測定しているが、令和元年度の結果は0.0043~0.095ng-TEQ/m³Nと、新設施設の基準値(0.1ng-TEQ/m³N以下)と比べても良好な値であり、引き続き適正な施設の維持管理を行った。

また、平成12年3月に厚生労働省より「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が出されたことから、生駒市営火葬場では平成12年度から排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行っており、令和元年度の結果は0.0072ng-TEQ/m³Nと、指針値5ng-TEQ/m³Nを下回っており、引き続き適正な施設の維持管理を行った。

図表 120 生駒市清掃センターの排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

測定地点	年度									
	平成27		28		29		30		令和元年	
1系	8月	10月	8月	10月	5月	1月	7月	1月	6月	10月
	0.012	0.0054	0.0087	0.016	0.014	0.0091	0.01	0.00019	0.0095	0.0046
2系	5月	1月	5月	1月	8月	10月	5月	11月	8月	1月
	0.0059	0.0065	0.0055	0.0021	0.018	0.0029	0.018	0.0024	0.0078	0.0043

図表 121 市営火葬場の排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

測定地点	年度					
	平成27	28	29	30	令和元	指針値
市営火葬場排ガス	0.41	0.023	0.014	0.004	0.072	5

③ 河川水質・底質

本市では、河川水質におけるダイオキシン類の状況を把握するため、河川水及び河川底質のダイオキシン類濃度の測定を実施し、監視体制の充実に努めている。

令和元年度の水質中及び底質中のダイオキシン類濃度については、5河川とも環境基準値以下で良好であった。

図表 122 河川水質・底質のダイオキシン類濃度測定値

(水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

測定地点		年度					環境基準
		27	28	29	30	R1	
竜田川市境	水質	0.096	0.14	0.11	0.27	0.13	1.0
	底質	0.17	0.41	0.71	0.81	0.20	150
富雄川市境	水質	0.068	0.049	0.10	0.10	0.47	1.0
	底質	0.25	0.32	0.45	0.40	0.20	150
天野川市境	水質	0.091	0.25	0.097	0.210	0.120	1.0
山田川市境	水質	0.070	0.20	0.065	0.069	0.071	1.0
穴虫川	水質	0.14	0.072	0.10	0.094	0.068	1.0
平均(水質)		0.09	0.14	0.09	0.15	0.17	—

(3) アスベスト(*)

全国的にアスベスト(石綿)が原因と見られる健康被害が問題となっていることを受け、生駒市では、アスベスト問題について、情報の一元化及び対応策の相互連携・協力を図ることを目的に、平成17年8月31日に「生駒市アスベスト対策会議」を設置した。

アスベスト使用実態調査の結果と対策

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第2条第1項に定める6種類のうち、国内市場で使用されているアスベストが3種類(クリソタイル、アモサイト、クロシドライト)であるとされていたことから、建材製品中の石綿含有率の分析方法としては、この3種類が日本工業規格(JISA 1481)に示されており、これに即して対策を講じてきた。

しかし、平成20年1月5日の読売新聞の報道等で、これまで国内では使用実績がないとされてきたアスベストの一種であるトレモライトが国内で検出されたことを受け、6種類すべてを対象に再調査を行うよう総務省より勧告がなされた。未調査となっている3物質(トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)の含有率の調査については、調査方法が平成20年6月20日付けで正式にJIS規格化されたことに伴い、本市が所有する公共施設28施設45ヶ所の調査を実施した。結果、いずれの施設も含有は認められなかった。

(4) 土壌汚染対策

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

生駒市では、過去に土砂採取跡地に有害な廃棄物の埋立てが原因と思われる地下水の汚染問題が発生した事例があるが、現行の法令には埋立て等の規制を主目的としたものがないことに加え、奈良県には、県下全体を対象とした土砂等の埋立てを規制する条例等が整備されていない状況下にある。

そこで、埋め立て等について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止することを目的として、平成28年10月1日に条例を施行した。

なお、埋立て等が以下のいずれかに該当する場合は市長の許可が必要となる。

- ・ 事業区域の面積が 500 m²以上の埋立て等
- ・ 事業区域が 500 m²未満であるもののうち、その事業区域と一団と認められる区域で、3年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が 500 m²以上となるもの
- ・ 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が 1m以上となり、かつ、土砂等の量が 500 m³以上となるもの

第4章 資料編

1 用語の解説

《あ》

アスベスト

天然の鉱物であり、高い抗張力と柔軟性を持つ繊維状集合をなすものの総称である。不燃性、絶縁性、耐摩耗性、耐薬品性等に優れ、安価であるため、主に建築用材料として利用されてきたが、非常に細かい繊維のため、吸引すると気管支や肺の一番奥の細胞まで入り込み、ガンを引き起こす可能性を持つ発ガン性物質。

《う》

雨水イオン分析

雨に含まれるイオン成分を分析することで、その成分が、海水に由来するものか、鉱物に由来するものか、あるいは大気汚染物質に由来するものかを判断する目安になるとともに、土壌・水域への影響を判断する指標となる。

雨水を酸性化する原因物質には、硫黄酸化物に起因する硫酸イオンと、自動車排ガス等に含まれる窒素酸化物が主な原因である硝酸イオンがある。逆にアンモニウムイオン（大気中のアンモニアガスによるものの他、人間活動により発生する）やカルシウムイオン（海塩粒子や土壌（黄砂）やコンクリート、道路粉塵等が原因となる）は酸性雨を中和させる物質である。

うちエコ診断

環境省のガイドラインに基づき、「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していく制度。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。

《お》

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線エネルギーを吸収し、熱の放散を妨げ、熱を閉じこめる性質を持つ気体の総称。

《か》

街区公園

主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積0.25haを標準として250m以内の距離で行けるように配置する。

化学的酸素要求量（COD）

試料に酸化剤を加えて一定の条件下（100℃、30分間）で反応させ、そのとき消費した酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。水質汚濁の指標の1つとなっており、この値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きいことになる。

河川処理率

1日あたりの河川水量において、浄化施設内で1日に処理される量を率で表したもの。

環境基準

国が定めている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境マネジメントシステム

企業などの事業活動において、原料調達や製造過程、製品の廃棄などによって何らかの環境に負荷を与えていることを認識し、これらの負荷を最低限に抑えるためのシステム。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案（Plan）、実行（Do）、点検（Check）を行い、見直す（Action）という一連の行為により、継続的に環境負荷低減を実施する仕組み。

環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行う教育活動。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」の俗称。微量の摂取で成長や生殖に関わるホルモンの正常な作用を阻害するといわれているが、研究が行われてまだ日が浅く、未解明な部分も多い。

官能試験法

悪臭の測定のひとつで、試薬等を使用せず味覚・嗅覚等人間の感覚に基づいた試験法。臭気については分析機器より人間の嗅覚のほうが複合臭気での判定となることから、より現実性のある判定となる。

《き》

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

近郊緑地

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの。

近隣公園

主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積2haを標準として500m以内の距離で行けるように配置する。

《け》

健康保護項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、人体に有害な物質などを規制し、人の健康を保護するための基準。有害物質 27 項目について、全水域一律の基準が設定されている。

《こ》

光化学オキシダント

自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素の光化学反応で生成する大気汚染物質の総称で、OXとも略記される。代表的なものとしては、オゾンやPAN等の過酸化物などがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の用に供される水域と水路の総称。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

《さ》

酸性雨

空気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が化学反応により酸性粒子・ガス化し、それらを取り込んだ雨や霧が強い酸性を示す現象。森林における樹木の枯死や湖沼の水生生物の死滅など、環境にさまざまな影響を与える。

《し》

食のバリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

《す》

水素イオン濃度

pHで表す。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性。

水域類型

河川、湖沼、海域の各水域について、その利用目的などを踏まえて類型化したもの。水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境保全項目については、各水域について水域類型を指定し、その類型に対応する基準で規制される。

《せ》

生活環境保全に関する項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、水質の劣化を防止し、良好な生活環境を保全するための基準で、生活環境項目ともいう。公共用水域をいくつかの類型に分け、pH、BODなど9項目について、類型ごとに基準が設定されている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の有機物による水質汚濁の指標の代表的なもの。水中の有機物が、好気性微生物によって酸分解されるときに消費される溶存酸素の量であり、数値が大きければ汚濁物質が多いことを意味する。

《そ》

総合公園

休息や観賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50haが標準的な規模である。

《た》

太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流100Vに変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

太陽電池

太陽の光が入射したときの日射量に応じて電気を起こす半導体で、PV (Photovoltaic) と呼ばれている。

太陽電池パネル

太陽電池として使用できる最小の単位（セル）をつなぎ合わせ、ガラスやプラスチックで保護して、設置しやすくしたもの。太陽電池モジュールとも呼ばれる。

ダイオキシン類

塩化ビニル等の塩素化合物が燃焼する過程で生成する物質の総称。微量で発ガン性等の人体に有害な毒性を持つ。

大腸菌群数

人畜の排泄物による水質汚濁の指標の一つ。試水中の大腸菌を寒天培地で培養して、その群数を計測したもの。

《ち》

地球環境問題

人間の活動範囲の拡大などに伴い発生してきた環境問題。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、海洋汚染など、地球全体の環境に影響する問題をいう。

地球温暖化

人間のさまざまな活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球全体の気温上昇を引き起こす現象。地球規模の気候変動、極地の氷が溶けることによる海面上昇など、地球全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地区公園

徒歩圏内の住民を対象とした公園。面積 4ha を標準としてスポーツ施設や休養施設が設置され、1km 以内の距離で行けるように配置する。

《て》

デシベル (dB)

騒音・振動の単位。

《と》

等価騒音レベル (LAeq)

環境騒音や自動車交通騒音の評価方法として用いられ、一定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

透視度

水の透明度。数値が大きいほど透明度が高い。

都市緑地

都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地。面積 0.1ha 以上を標準としている。

《な》

75%値 (75%水質値)

BOD (生物化学的酸素要求量) やCOD (化学的酸素要求量) などの水質環境基準における生活環境項目の適合性を判断する方法として、河川の低水量時を考慮し、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示す数値。具体的には、年間の日間平均値のデータを小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数) の値を75%値とする。

《に》

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、硫黄に酸素原子2つが結びついた構造を持つ (SO₂)。主に不純物として硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生する。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、窒素に酸素原子2つが結びついた構造を持つ (NO₂)。物の燃焼に伴い発生し、工場や火力発電、自動車、船舶、飛行機、家庭の暖房など発生源が非常に多岐にわたる。

《ね》

年間有収水量

1年間で料金徴収の対象となった水量。

《の》

農業用水項目

水稲の正常な生育のために望ましい、かんがい用水の水質指標となる項目。

《は》

配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。

パワーコンディショナー（インバーター）

太陽電池で発電された直流電気を、電力会社と同じ交流電気に変え、家庭用電化製品に使えるようにする装置。インバーターとも呼ばれる。電力変換効率は、各メーカーとも90～95%程度である。

《ひ》

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m以下の微粒子のこと。発生源は、化石燃料の燃焼（ディーゼル排気粒子など）で発生する一次粒子や硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質の大気中での化学反応により粒子化した二次粒子などがあり、環境基準を超えても直ちに健康に影響するわけではないが、高齢者や肺などに病気を持つ人への影響がある。

《ふ》

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で粒径が10 μ m以下のもの。

浮遊物質（SS）

水中に浮遊する粒径2mm以下の小粒子状物体で、有機物、無機物を含む固形物の総称。水の濁りの原因になるもので懸濁物質ともいう。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区。

《め》

面的評価

幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）に面する地域で住居等が存在する地域を対象に道路端から50mの範囲内にある全ての住宅等について環境基準の達成する戸数及び割合を把握する方法。

《ゆ》

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因の一部とされるもの。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質を指す。

《よ》

溶存酸素量 (DO)

水に溶けている酸素の量。

要請限度

騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車の騒音・振動について改善を要請するための基準。要請限度を超えている場合、県公安委員会に交通規制などの措置（騒音・振動）、道路管理者に当該道路の振動防止のための舗装、維持、修繕などの措置（振動）を要請できる。

《り》

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。幅員10~20mを標準として、公園・学校・ショッピングストアー・駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

《C》

COP21 (コップにじゅういち)

国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議の略称。2011年のCOP17で、20年以降の新たな温暖化対策の国際枠組みをCOP21で採択することを決めた。先進国だけに対策を義務づけてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざす。

《H》

HEMS (ヘムス)

ホームエネルギー管理システム (Home Energy Management System) の略であり、エネルギー管理システム (EMS) とは電力使用量の可視化、節電のための機器制御、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池の制御などを自動で行うシステム。

《I》

ICT (アイシーティ)

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology) の略であり、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

《L》

LED

発光ダイオード (Light Emitting Diode) の略称で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。

《M》

MPN

最確数ともいう。統計的に計算された数値。大腸菌群数に用いられる単位。

《N》

ng

重さの単位。ナノグラム。1ng=10億分の1グラム。

《P》

pg

重さの単位。ピコグラム。1pg=1兆分の1グラム。

ppm

割合の単位。百万分の1。大気汚染物質の場合は1ppm=1cm³/m³。

《V》

V2H (ビークル トゥ ホーム) システム

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用する機能を有するシステムのこと。

2 令和元年度測定データ

(1) 大気質

① 雨水水素イオン濃度

測定地点	(pH)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
学研サイエンスプラザ	4.6	6.1	4.7	4.7	5.3	4.6	5.4	4.8
市役所	4.7	5.0	4.7	4.8	5.4	4.8	5.3	4.7
浄化センター	4.3	5.3	5.3	4.7	5.8	4.8	5.4	4.9
平均値	4.6	5.7	5.0	4.7	5.6	4.7	5.4	4.8

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
学研サイエンスプラザ	4.7	4.9	4.9	4.7	5.3	6.1	4.6
市役所	4.6	4.8	4.9	4.7	5.0	5.4	4.6
浄化センター	4.6	4.9	5.0	4.7	5.2	5.8	4.3
平均値	4.6	4.9	4.9	4.7	5.2		

※平均値は降水量の重みをかけた加重平均値

※加重平均値（1ヶ月間の降水を全て混合した場合の値）

② 二酸化硫黄（SO₂）

測定地点		(SO ₂ ppm)							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031	0.0033	0.0031	0.0031	0.0031
中地区	生駒台小学校	0.0032	0.0032	0.0031	0.0031	0.0033	0.0031	0.0031	0.0031
	消防本部	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032	0.0032	0.0032	0.0032
	市役所	0.0033	0.0032	0.0033	0.0032	0.0033	0.0032	0.0032	0.0032
南地区	大瀬中学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031
	有里第1公園	0.0030	0.0031	0.0031	0.0030	0.0032	0.0030	0.0031	0.0031
	生駒南小学校	0.0032	0.0032	0.0033	0.0031	0.0032	0.0032	0.0031	0.0031
平均値		0.0031	0.0031	0.0032	0.0031	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031

測定地点		12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0031	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031	0.0033	0.0030
中地区	生駒台小学校	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0033	0.0031
	消防本部	0.0031	0.0031	0.0031	0.0030	0.0031	0.0032	0.0030
	市役所	0.0033	0.0032	0.0032	0.0031	0.0032	0.0033	0.0031
南地区	大瀬中学校	0.0033	0.0031	0.0031	0.0032	0.0031	0.0033	0.0031
	有里第1公園	0.0030	0.0030	0.0031	0.0030	0.0031	0.0032	0.0030
	生駒南小学校	0.0033	0.0031	0.0031	0.0032	0.0032	0.0033	0.0031
平均値		0.0032	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をSO₂値(ppm)に換算したものである。

③ 二酸化窒素 (NO₂)

(NO₂ppm)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	土地改良区	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007
	学研サイエンスプラザ	0.006	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008
	上町自治会館	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009
中地区	生駒台小学校	0.008	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.009	0.009
	桜ヶ丘小学校	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.008
	消防本部	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	0.009	0.008
	市役所	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.009	0.008
南地区	生駒高校	0.008	0.009	0.007	0.006	0.007	0.006	0.008	0.008
	大瀬中学校	0.007	0.008	0.007	0.007	0.008	0.007	0.009	0.008
	有里第1公園	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.009	0.009
	生駒南小学校	0.007	0.008	0.009	0.007	0.006	0.007	0.008	0.008
	竜田川浄化センター	0.007	0.008	0.009	0.007	0.006	0.007	0.008	0.008
西地区	山麓公園	0.007	0.007	0.008	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007
	暗峠	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007
平均値		0.007	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008

測定地点		12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	土地改良区	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.005
	学研サイエンスプラザ	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.008	0.006
	上町自治会館	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.007
中地区	生駒台小学校	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.009	0.007
	桜ヶ丘小学校	0.009	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.007
	消防本部	0.009	0.009	0.007	0.008	0.009	0.010	0.007
	市役所	0.008	0.007	0.007	0.007	0.008	0.009	0.007
南地区	生駒高校	0.008	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.006
	大瀬中学校	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.007
	有里第1公園	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.007
	生駒南小学校	0.008	0.008	0.009	0.007	0.008	0.009	0.006
	竜田川浄化センター	0.007	0.008	0.010	0.007	0.008	0.010	0.006
西地区	山麓公園	0.006	0.006	0.009	0.006	0.007	0.009	0.005
	暗峠	0.006	0.007	0.008	0.006	0.006	0.008	0.006
平均値		0.008	0.008	0.008	0.007	0.008		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をNO₂値(ppm)に換算したものである。

(2) 河川水質

① 竜田川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.3	7.6	7.7	7.4	7.6	7.5	7.5
	BOD	mg/l	7.6	4.7	5.7	3.7	3.1	<0.5	5	2.1
	浮遊物質 (SS)	mg/l	4.0	3.0	4.0	1.0	<1	2.0	4.0	1
	溶存酸素 (DO)	mg/l	7.4	7.0	7.5	7.4	7.4	6.9	6.7	8.4
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	160,000	-	-	2,400	-	-	54,000
	流量	m ³ /s	-	0.021	-	-	0.030	-	-	0.045
	東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.8	7.8	8.6	8.6	8.1	8.2	7.9
BOD		mg/l	6.8	4.8	3.0	3.1	1.0	2.6	2.9	1.7
浮遊物質 (SS)		mg/l	4	3	5	<1	1	2	3	2
溶存酸素 (DO)		mg/l	9.9	9.2	12	10	9.2	8.7	9.8	11
大腸菌群数		MPN/100ml	-	54,000	-	-	2,800	-	-	16,000
流量		m ³ /s	-	0.090	-	-	0.207	-	-	0.091
全窒素		mg/l	-	5.1	-	-	2.8	-	-	3.8
全リン		mg/l	-	0.92	-	-	0.40	-	-	0.42
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	0.02	-	-	0.01	-	-	0.02
大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.4	7.5	7.8	7.9	8.0	7.6	8.1
	BOD	mg/l	4.2	7.8	5.2	5.5	0.9	2.8	3.0	2.5
	浮遊物質 (SS)	mg/l	4	5	7	2	2	2	3	1
	溶存酸素 (DO)	mg/l	7.8	7.1	6.3	9.0	10	8.9	7.3	11
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	54,000	-	-	5,400	-	-	92,000
	流量	m ³ /s	-	0.23	-	-	0.36	-	-	0.33
	市境	水素イオン濃度	pH	7.6	7.5	7.6	7.8	7.7	7.8	7.6
BOD		mg/l	4.5	7.4	1.5	3.1	1.6	2.6	1.4	1.5
浮遊物質 (SS)		mg/l	9	7	9	3	3	2	9	2
溶存酸素 (DO)		mg/l	8.9	7.6	8.0	8.7	7.5	8.3	8.3	9.2
大腸菌群数		MPN/100ml	-	13,000	-	-	3,500	-	-	54,000
流量		m ³ /s	-	0.25	-	-	0.57	-	-	0.39
全窒素		mg/l	-	4.9	-	-	1.6	-	-	3.9
全リン		mg/l	-	0.74	-	-	0.32	-	-	0.28
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	0.03	-	-	<0.01	-	-	0.01
カドミウム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
フッ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホウ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジチオ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域=C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.5	7.5	7.6	7.5	7.7	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.6	4.3	6.0	5.5	4.4	7.6	<0.5	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2	2	2	2	2	4	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.5	9.5	10.0	9.3	8.0	10	6.7	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	17000	-	58000	160000	2400	-
	流量	m ³ /s	-	-	0.041	-	0.034	0.045	0.021	-
	東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.7	7.6	7.9	7.7	8.0	8.6	7.6
BOD		mg/l	2.8	4.2	5.4	4.8	3.6	6.8	1.0	5以下
浮遊物質(SS)		mg/l	2	2	2	2	2	5	<1	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	11	10	12	11	10	12	8.7	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	2400	-	19000	54000	2400	-
流量		m ³ /s	-	-	0.181	-	0.143	0.207	0.090	-
全窒素		mg/l	-	-	5.4	-	4.3	5.4	2.8	-
全リン		mg/l	-	-	0.57	-	0.58	0.92	0.40	-
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	-	0.01	-	0.02	0.02	0.01	-
大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.4	7.4	7.7	7.5	7.7	8.1	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.8	4.4	5.8	4.0	4.1	7.8	0.9	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2	2	2	2	3	7	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.3	8.6	12	9.0	8.9	12	6.3	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	9200	-	40000	92000	5400	-
	流量	m ³ /s	-	-	0.16	-	0.27	0.36	0.16	-
	市境	水素イオン濃度	pH	7.6	7.5	7.7	7.6	7.6	7.8	7.5
BOD		mg/l	3.6	4.6	3.0	5.1	3.3	7.4	1.4	5以下
浮遊物質(SS)		mg/l	4	6	5	7	6	9	2	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	10	9.8	11	10	8.9	11	7.5	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	3500	-	19000	54000	3500	-
流量		m ³ /s	-	-	0.34	-	0.39	0.57	0.25	-
全窒素		mg/l	-	-	3.8	-	3.6	4.9	1.6	-
全リン		mg/l	-	-	0.45	-	0.45	0.74	0.28	-
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	-	<0.01	-	0.02	0.03	<0.01	-
カドミウム		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
シアン		mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
鉛		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
六価クロム		mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下
砒素		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
総水銀		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0005以下
アルキル水銀		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
P.C.B		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
四塩化炭素		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエタン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
1,1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
チウラム		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
シマジン		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
チオベンカルブ		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
ベンゼン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
セレン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	-	-	3.0	-	-	-	-	10以下
フッ素	mg/l	-	-	0.10	-	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	0.03	-	-	-	-	1以下	
1,4-ジクロロベンゼン	mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域=C類型。

② 竜田川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
東生駒川	水素イオン濃度	pH	7.6	7.5	7.9	7.5	7.6	7.9	7.5	6.5~8.5
	BOD	mg/l	7.4	1.9	4.5	6.0	5.0	7.4	1.9	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	3	<1	5	3	5	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.0	7.4	11	9.9	9.3	11	7.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	13,000	13,000	5,400	9,200	10,000	13,000	5,400	-
	流量	m ³ /s	0.043	0.086	0.059	0.046	0.058	0.086	0.043	-
	全窒素	mg/l	6.5	3.7	4.5	7.7	5.6	7.7	3.7	-
	全リン	mg/l	0.97	0.70	0.66	0.84	0.79	0.97	0.66	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01	-
菜師堂川	水素イオン濃度	pH	7.5	7.4	7.7	7.6	7.6	7.7	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	6.1	3.2	1.8	5.5	4.2	6.1	1.8	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	2	1	6	3	6	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.0	8.6	9.1	11	9.2	11	8.0	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	35,000	1,700	3,500	16,000	14,000	35,000	1,700	-
	流量	m ³ /s	0.002	0.024	0.020	0.020	0.017	0.024	0.002	-
	水素イオン濃度	pH	7.3	7.6	7.7	7.5	7.5	7.7	7.3	6.5~8.5
BOD	mg/l	5.0	2.8	1.2	6.2	3.8	6.2	1.2	5以下	
浮遊物質(SS)	mg/l	6	2	1	2	3	6	1	50以下	
溶存酸素(DO)	mg/l	6.3	8.5	9.2	10	8.5	10	6.3	5以上	
大腸菌群数	MPN/100ml	92,000	9,200	2,400	5,400	27,000	92,000	2,400	-	
流量	m ³ /s	0.006	0.019	0.033	0.025	0.021	0.033	0.006	-	
北原川	水素イオン濃度	pH	7.3	7.3	7.7	7.6	7.5	7.7	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/l	5.5	3.8	1.3	2.6	3.3	5.5	1.3	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2	2	<1	<1	2	2	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	7.9	7.7	9.4	12	9.3	12	7.7	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	54,000	9,200	2,400	3,500	17,000	54,000	2,400	-
	流量	m ³ /s	0.013	0.033	0.026	0.015	0.022	0.033	0.013	-
宝山寺川	水素イオン濃度	pH	7.4	7.6	7.9	7.8	7.7	7.9	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.6	2.8	2.2	3.1	3.2	4.6	2.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	5	4	<1	5	4	5	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	7.8	7.5	9.4	11	8.9	11	7.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	92,000	5,400	3,500	9,200	28,000	92,000	3,500	-
	流量	m ³ /s	0.020	0.043	0.034	0.034	0.033	0.043	0.020	-
山下川	水素イオン濃度	pH	7.4	7.5	7.6	7.7	7.6	7.7	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	1.9	4.2	2.1	6.2	3.6	6.2	1.9	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	6	2	2	4	4	6	2	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.0	6.9	7.9	10	8.2	10.0	6.9	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	54,000	9,200	35,000	16,000	28,550	54,000	9,200	-
	流量	m ³ /s	0.013	0.014	0.014	0.016	0.014	0.016	0.013	-
湯舟川	水素イオン濃度	pH	8.3	9.6	8.8	7.9	8.7	9.6	7.9	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.8	4.0	3.0	4.7	4.1	4.8	3.0	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	1	<1	3	2	4	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	10	11	11	12	11	12	10	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	35,000	1100	5,400	16,000	14,000	35,000	1100	-
	流量	m ³ /s	0.012	0.012	0.017	0.021	0.016	0.021	0.012	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準=C類型を記載する。

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
出合川	水素イオン濃度	pH	8.5	7.9	8.6	8.2	8.3	8.6	7.9	6.5~8.5
	BOD	mg/l	3.9	3.7	3.2	3.3	3.5	3.9	3.2	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	4	3	<1	2	3	4	<1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	12	9.4	9.9	13	11	13	9.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	35,000	790	16,000	5,400	10,000	35,000	790	-
	流量	m ³ /s	0.019	0.042	0.022	0.014	0.024	0.042	0.014	-
	文珠川	水素イオン濃度	pH	8.1	8.6	8.9	8.8	8.6	8.9	8.1
BOD		mg/l	4.2	3.1	1.1	1.9	2.6	4.2	1.1	5以下
浮遊物質 (SS)		mg/l	3	4	7	2	4	7	2	50以下
溶存酸素 (DO)		mg/l	8.1	7.8	9.9	11.0	9.2	11	7.8	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	92,000	5,400	2,400	16,000	29,000	92,000	2,400	-
流量		m ³ /s	0.029	0.016	0.044	0.050	0.035	0.050	0.016	-
別院川		水素イオン濃度	pH	7.8	8.2	8.0	8.3	8.1	8.3	7.8
	BOD	mg/l	6.0	2.5	3.9	3.9	4.1	6.0	2.5	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	3	2	2	3	3	3	2	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	8.6	11	11	13	11	13	8.6	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	160,000	1,100	35,000	54,000	63,000	160,000	1,100	-
	流量	m ³ /s	0.005	0.020	0.048	0.029	0.025	0.048	0.005	-
	有里川	水素イオン濃度	pH	7.4	7.5	7.6	7.6	7.5	7.6	7.4
BOD		mg/l	5.0	2.7	4.5	6.4	4.7	6.4	2.7	5以下
浮遊物質 (SS)		mg/l	4	3	2	4	3	4	2	50以下
溶存酸素 (DO)		mg/l	7.3	10	8.1	9.2	8.7	10	7.3	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	92,000	9,200	54,000	35,000	47,550	92,000	9,200	-
流量		m ³ /s	0.017	0.014	0.008	0.003	0.011	0.017	0.003	-
神田川		水素イオン濃度	pH	7.6	7.5	7.6	7.7	7.6	7.7	7.5
	BOD	mg/l	6.0	4.5	3.9	5.0	4.9	6.0	3.9	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	8	2	4	5	5	8	2	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	7.9	5.3	7.7	11	8.0	11	5.3	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	160,000	5,400	92,000	54,000	77,850	160,000	5,400	-
	流量	m ³ /s	0.030	0.027	0.047	0.034	0.034	0.047	0.027	-
	乙田川	水素イオン濃度	pH	8.5	8.2	8.0	8.1	8.2	8.5	8.0
BOD		mg/l	1	2.2	2.3	1.7	1.8	2.3	1.0	5以下
浮遊物質 (SS)		mg/l	1	15	3	2	5	15	1	50以下
溶存酸素 (DO)		mg/l	11	10	11	13	11	13	10	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	13,000	5,400	3,500	3,500	6,350	13,000	3,500	-
流量		m ³ /s	0.004	0.022	0.019	0.012	0.014	0.022	0.004	-
大谷川		水素イオン濃度	pH	7.2	7.1	7.4	7.6	7.3	7.6	7.1
	BOD	mg/l	3.1	4.2	2.3	5.3	3.7	5.3	2.3	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	2	10	1	3	4	10	1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	4.6	5.1	7.8	12	7.4	12	4.6	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	13,000	35,000	54,000	3,500	26,375	54,000	3,500	-
	流量	m ³ /s	0.0057	0.0103	0.0084	0.0103	0.009	0.010	0.006	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準=C類型を記載する。

③ 富雄川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
鷹山の大橋下	水素イオン濃度	pH 7.6	6.7	7.4	7.7	7.4	7.6	7.7	7.8	
	BOD	mg/l 1.4	6.1	2.8	2.5	1.8	<0.5	1.7	1.5	
	浮遊物質(SS)	mg/l 2	2	3	3	4	2	5	11	
	溶存酸素(DO)	mg/l 9.7	4	6.5	7.2	6.5	7.4	8.5	9.4	
	大腸菌群数	MPN/100ml -	2,200	-	-	-	2,400	-	-	2,400
	流量	m ³ /s -	0.0003	-	-	-	0.006	-	-	0.179
	総水銀	mg/l -	<0.00005	-	-	-	<0.00005	-	-	<0.00005
	水素イオン濃度	pH 8.8	8.7	7.5	8.8	7.7	7.6	7.9	8.1	
出店橋下	BOD	mg/l 2.7	2.1	1.5	1.3	2.5	1.3	1.3	1.0	
	浮遊物質(SS)	mg/l 5	2	3	1	6	3	3	4	
	溶存酸素(DO)	mg/l 14	13	9.2	13	10	8.6	9.3	11	
	大腸菌群数	MPN/100ml -	5,400	-	-	-	92,000	-	-	3,500
	流量	m ³ /s -	0.019	-	-	-	0.016	-	-	0.202
	総水銀	mg/l -	<0.00005	-	-	-	<0.00005	-	-	<0.00005
	水素イオン濃度	pH 7.1	6.5	7.2	7.6	6.9	7.2	7.4	7.6	
	高山郵便局前	BOD	mg/l 2.8	2.1	1.5	1.5	1.8	1.2	1.2	0.8
COD		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
浮遊物質(SS)		mg/l 7	2	4	<1	5	2	3	2	
溶存酸素(DO)		mg/l 8.1	9.9	6.4	6.9	8.2	7.9	8.8	9.9	
塩化物イオン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
大腸菌群数		MPN/100ml -	1,700	-	-	-	2,800	-	-	3,500
流量		m ³ /s -	0.004	-	-	-	0.054	-	-	0.236
水素イオン濃度		pH 8.4	6.7	7.6	7.2	7.5	7.4	7.8	7.8	
BOD		mg/l 1.3	2.1	0.8	2.7	1.4	0.8	1.3	0.9	
市境(高樋橋下)		COD	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質(SS)	mg/l 3	3	5	4	6	2	2	3	
	溶存酸素(DO)	mg/l 15	11	14	11	15	7.7	9.8	9.6	
	塩化物イオン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	大腸菌群数	MPN/100ml -	1100	-	-	-	1100	-	-	1700
	流量	m ³ /s -	0.00089	-	-	-	なし	-	-	0.33
	全窒素	mg/l 0.69	0.85	0.47	0.89	0.60	0.95	0.80	0.77	
	全リン	mg/l 0.075	0.076	0.075	0.097	0.081	0.076	0.095	0.058	
	陰イオン界面活性剤	mg/l <0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	
	カドミウム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	シアン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	鉛	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	六価クロム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	砒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	総水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	アルキル水銀	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	P.C.B	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	ジクロロタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	四塩化炭素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	トリクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	テトラクロロエチレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	チウラム	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	シマジン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
	チオベンカルブ	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
ベンゼン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		
セレン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		
フッ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		
ホウ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		
1,4-ジクロロベンゼン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-		

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
鷹山の 大橋下	水素イオン濃度	pH	7.6	7.5	8.1	8.1	7.6	8.1	6.7	6.5~8.5
	BOD	mg/l	<0.5	1.5	3.2	1.2	2.1	6.1	<0.5	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	<1	22	<3	5	22	<1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	11	12	13	8.9	13	4.0	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	3,500	-	3,000	3,500	2,200	5000以下
	流量	m ³ /s	-	-	0.050	-	0.059	0.179	0.0003	-
	総水銀	mg/l	-	-	<0.00005	-	<0.00005	<0.00005	<0.00005	-
出店橋 下	水素イオン濃度	pH	7.6	7.3	7.7	7.5	7.9	8.8	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/l	0.9	3.6	1.9	1.7	1.8	3.6	0.9	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	<1	1	<14	<7	4	14	<1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	12	8	13	11	11	14	8.2	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	5,400	-	27,000	92,000	3,500	5000以下
	流量	m ³ /s	-	-	0.021	-	0.064	0.202	0.016	-
	総水銀	mg/l	-	-	<0.00005	-	<0.00005	<0.00005	<0.00005	-
高山郵 便局前	水素イオン濃度	pH	7.6	7.4	7.8	7.2	7.3	7.8	6.5	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.2	1.9	3.0	2.6	1.9	3.0	0.8	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	<1	3	17	3	4	17	<1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	12	12	12	9.1	9.3	12	6.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	1,100	-	2,000	3,500	1,100	-
	流量	m ³ /s	-	-	0.095	-	0.097	0.236	0.004	-
	市境(高 樋橋下)	水素イオン濃度	pH	7.7	7.5	8.3	7.7	7.6	8.4	6.7
BOD		mg/l	1.2	0.8	1.4	1.8	1.4	2.7	0.8	5以下
浮遊物質(SS)		mg/l	<1	<1	12.0	1.0	4	12	1.0	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	12	12	12	12	12	15	7.7	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	1,300	-	1,300	1,700	1,100	-
流量		m ³ /s	-	-	0.19	-	0.173	0.33	0.00089	-
全窒素		mg/l	1.1	1.7	0.94	1.4	0.93	1.7	0.47	-
全リン		mg/l	0.064	0.056	0.091	0.055	0.075	0.097	0.055	-
陰イオン界面活性剤		mg/l	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	0.01	0.02	<0.01	-
カドミウム		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
シアン		mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
鉛		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
六価クロム		mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下
砒素		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
総水銀		mg/l	-	-	<0.00005	-	-	-	-	0.0005以下
アルキル水銀		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
P.C.B		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロタン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
四塩化炭素		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロタン		mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロタン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロタン		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
チウラム		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
シマジン		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
チオベンカルブ		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
ベンゼン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
セレン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	-	-	<0.98	-	-	-	-	10以下
フッ素	mg/l	-	-	<0.12	-	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	<0.02	-	-	-	-	1以下	
1,4-ジクロロベンゼン	mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

④ 富雄川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
美の原川	水素イオン濃度	pH	8.5	7.6	7.9	8.2	8.1	8.5	7.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.0	1.9	1.2	0.9	1.5	2.0	0.9	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	<1	3	6	3	3	6	<1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	7.5	9.5	12	10	12	7.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	1,700	13,000	5,400	5,400	6,000	13,000	1,700	5,000以下
	流量	m ³ /s	0.002	0.088	0.138	0.027	0.064	0.138	0.002	-
中村川	水素イオン濃度	pH	7.3	7.3	7.1	7.1	7.2	7.3	7.1	6.5~8.5
	BOD	mg/l	0.7	1.9	1.1	4.1	2.0	4.1	0.7	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	2.0	<1	2	2	2	<1.0	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.2	6.2	8.5	11	8.5	11	6.2	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	5,400	35,000	16,000	35,000	23,000	35,000	5,400	5,000以下
	流量	m ³ /s	0.002	0.009	0.011	0.009	0.008	0.011	0.002	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、流入地点である富雄川上流の環境基準=B類型を記載する。

⑤ 天野川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川合流前	水素イオン濃度	pH	7.6	7.3	7.6	7.6	7.5	7.6	7.3	-
	BOD	mg/l	<0.5	1.2	0.9	1.0	0.9	1.2	<0.5	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	3.0	4.0	<1	3	3	4	<1	-
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.6	5.4	8.8	11	8.5	11	5.4	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	5,400	24,000	54,000	2,400	21,000	54,000	2,400	-
	流量	m ³ /s	0.011	0.140	0.046	0.023	0.055	0.140	0.011	-
市境(羽衣橋下)	水素イオン濃度	pH	7.9	7.9	8.3	7.9	8.0	8.3	7.9	-
	BOD	mg/l	4.3	0.5	1.0	2.2	2.0	4.3	0.5	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	2	<1	4	3	4	<1	-
	溶存酸素(DO)	mg/l	10	10	12	14	12	14	10	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	5,400	2,400	3,500	2,400	3,000	5,400	2,400	-
	流量	m ³ /s	0.091	0.113	0.248	0.100	0.138	0.248	0.091	-
	全窒素	mg/l	2.9	1.6	2.0	3.7	2.6	3.7	1.6	-
	全リン	mg/l	0.16	0.17	0.11	0.13	0.14	0.17	0.11	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02	<0.01	0.01	<0.01	0.01	0.02	<0.01	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	シアン	mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	<0.00005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	1,1,2-トリクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	トリクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	トリクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロタン	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
ベンゼン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下	
セレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	2.1	-	-	-	10以下	
フッ素	mg/l	-	-	-	0.14	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	-	0.03	-	-	-	1以下	
1,4-ジクロロ	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は設定されていないが、大阪府界から下流はB類型に指定されている。

⑥ 天野川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川	水素イオン濃度	pH	8.5	8.7	8.1	8.1	8.4	8.7	8.1	-
	BOD	mg/l	5.2	1.3	2.2	3.7	3.1	5.2	1.3	-
	浮遊物質 (SS)	mg/l	2	2	1	2	2	2	1	-
	溶存酸素 (DO)	mg/l	14	14	12	16	14	16	12	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	35,000	17,000	35,000	9,200	20,000	35,000	9,200	-
	流量	m ³ /s	0.0039	0.0096	0.0097	0.0069	0.0075	0.0097	0.0039	-
穴虫川	カドミウム	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	ヒ素	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	<0.00005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	P.C.B	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	セレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	3.0	-	-	-	10以下	
フッ素	mg/l	-	-	-	0.32	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	-	0.04	-	-	-	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	

⑦ 天野川支流 (農業用水項目)

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
山 口 川	水素イオン濃度	pH	9.3	9.4	8.6	8.3	8.9	9.4	8.3	6.0~7.5
	COD	mg/l	4.2	3.4	4.6	5.6	4.5	5.6	3.4	6以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	1	<1	2	3	2	3	<1	100以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	14	17	12	14	14	17	12.0	5以上
	全窒素	mg/l	2.1	0.7	4.4	3.2	2.6	4.4	0.7	1以下
	電気伝導率	mS/m	28	28	24	21	25	28	21	30以下
	ヒ素 (As)	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下
	亜鉛 (Zn)	mg/l	0.004	0.003	0.007	0.014	0.007	0.014	0.003	0.5以下
	銅 (Cu)	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.003	0.004	<0.002	0.02以下
	n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	底質のn-ヘキサン抽出物質	%	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	0.6	0.8	<0.5	-
	穴 虫 川	水素イオン濃度	pH	10.1	9.7	8.6	8.5	9.2	10.1	8.5
COD		mg/L	8.3	5.5	5	6.3	6.3	8.3	5.0	6以下
浮遊物質 (SS)		mg/L	4	3	1	4	3	4	1	100以下
溶存酸素 (DO)		mg/L	15	12	12	15	14	15	12	5以上
全窒素		mg/L	1.5	1.2	3.2	6.5	3.1	6.5	1.2	1以下
電気伝導率		mS/m	32	30	34	43	35	43	30	30以下
ヒ素 (As)		mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下
亜鉛 (Zn)		mg/L	0.019	0.011	0.019	0.110	0.040	0.110	0.011	0.5以下
銅		mg/L	0.003	0.003	<0.002	<0.002	0.003	0.003	<0.002	0.02以下
n-ヘキサン抽出物質 (鉱油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
底質のn-ヘキサン抽出物質		%	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-

(注) 農業用水基準は、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質指標である。作物の感受性は、種類や個体、生育時期、栽培法、環境条件、成分相互の相乗作用等により異なり、これらの基準値を超過すれば直ちに被害が発生するものではない。

※底質のn-ヘキサン抽出物質は、乾泥状態の%で示す。

⑧ 山田川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
大学院 大学南側	水素イオン濃度	8.1	7.7	7.9	7.6	7.8	8.1	7.6	-
	BOD mg/l	0.9	1.1	<0.5	0.6	0.8	1.1	<0.5	-
	浮遊物質(SS) mg/l	3	2	2	<1	2	3	<1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	9.6	7.6	9.7	11	9.5	11	7.6	-
	大腸菌群数 MPN/100ml	11000	7900	11000	700	7650	11000	700	-
	流量 m ³ /s	0.0079	0.0066	0.0163	0.0107	0.0104	0.0163	0.0066	-
	水素イオン濃度 pH	8.4	7.5	8.2	8.1	8.1	8.4	7.5	-
市境 (両国橋下)	BOD mg/l	2.0	4	1.7	3.2	2.7	4.0	1.7	-
	浮遊物質(SS) mg/l	<1	2	<1	4	2	4	<1	-
	溶存酸素(DO) mg/l	11	9.1	10	11	10	11	9.1	-
	大腸菌群数 MPN/100ml	330	140	45	5400	1,500	5,400	45	-
	流量 m ³ /s	0.086	0.097	0.086	0.048	0.079	0.097	0.048	-
	全窒素 mg/l	6.5	7.3	4.9	3.4	5.5	7.3	3.4	-
	全リン mg/l	0.31	0.30	0.68	0.25	0.39	0.68	0.25	-
	陰イオン界面活性剤 mg/l	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	0.01	0.02	<0.01	-
	カドミウム mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	シアン mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛 mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	砒素 mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	総水銀 mg/l	-	-	-	<0.00005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀 mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	PCB mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロタン mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素 mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロタン mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	トリス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	チウラム mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	セレン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	-	-	-	2.3	-	-	-	10以下
	フッ素 mg/l	-	-	-	0.13	-	-	-	0.8以下
ホウ素 mg/l	-	-	-	<0.035	-	-	-	1以下	
1,4-ジクロロベンゼン mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は設定されていない。

(3) 生駒市清掃センター

① 排ガス測定

[測定位置: 1系煙突]

測定項目	測定年月日 単位	R1. 6. 21	R1. 7. 2	R1. 9. 5	R1. 10. 17	R2. 3. 11	-	-	平均値	最大値	最小値	規制基準	
		1系	1系	1系	1系	1系							
湿りガス量	m ³ /h	60,900	60,600	56,500	56,400	62,900	-	-	59,500	62,900	56,400		
乾きガス量	m ³ /h	48,900	48,300	43,300	46,100	49,100	-	-	47,100	49,100	43,300		
ガス温度	℃	229	229	226	220	226	-	-	226	229	220		
水分比	%	19.7	20.3	23.3	18.3	22.0	-	-	20.7	23.3	18.3		
流速	m/s	16.2	16.1	14.8	14.5	16.7	-	-	15.7	16.7	14.5		
ガス組成	二酸化炭素	%	3.4	4.4	3.8	5.0	3.8	-	-	4.1	5.0	3.4	
	酸素	%	16.3	15.7	16.1	15.3	16.4	-	-	16.0	16.4	15.3	
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	
	窒素	%	80.3	79.9	80.1	79.7	79.8	-	-	80.0	80.3	79.7	
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	0.001	0.001	<0.001	
	換算値	g/m ³ N	<0.002	0.001	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	0.002	0.001	<0.002	0.08以下
	酸素濃度	%	16.3	15.7	16.1	15.3	16.4	-	-	16.0	16.4	15.3	
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	1.8	<0.2	<0.2	<0.2	-	-	0.5	1.8	<0.2	
	換算値	ppm	<0.5	3.1	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	1.0	3.1	<0.5	
	排出量	m ³ N/h	<0.01	0.1	<0.009	<0.01	<0.01	-	-	0.026	0.090	<0.009	
	酸素濃度	%	16.3	15.7	16.1	15.3	16.4	-	-	16.0	16.4	15.3	
	黄酸化物の排出量に換算する係数	-	<0.01	0.0	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	0.0	0.0	<0.01	10以下
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	55	60	51	53	51	-	-	54	60	51	
	換算値	ppm	100	100	95	100	97	-	-	98	100	95	250以下
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.2	16.3	16.3	-	-	16.2	16.3	16.0	
揮発性有機化合物濃度	測定値	mg/m ³ N	23	32	18	7	14	-	-	19	32	7	
	換算値	mg/m ³ N	44	54	34	12	28	-	-	34	54	12	700以下
	測定値	ppm	14	19	11	4	8	-	-	11	19	4	
	換算値	ppm	27	33	21	7	17	-	-	21	33	7	
一酸化炭素濃度 (連続測定)	測定値	ppm	8	9	7	14	11	-	-	10	14	7	
	換算値	ppm	14	16	13	26	21	-	-	18	26	13	
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.1	16.0	16.2	16.3	16.3	-	-	16.2	16.3	16.0	

[測定位置: 2系煙突]

測定項目	測定年月日 単位	R1. 4. 26	R1. 5. 24	R1. 8. 9	R1. 11. 20	R1. 12. 13	R2. 1. 17	R2. 2. 14	平均値	最大値	最小値	規制基準	
		2系	2系	2系	2系	2系	2系	2系					
湿りガス量	m ³ /h	65,900	56,200	56,600	61,200	56,700	61,200	57,200	59,300	65,900	56,200		
乾きガス量	m ³ /h	52,600	44,000	45,500	49,200	47,500	49,300	46,900	47,900	52,600	44,000		
ガス温度	℃	230	227	227	221	226	220	222	225	230	220		
水分比	%	20.2	21.7	19.6	19.6	16.3	19.4	18.0	19.3	21.7	16.3		
流速	m/s	17.7	14.8	15.0	15.8	14.8	15.8	14.8	15.5	17.7	14.8		
ガス組成	二酸化炭素	%	4.2	3.5	3.2	4.4	4.2	3.9	3.9	3.9	4.4	3.2	
	酸素	%	16.0	16.5	17.1	16.2	16.1	16.6	16.6	16.4	17.1	16.0	
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	窒素	%	79.8	80.0	79.7	79.4	79.7	79.5	79.5	79.7	80.0	79.4	
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	
	換算値	g/m ³ N	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.003	0.002	0.002	<0.002	0.08以下
	酸素濃度	%	16.0	16.5	17.1	16.2	16.1	16.6	16.6	16.4	17.1	16.0	
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2		
	換算値	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
	排出量	m ³ N/h	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.01	
	酸素濃度	%	16.0	16.5	17.1	16.2	16.1	16.6	16.6	16.4	17.1	16.0	
	黄酸化物の排出量に換算する係数	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10以下
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	51	53	52	52	50	45	51	51	53	45	
	換算値	ppm	91	98	95	100	93	88	95	94	100	88	250以下
	酸素濃度	%	16.0	16.2	16.1	16.5	16.2	16.4	16.2	16.2	16.5	16.0	
揮発性有機化合物濃度	測定値	mg/m ³ N	10	1	13	11	7	14	4	8	14	1	
	換算値	mg/m ³ N	18	3	31	21	13	30	9	18	31	3	700以下
	測定値	ppm	6	<1	8	6	4	9	2	5	9	<1	
	換算値	ppm	11	<2	19	13	8	18	5	11	19	<2	
一酸化炭素濃度 (連続測定)	測定値	ppm	4	7	5	9	10	11	21	10	21	4	
	換算値	ppm	7	13	9	18	18	21	39	18	39	7	
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.0	16.2	16.1	16.5	16.2	16.4	16.2	16.2	16.5	16.0	

※換算値は酸素濃度12%換算した値。

※m³/hは、標準状態(0℃1気圧)における体積を示す。

※平均値の算出にあたり、下限値未満は下限値として取り扱った。

② 臭気測定

(ppm)

測定月	6月				悪臭防止法に基づく規制基準
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(ppm)

測定月	9月				悪臭防止法に基づく規制基準
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	0.1	0.1	0.1	0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	0.0006	0.0009	0.0007	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	0.0004	0.0007	0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(4) エコパーク 2 1

① 臭気測定

測定位置：活性炭脱臭装置出口

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	0.3	0.1	< 0.1	< 0.1	—
メチルメルカプタン ppm	0.0002	< 0.0002	0.0009	< 0.0002	—
硫化水素 ppm	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.002	—
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	—
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド ppm	0.011	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	—
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	—
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	—
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
臭気指数	< 10	< 10	< 10	< 10	—
臭気濃度	< 10	< 10	< 10	< 10	300※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらるる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる排出口基準。
なお生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：敷地境界(風上)

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.022	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	< 10	< 10	< 10	< 10	—
臭気濃度	< 10	< 10	< 10	< 10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらるる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：敷地境界（風下）

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらるる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：北田原イモ山地区

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらるる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：白庭台地区

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日, 奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

3 施設概要

(1) 生駒市清掃センター

人口増加やライフスタイルの変化などによるごみの増加に対応するため、1日に110tのごみを焼却できる炉を2基備えた生駒市清掃センターは、平成3年3月に竣工して以来、環境保全と安全対策に細心の注意を払いつつ、安定かつ適切なごみ処理を行うとともに、発生した熱エネルギーを回収し、生駒市清掃センター施設内及び隣接する生駒山麓公園施設内において、温水生成のための熱源として利用している。

平成9年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大気汚染防止法」が改正され、既設炉の排ガス中のダイオキシン類(*)濃度基準が、平成14年12月以降1ng-TEQ/m³N(*)以下に規制されることになり、この新基準に適合させるため、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策に着手し、平成14年3月に改修が完了している。

また、生駒市清掃センター工場棟2階に「ごみの情報館」を設置し、一目でごみの焼却処理・排ガス処理・灰処理などの流れをみる事ができるように、焼却処理施設の模型を設置している。さらに、生駒市清掃センター施設全体の模型・循環型社会を作るための啓発コーナーやごみの量の比較表等、さまざまなごみの情報源として、市民がごみ処理について学び、関心を持ってもらえるようになっている。令和元年度には、市内12小学校の約1,208人及びその他見学者約108人をあわせて、1,316人の方々が施設見学に訪れた。

今後もさらに環境衛生の推進とごみの減量化・リサイクル化を進め、より効率的なごみ処理を実施していく。

① 施設の概要

所在地	生駒市俵口町2116番地91
敷地面積	48,023m ² (甲子園球場1個分の広さ)
延べ床面積	6,994.29m ² (小学校の教室110個分の広さ)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階/地下2階
処理能力	220トン/24時間 (110トン/24時間×2炉)
炉型式	流動床式焼却炉

② 公害防止対策

a 排ガス対策

高性能の集じん装置や有害ガス除去装置を採用し、ダイオキシン類対策をはじめ、厳しい基準値に適合したきれいな排ガスを排出している。

b 飛灰対策

飛灰は、加熱脱塩素化処理装置でダイオキシン類を分解した後、薬剤を添加し、有害重金属の溶出を防止して、最終処理場へ搬出している。

c 臭気対策

ごみピットの臭気は、エアーカーテンにより施設外への漏れ出しを防止するとともに、燃焼用空気として、焼却炉内で高温による熱分解処理を行っている。

d 汚水排水対策

ごみ汚水は焼却炉内で噴霧処理する。施設内で発生するその他の汚水は、処理した後に排ガス冷却水として再利用するなど、施設外に汚水排水を出さない完全クローズドシステムを採用している。

(2) エコパーク 21

平成 13 年 4 月に本格稼働したし尿処理施設エコパーク 21 は、単にし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するのではなく、その処理過程から発生する汚泥に有機性廃棄物の生ごみを加えて、メタンガスを発生させ、電気・熱エネルギーの回収を行うとともに、メタン発酵を終えた汚泥を原料にして肥料を生産する施設である。

令和元年度のし尿等の処理状況は、汲み取りし尿が 3,670.90kl、浄化槽汚泥が 19,917.65kl、平成 28 年 4 月から受け入れを開始した平群町汚泥が 2,289.40kl で合計 25,877.95kl となり、1 日当たりに換算すると、し尿 10.03kl、浄化槽汚泥 54.42kl、平群町汚泥 6.26kl を合わせ約 70.71kl の処理をしたことになる。

生ごみについては、市内の大型店舗等から排出される野菜系の生ごみと学校給食センターの調理残渣を活用しており、搬入された量は、447.00t で 1 日平均 1.22t となっている。

本施設の主要な処理システムは、受入・貯留設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備、高度処理・消毒設備、汚泥処理（再資源化）、脱臭設備において、適正な水処理と効率的な資源・エネルギーを回収するとした循環型社会に対応した施設である。

再資源化システムは、汚泥に生ごみを加えてメタン発酵を行い、メタンガスを回収し発電を行っている。発電した電気は、施設内の照明用電力に、また余剰のメタンガスは蒸気ボイラの燃料としてメタン発酵槽の加温の熱源に利用する等、エネルギーの有効活用を行っている。

さらに、メタン発酵を終えた消化汚泥は、真空乾燥し肥料とするため堆肥化装置で発酵させた後に袋詰めして、市民の方々等に提供し、家庭菜園などの肥料として利用されている。なお、この汚泥発酵肥料（たけまるコンポ）は、農林水産大臣に普通肥料として登録している。

また、平成 29 年 3 月 27 日からエコパーク 21 処理水の放流先を河川から公共下水道(*)に切り替えた。その際に、水処理工程のうち膜分離装置及び活性炭吸着塔での処理を停止し、これらの設備をバイパスして下水道に放流する工程に変更を行っている。

① 施設の概要

所在地：生駒市北田原町 2476 番地 8

敷地面積：7,518m²

建築面積：2,252m²

処理能力：し尿等 80kl/日 (し尿 10kl/日・浄化槽汚泥 70kl/日) 生ごみ 1.3 t/日 (最大 2.6 t/日)

処理方式：水処理工程・・・膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理のうち、膜分離装置及び活性炭吸着塔をバイパスし、放流先を下水道放流とする。

再資源化工程・・・高温高速メタン発酵方式（メビウスシステム）及び汚泥堆肥化

② 公害防止対策

a 騒音・臭気対策

本施設は、住宅地に近接しているため、騒音・振動等の発生を防止する対策を行うほか、特に臭気については、し尿等の搬入する車両の出入り口を二重構造にするとともに薬剤による洗浄や活性炭による吸着処理を行い、臭気がエコパーク 21 から外部に出ない対策を講じている。

(3) 火葬場

生駒市営火葬場は昭和47年に設置され、市民生活に欠くことのできない施設として稼働している。敷地内には小規模ながら斎場も併設している。

また、設置後40年以上経過しており、利用者は増加する傾向にあるが、火葬場施設の機能低下はなく、炉内の耐火レンガの張り替えや台車の補修などを実施するなど、適正な維持管理に努めて対応している。

火葬場の炉は廃棄物処理施設ではないので大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設には該当しないが、火葬時の副葬品に制限を加えるとともに、平成7年度には煙道の再燃設備を設置して排出ガスを更に高温で焼却して完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生の抑止に努めている。

平成12年3月に厚生労働省より火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針が出されたことにより、そのガイドラインに基づき調査を実施している。

① 施設の概要

所在地：生駒市東菜畑1丁目90番地

敷地面積：1,256 m² (380坪)

延べ床面積：火葬場 160 m² (48坪)

斎場 36 m²

納骨塔 9 m²

納骨堂 16 m²

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

設備：火葬炉5基 (昭和54年度2基増設)

② 火葬場の利用状況

		平成27	28	29	30	令和元
火葬場	市内 (件)	749	766	779	762	801
	市外 (件)	160	167	163	214	201
	合計 (件)	909	933	942	976	1002
	1日当たり (件/日)	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8
斎場 (件)		11	6	6	7	4

④ 火葬場使用料 (令和元年10月1日から)

		使用料	
		市内	市外
火葬場	大人 (12歳以上の者) 一体につき	10,000円	80,000円
	小人 (12歳未満の者) 一体につき	5,000円	40,000円
	死産児 一体につき	2,500円	25,000円
	人体の一部分 一個につき	1,700円	17,000円
斎場	2時間以内	2,090円	
	2時間以上1時間につき	1,050円	

4 生駒市環境基本条例

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条・第9条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第19条)

第4節 地球環境の保全の推進(第20条)

第5節 推進体制の整備等(第21条・第22条)

第3章 環境審議会等(第23条・第24条)

附則

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。
- (5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置等)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

- 2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。
- 3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。
- 4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。
- 5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

第4節 地球環境の保全の推進

第20条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第21条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第23条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 議会の議員

- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。

3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者及び市民
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下、省略)

5 環境行政の沿革

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
昭和42年8月		公害対策基本法公布
昭和43年6月		大気汚染防止法、騒音規制法公布
昭和45年12月		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法公布
昭和46年6月		悪臭防止法公布
昭和46年7月		奈良県公害防止条例施行
昭和46年11月	生駒市制施行	
昭和47年6月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	自然環境保全法公布
昭和48年6月		「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」実施
昭和48年10月		瀬戸内海環境保全特別措置法公布
昭和51年6月		振動規制法公布
昭和49年4月	生駒市火葬場条例施行	
昭和63年4月	生駒市環境保全条例施行	
平成3年4月	生駒市清掃施設条例施行（生駒市清掃センター、清掃リレーセンターの設置）	再生資源の利用の促進に関する法律公布
平成4年3月	たつたがわ万葉クリーン計画を策定	
平成5年8月	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針を策定	
平成5年11月		環境基本法公布
平成6年1月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（全部改正）	
平成6年12月		国の環境基本計画策定
平成7年3月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成7年6月		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律公布
平成8年3月	生活排水処理基本計画策定	奈良県環境総合計画策定
平成9年4月		奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
平成9年6月		環境影響評価法公布
平成10年6月		特定家庭用機器再商品化法公布
平成10年10月		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成11年3月	生駒市環境保全条例を廃止し生駒市環境基本条例施行、生駒市環境基本計画策定	
平成11年12月		奈良県環境影響評価条例施行
平成12年1月		ダイオキシン類対策特別措置法施行

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 12 年 6 月		循環型社会形成推進基本法公布 食品リサイクル法施行
平成 13 年 3 月	生駒市環境行動計画策定	
平成 13 年 4 月	エコパーク 2 1 条例施行 (衛生処理場)	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 施行
平成 14 年 1 月		P R T R 法施行
平成 14 年 5 月		建設リサイクル法施行
平成 15 年 1 月		自然再生推進法施行
平成 15 年 2 月		土壌汚染対策法施行
平成 15 年 7 月		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進 に関する法律公布
平成 16 年 6 月		景観法公布
平成 16 年 9 月	生駒市緑の基本計画策定	
平成 17 年 1 月		自動車リサイクル法施行
平成 17 年 2 月		京都議定書発効
平成 17 年 3 月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 17 年 6 月	いこま水環境実感再生計画認定	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律施行
平成 18 年 3 月		石綿による健康被害等の救済に関する法律施行 奈良県環境総合計画策定
平成 18 年 4 月		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行
平成 21 年 3 月	生駒市環境基本計画 (第 2 次) 策定	
平成 21 年 4 月		奈良県景観計画策定
平成 21 年 5 月		エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) 改正
平成 21 年 10 月	生駒市環境基本計画推進会議 (ECO-net 生駒) 設立	
平成 22 年 12 月	生駒市環境マネジメントシステム運用開始	
平成 23 年 1 月	景観法に基づく景観行政団体となる	
平成 23 年 1 月	生駒市まちをきれいにする条例施行 生駒市景観条例施行	
平成 23 年 4 月	生駒市景観計画策定	
平成 23 年 5 月	ごみ半減プラン (生駒市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画) 策定	
平成 23 年 7 月	環境自治体スタンダード (LAS-E) 第 1 ステ ージ合格証を取得	
平成 24 年 10 月	生駒市環境基本条例改正	
平成 25 年 3 月		奈良県エネルギービジョン策定
平成 25 年 4 月		小型家電リサイクル法施行
平成 25 年 10 月	生駒市まちをきれいにする条例改正	

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 26 年 3 月	環境モデル都市に選定 生駒市エネルギービジョン策定	
平成 26 年 6 月	生駒市環境基本計画 5 年目見直し版策定	
平成 27 年 1 月	生駒市環境モデル都市アクションプラン策定	
平成 27 年 4 月	家庭ごみ有料化を開始	
平成 28 年 3 月		奈良県環境総合計画策定 第 2 次奈良県エネルギービジョン策定
平成 28 年 10 月	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行	
平成 29 年 10 月	生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例施行	
平成 30 年 4 月		国の第五次環境基本計画を閣議決定
平成 31 年 3 月	生駒市環境基本計画（第 3 次）策定 生駒市環境モデル都市アクションプラン（第 2 次）策定	第 3 次奈良県エネルギービジョン策定
令和元年 7 月	SDGs 未来都市に選定	
令和元年 9 月	生駒市農業ビジョン	
令和元年 10 月	生駒市 SDGs 未来都市計画策定	
令和元年 11 月	ゼロカーボンシティを宣言	

生駒市の環境

《令和2年度版》

令和3年3月

編集発行：生駒市地域活力創生部

SDGs推進課

市民部 環境保全課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL：(0743) 74-1111

FAX：(0743) 75-8125